

資 料 編

資料編

1 人口・産業等	208
表1 本県の地域別人口動向	208
表2 製造品出荷額等の推移	208
表3 農林業の動向	209
表4 年次別漁業生産量及び金額	209
表5 青森県内の自動車保有台数の推移	209
2 地球にやさしい青森県行動プラン	210
表6 「地球にやさしい青森県行動プラン」平成19年度実績	210
表7 「地球にやさしい青森県行動プラン」平成19年度実績（物品調達）	210
3 公害防止	211
表8 公害防止協定等の締結状況	211
表9 公害防止管理者等選任届出状況	221
4 自然保護	222
表10 県自然環境保全地域等指定状況	222
表11 自然公園内での規制行為に対する許可等の推移	224
表12 自然公園美化対策一覧表	224
表13 自然公園保護対策一覧表	224
表14 県立自然ふれあいセンター年間行事開催実績表	225
表15 世界遺産条約の概要等	226
表16 鳥獣保護関係施設一覧	227
表17 県内鳥獣関係天然記念物	227
5 大気汚染	228
表18 大気汚染に係る環境基準	228
表19 大気汚染監視自動測定局一覧	229
表20 二酸化硫黄測定結果	230
表21 窒素酸化物測定結果	231
表22 光化学オキシダント測定結果	232
表23 一酸化炭素測定結果(非分散型赤外分析法)	232
表24 浮遊粒子状物質測定結果	233
表25 非メタン炭化水素測定結果	234
表26 メタン及び全炭化水素測定結果	234
表27 有害大気汚染物質モニタリング調査結果	235
表28 大気汚染防止法及び青森県公害防止条例に基づく届出施設数	236
表29 電気事業法及びガス事業法に基づく施設設置状況	238
表30 大気汚染防止法及び青森県公害防止条例に基づく届出受理件数	239
表31 発生源監視測定局項目一覧表	239
表32 全国星空継続観察結果	239
6 悪臭	240
表33 特定悪臭物質の臭気強度別濃度	240
表34 発生源別悪臭苦情件数	241

表35	悪臭規制地域の指定状況	241
表36	悪臭規制基準	242
表37	飼養戸数、頭羽数（県計）の推移	242
7	水質汚濁	243
表38	水質汚濁に係る環境基準	243
表39	生活環境に係る環境基準の水域類型の指定状況	248
表40	水質調査水域の概要図	251
表41	水道普及状況	252
表42	県内水道水源別取水量	252
表43	調査河川等数及び測定項目数	253
表44	健康項目の環境基準値を超えた地点数	253
表45	公共用水域の底質測定結果	254
表46	地下水質調査結果総括表	255
表47	「私たちの名水」一覧	256
表48	県内から選定された「名水百選」（昭和59年度環境庁選定）	256
表49	水浴場の判定基準	257
表50	水浴場水質調査結果	258
表51	県内から選定された「快水浴場百選」（平成18年5月環境省選定）	259
表52	排水に係る基準	260
表53	水質汚濁防止法及び青森県公害防止条例に基づく届出事業場数	262
表54	水質汚濁防止法及び青森県公害防止条例に基づく届出受理件数	263
表55	特定事業場の改善指導等の状況	263
表56	下水道終末処理場整備状況	264
表57	青森県八戸工業用水道水質測定結果	265
表58	青森県六ヶ所工業用水道水質測定結果	266
8	騒音・振動	267
表59	自動車騒音常時監視結果	267
表60	航空機騒音測定結果（青森空港）	268
表61	航空機騒音測定結果（八戸飛行場）	268
表62	航空機騒音測定結果（三沢飛行場）	268
表63	新幹線鉄道騒音測定結果	269
表64	騒音実態調査測定結果	269
表65	振動実態調査測定結果	269
表66	騒音に係る環境基準	270
表67	騒音規制地域の指定状況	271
表68	振動規制地域の指定状況	271
表69	騒音規制法及び振動規制法に基づく届出状況	272
表70	県公害防止条例に基づく届出状況	272
表71	騒音に係る規制基準	273
表72	振動に係る規制基準	274

表73	一般的な騒音の例	275
表74	振動の影響例	275
表75	三沢飛行場周辺地域等における防衛施設周辺騒音対策関係事業一覧表	276
表76	J R 東日本及び J R 貨物の対策実施状況	276
9	地盤・土壌環境	277
表77	土壌汚染に係る環境基準	277
表78	土壌汚染に係る特定有害物質及び指定区域の指定基準	278
表79	青森地区の主な水準点の水準測量結果(変位量上位10位)	279
表80	八戸地区の主な水準点の水準測量結果(上位10位)	279
表81	八戸地区の観測井測定結果(水位・沈下量の年度別累積変動)	280
10	化学物質	281
表82	ダイオキシン類環境基準	281
表83	環境大気の大ダイオキシン類調査結果	281
表84	ダイオキシン類モニタリング調査結果(公共用水域)	282
表85	ダイオキシン類モニタリング調査結果(地下水)	283
表86	ダイオキシン類モニタリング調査結果(土壌)	283
表87	環境ホルモン調査結果(水質)	284
表88	環境ホルモン調査結果(底質)	285
表89	平成19年度 P R T R 届出排出量・移動量(平成18年度分)	286
表90	食品中の残留農薬等調査結果	287
11	環境放射線等	290
表91	原子力施設環境放射線等調査結果	290
表92	独立行政法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター むつ事務所に係る放射線監視結果	295
表93	環境放射能水準調査結果	296
12	廃棄物	299
表94	空き缶等散乱防止重点地区	299
13	酸性雨	300
表95	酸性雨調査結果(年平均値)	300
14	環境教育・学習	301
表96	環境教育・学習関連の取組一覧	301
15	環境行政のあゆみ	303
16	青森県環境の保全及び創造に関する基本条例	305
17	環境用語の解説	311

1 人口・産業等

表 1 本県の地域別人口動向

年 地域名	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	(H17 / H12) 増減率
青森地域	334,520人	323,604人	327,944人	350,034人	340,427人	2.7%
津軽地域	537,043	520,039	514,880	487,191	472,856	2.9
南部地域	556,520	548,031	550,034	551,137	539,622	2.1
下北地域	96,365	91,199	88,805	87,366	83,752	4.1
合計	1,524,448	1,482,873	1,481,663	1,475,728	1,436,657	2.6

(注) 青森市の旧浪岡町地域は、平成12年以降青森地域に分類

表 2 製造品出荷額等の推移

(従業員4人以上の事業所)

区分 年次	事業所数		従業者数		製造品出荷額等	
	総数	平成17年比	総数	平成17年比	総数	平成17年比
					万円	
61	2,550	135.6	69,923	118.8	101,403,257	84.1
62	2,479	131.8	71,818	122.1	100,028,933	83.0
63	2,602	138.3	76,560	130.1	107,394,223	89.1
元	2,590	137.7	79,815	135.6	121,609,525	100.9
2	2,701	143.6	83,110	141.2	127,133,084	105.5
3	2,777	147.6	87,532	148.8	136,258,646	113.1
4	2,752	146.3	85,793	145.8	134,387,523	111.5
5	2,809	149.3	84,940	144.4	133,034,299	110.4
6	2,689	143.0	82,586	140.3	128,524,040	106.6
7	2,705	143.8	81,597	138.7	134,591,670	111.7
8	2,612	138.9	80,594	137.0	140,439,940	116.5
9	2,513	133.6	79,758	135.5	145,896,058	121.1
10	2,615	139.0	78,886	134.1	140,273,177	116.4
11	2,438	129.6	74,911	127.3	134,794,503	111.8
12	2,406	127.9	74,750	127.0	136,875,730	113.6
13	2,221	118.1	68,358	116.2	125,184,316	103.9
14	2,051	109.0	64,995	110.5	119,353,191	99.0
15	2,059	109.5	62,795	106.7	121,082,565	100.5
16	1,881	100.0	59,919	101.8	126,456,589	104.9
17	1,881	100.0	58,843	100.0	120,514,802	100.0
18	1,743	92.7	60,764	103.3	162,361,233	134.7
19	1,744	-	65,201	-	164,209,770	-

(注) 平成19年は速報値。平成17年比については、調査項目の変更により比較できない。
資料：「青森県の工業」

表3 農林業の動向

区 分		単位	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
販 売 農 家 戸 数	数	戸	59,996	58,850	57,730	56,630	55,440	50,790	-
専 業 農 家 第 1 種 兼 業 第 2 種 兼 業	専 業 農 家	〃	10,451	10,260	10,130	10,080	9,790	11,787	-
	第 1 種 兼 業	〃	16,913	16,060	15,240	14,720	15,630	14,431	-
	第 2 種 兼 業	〃	32,632	32,540	32,350	31,830	30,020	24,572	-
農 家 人 口	人	268,626	262,500	253,160	245,120	237,460	216,496	-	
農 業 就 業 人 口 基 幹 の 農 業 従 事 者	農 業 就 業 人 口	〃	109,550	106,890	104,950	102,860	99,740	96,166	-
	基 幹 の 農 業 従 事 者	〃	78,261	81,830	79,660	77,390	68,900	70,481	-
耕 地 面 積	ha	162,800	161,700	161,000	160,300	159,700	159,200	158,500	
田 畑 畑 樹 園 地 牧 草 地	田	〃	87,600	86,900	86,300	85,900	85,500	85,100	84,600
	畑	〃	33,100	32,900	33,200	33,400	33,500	33,600	33,600
	畑 樹 園 地	〃	25,500	25,400	25,200	25,000	24,900	24,700	24,600
	牧 草 地	〃	16,600	16,500	16,300	16,000	15,800	15,800	15,700
農 作 物 作 付 延 べ 面 積	〃	147,200	145,800	144,700	142,200	139,400	138,300	137,600	
耕 地 利 用 率	%	90.4	90.2	89.9	88.7	87.3	86.9	86.8	
森 林 面 積	ha	638,120	637,877	637,569	637,569	638,099	636,653	636,722	
農 業 産 出 額	百万円	264,770	257,500	257,000	240,200	295,300	279,700	288,500	
構 成 比	米	%	24.4	23.4	20.0	15.4	20.6	21.9	20.4
	果 実	〃	21.6	22.3	21.4	25.8	26.5	25.8	26.7
	野 菜	〃	22.9	22.3	23.6	25.3	23.5	21.1	23.4
	畜 産	〃	23.7	24.3	25.9	26	23.3	25.4	24.4
	そ の 他	〃	7.4	7.7	9.1	7	6.1	5.8	5.1

(注) 平成18年の販売農家戸数及び農家人口は、国が調査内容を変更したことによりデータがない。

資料：農林水産統計年報、生産農業所得統計、青森県森林資源統計書、農林業センサス

表4 年次別漁業生産量及び金額

区分	年次	総 数	魚 類	貝 類	その他の水産動物	藻 類
漁 獲 数 量 (ト ン)	15	281,057	43,330	86,649	147,804	3,273
	16	296,063	51,175	104,264	137,444	3,181
	17	289,662	66,182	94,686	126,974	1,820
	18	278,430	92,338	74,270	108,151	3,670
	19	295,695	84,561	102,282	105,556	3,296
漁 獲 金 額 (百 万 円)	15	51,812	11,364	10,034	29,432	983
	16	60,606	13,938	13,974	31,852	842
	17	56,914	13,447	15,434	27,335	697
	18	54,675	15,668	12,255	25,640	1,112
	19	57,217	17,476	12,088	26,581	1,072

(注) 各項目の合計と総数の値については、四捨五入により一致しないこともある。

資料：「平成19年青森県海面漁業に関する調査結果書（属地調査年報）」

表5 青森県内の自動車保有台数の推移

年	総 数	登 録 車 両 数						小型二輪	軽自動車
		計	貨 物 用	乗 合 用	乗 用	大型特殊	特 種		
16	992,287	619,286	111,385	4,725	471,283	7,618	24,275	9,243	363,758
17	996,803	613,128	107,904	4,601	469,279	7,635	23,709	9,354	374,321
18	999,789	605,098	104,665	4,538	464,947	7,741	23,207	9,406	385,285
19	996,486	590,133	101,180	4,429	453,828	7,920	22,776	9,392	396,961
20	988,691	573,251	97,905	4,319	440,721	7,993	22,313	9,462	405,978

資料：国土交通省東北運輸局「自動車登録統計」

(各年3月31日現在)

2 地球にやさしい青森県行動プラン

表6 「地球にやさしい青森県行動プラン」平成19年度実績

取組項目	基準年度 (平成16年度実績)	実績値		目標値		
		平成19年度	基準年度比 (実績/実績)	平成21年度	基準年度比 (②実績/実績)	
省 エ ネ ル ギ ー 対 策	電 気 (kWh)	109,073,392	107,165,924	1.7%	105,146,750	3.6%
	重 油 (ℓ)	11,472,939	11,468,291	0.04%	10,830,454	5.6%
	灯 油 (ℓ)	2,470,089	2,759,381	+11.7%	2,395,986	3.0%
	都 市 ガ ス (m ³)	264,533	228,380	13.7%	-	-
	L P G (kg)	183,251	145,950	20.4%	-	-
	軽 油 (ℓ)	1,070,360	997,130	6.8%	963,324	10.0%
	ガ ソ リ ン (ℓ)	1,739,760	1,810,320	+4.1%	1,530,988	12.0%
	ジェット燃料 (ℓ)	153,208	218,311	+42.5%	-	-
対省 資 策 源	水 (m ³)	974,093	867,623	10.9%	925,388	5.0%
	用 紙 (枚)	174,297,694	201,297,690	+15.5%	161,573,962	7.3%
廃 棄 物	廃棄物排出量 (kg)	3,379,592	2,960,972	12.4%	3,041,632	10.0%
温室効果ガス総排出量 (千トン-CO ₂)		89.8	89.1	0.7%	85.5	4.7%

(注)都市ガス、LPG、ジェット燃料については温室効果ガス排出割合が全体の0.5%程度と非常に小さいことから個別目標値を設定していない。

表7 「地球にやさしい青森県行動プラン」平成19年度実績(物品調達)

分 類 (特定調達品目)	平成19年度実績 (グリーン調達率)	調 達 目 標
紙類	99.5%	100%
文具類	97.3%	
オフィス家具等	97.9%	
OA機器	99.0%	
家電製品	95.9%	
エアコンディショナー等	97.1%	
温水器等	100.0%	
照明	99.4%	
一般公用車タイヤ	98.2%	
2サイクルエンジン油	100.0%	
消化器	100.0%	
制服・作業服	98.8%	
カーテン・布製ブラインド	100.0%	
じゅうたん・カーペット	100.0%	
毛布・ふとん	97.3%	
ベッドフレーム・マットレス	98.1%	
作業手袋	89.6%	
その他繊維製品	97.1%	
自動車等	100.0%	
外注印刷物の判断基準達成率	81.4%	

3 公害防止

表 8 公害防止協定等の締結状況 (平成20年3月31日現在)

地方公共団体等名	企業名	業種	締結年月日 (改定年月日)	規制対象項目						
				大気	水質	騒音	振動	悪臭	廃棄物	その他
青森県・八戸市	東北電力(株)八戸火力発電所	電気	S52.4.23(H18.5.15)							
"	三菱製紙(株)八戸工場	パルプ・紙製造	S53.11.11(H16.6.4)							
"	八戸製錬(株)八戸製錬所	非鉄金属製造	S53.11.11(H19.7.20)							
"	八戸セメント(株)	窯業・土石製品製造	" (H8.3.29)							
"	大平洋金属(株)	鉄鋼	" (H20.2.6)							
"	日東石膏ボード(株)	窯業・土石製品製造	" (H8.3.29)							
"	東北東京鐵鋼(株)	鉄鋼	" (H19.7.20)							
"	コープケミカル(株)八戸工場	化学工業	S58.4.14(H8.3.29)							
"	東北グレーションミナル(株)他5社	飼料製造	S56.7.14(H19.3.9)							
"	大平洋金属(株)八戸製造所北沼工場	鉄鋼	S56.3.10(H8.3.29)							
"	(株)大平洋エネルギーセンター	電気	H12.7.19							
青森県・三沢市	住友化学(株)三沢工場	化学工業	S51.7.15(H9.5.23)							
青森県・六ヶ所村	むつ小川原石油備蓄(株)	石油備蓄	S58.8.30(H15.12.15)							
"	日本原燃(株)	非鉄金属製造	H3.8.20(H20.1.31)							
"	エーアイエス(株)	電子部品製造	H13.3.30(H16.7.21)							
青森市	新和生コン(株)	窯業・土石製品製造	H16.6.7 (H16.11.29)							
青森市(旧浪岡町)	(株)タムロン	機械器具製造	S59.3.1							
" (")	有馬 忠彦	廃棄物処理	H12.8.9							

地方公共団体等名	企業名	業種	締結年月日 (改定年月日)	規制対象項目						
				大気	水質	騒音	振動	悪臭	廃棄物	その他
弘前市	(株)津軽カントリークラブ	ゴルフ場	H20.3.19							
八戸市	合同酒精(株)八戸工場	食品製造	S46.7.9 (S53.10.31)							
"	住金鉱業(株)	窯業・土石製品製造	S48.6.20(")							
"	八戸石材企業組合	"	S49.3.29(")							
"	泉山興業(株)	"	"							
"	東北建材産業(株)	"	"							
"	中村砕石工業(株)	"	"							
"	日産石材工業(株)	"	"							
"	(有)田中石灰タンカル工業	"	S49.5.8 (S53.10.31)							
"	(有)三和石灰礦業所	"	"							
"	高周波鑄造(株)	鉄鋼	S50.2.21(H9.3.1)							
"	アルバックマテリアル(株)東北事業所	非鉄金属製造	S60.7.31							
"	エムアールシーエニテック(株)	化学工業	S61.10.7 (H10.10.1)							
"	階上キューピー(株)	食品製造	S63.11.28							
"	北日本鍍金(株)	金属製品製造	H2.2.26							
"	シチズン・ディスプレイズ(株)	機械器具製造	H4.3.23							
"	東北古河電工(株)八戸工場	"	H6.6.23							
"	東北エス・イー・アイ(株)	"	H6.12.16							
"	(株)極東開発東北	"	H11.2.15							
"	多摩川精機(株)八戸事業所	"	H12.11.1							
"	エプソンアトミックス(株)	窯業	H13.1.22							

地方公共団体等名	企業名	業種	締結年月日 (改定年月日)	規制対象項目						
				大気	水質	騒音	振動	悪臭	廃棄物	その他
八戸市	青森県化製事業協同組合	動物油脂製造	H15.9.4							
"	三共理化学工業(株)八戸工場	"	"							
"	アルバックテクノ(株)八戸事業所	金属製品製造	H15.10.31							
吹上地区住民	宝幸水産(株)	食料品製造	S61.9.27							
桔梗野連合町内会	"	"	S61.5.7							
八戸市(旧南郷村)	県南石材(有)	窯業・土石製品製造	S49.3.29							
"(")	三浦商店建材部	"	"							
"(")	株十文字チキンカンパニー	畜産農業	S59.9.1							
"(")	株ノザワ	廃棄物処理	H7.6.30(H8.1.31)							
"(")	北砲興発(株)	窯業・土石製品製造	H8.7.31							
"(")	中当建設(株)	廃棄物処理	H14.3.13							
十和田市	株ヤマシヨウフーズ東北事業部青森工場	食料品製造	S52.11.15							
"	上北農産加工農業協同組合	"	S52.11.16							
"	十和田地区食肉処理事務組合	と畜場	S52.11.18							
"	農事組合法人川村養豚組合	畜産農業	S63.8.8							
"	山端農事実行組合	"	"							
"	(有)みのる養豚	"	"							
"	(有)ふなばやし農産	"	H20.1.29							
"	(有)高橋養豚	"	S63.8.8							
"	中野卓	"	"							
"	みちのく国際ゴルフ倶楽部(株)	ゴルフ場	H6.8.26							

地方公共団体等名	企業名	業種	締結年月日 (改定年月日)	規制対象項目						
				大気	水質	騒音	振動	悪臭	廃棄物	その他
十和田市	農事組合法人十和田土壌改良 エムエス(株)	肥料製造	H12.12.14							
"	(有)タカホ農場	機械器具製造	H13.4.13							
"		畜産農業	H15.2.27							
三沢市	(株)附田生コン	窯業・土石製品製造	S51.6.25							
"	(有)東北ファーム	畜産農業	S52.6.15(H2.12.10)							
"	(株)川賢 谷地頭農場	"	S60.11.1(H4.6.20)							
"	(株)川賢 高野沢農場	"	H4.2.5(H4.7.10)							
"	農事組合法人三沢農場	"	S60.11.1(")							
"	プライフーズ(株)第一プロライラカンパニー-細谷工場	食品製造	S63.10.27							
"	プライフーズ(株)第一プロライラカンパニー-三沢加工食品工場	"	S61.3.22							
"	スターゼン(株)	"	H8.2.28(H11.3.31)							
"	(有)東北養鶏場	畜産農業	H19.4.10							
三沢市・六ヶ所村	農事組合法人川村農場	"	H15.9.14							
三沢市・朝日町内会	(有)川村商会	"	H14.5.24							
朝日町内会	プライフーズ(株)第一プロライラカンパニー-小沢農場	"	S52.11.30							
むつ市	日本ホワイトファーム(株)	食品製造	S62.6.4(H11.4.1)							
"	日本ピュアフード(株)	"	H11.4.1							
つがる市(旧木造町)	(有)木村畜産	畜産農業	H7.11.1							
平川市	青森リバーテクノ(株)	機械器具製造	S61.12.1(H16.1.5)							
平川土地区改良区	青森リバーテクノ(株)	"	S62.8.10							
平川内水面漁業協同組合	平川市	廃棄物処理	H3.12.13							

地方公共団体等名	企業名	業種	締結年月日 (改定年月日)	規制対象項目						
				大気	水質	騒音	振動	悪臭	廃棄物	その他
平内町	エビハラスポーツマン(株)	ゴルフ場	H4.7.31							
鱒ヶ沢町	(株)コクド	ゴルフ場	H3.9.7							
藤崎町	(株)ベイシックサンミッシェルトキヲ藤崎工場 青森新和(株)	衣服・繊維製品製造	S60.11.22							
藤崎町(旧常盤村)	(株)青森アステック・リーテック青森	窯業・土石製品製造	S62.5.11							
"(")	東北ポリマー(株)	機械器具製造	S50.1.28							
大鰐町	青森ロイヤル(株)	石油・石炭製品製造	S49.7.17							
"	(有)塩谷自動車商会	ゴルフ場	H5.1.27							
"	平賀町	廃棄物処理	H9.6.11							
野辺地町	サントリー(株)	"	S63.6.24							
"	日本ホワイトファーム(株)東北生産部	食料品製造	S62.8.10							
七戸町	(株)コーケンフーズ	肥料製造	H16.6.28							
"	県畜産農業協同組合連合会	食料品製造	H10.10.16							
七戸町(旧天間林村)	青森木材防腐(株)	畜産農業	H10.7.1							
中野川流域公善対策委員会	"	木材・木製品製造	S50.11.1							
おいらせ町	第一プロイラー(株)	"	S51.2.28							
"	ハイモ(株)	食料品製造	S47.1.30(H15.12.5)							
"	日本フードバックカー(株)	化学工業	S53.3.31(H15.12.1)							
"	城内水産(株)	食料品製造	S53.7.28(H19.10.1)							
"	日本ピュアフード(株)	"	H2.9.6							
"	(株)オリワン	"	H8.2.16(H19.11.1)							
"		"	H17.5.16							

地方公共団体等名	企業名	業種	締結年月日 (改定年月日)	規制対象項目						
				大気	水質	騒音	振動	悪臭	廃棄物	その他
おいらせ町	大石産業(株)	パルプ・紙・紙加工品製造	S57.7.29							
"	(株)東北鶏卵外6農場	畜産農業	S57.8.25							
"	セイナン工業(株)	窯業・土石製品製造	S55.6.10							
"	三ツ和食品(株)	食料品製造	S58.6.10							
"	東北容器工業(株)	パルプ・紙・紙加工品製造	S59.10.23							
"	(有)シモダファーム	畜産農業	H5.9.20							
"	(有)オーガニックカンパニー	農業	H12.8.9							
"	インターファーム(株)	畜産農業	H12.9.1							
"	(株)ジャバス	食料品製造	H15.11.28							
六戸町	佐藤製線販売(株)	鉄鋼	S52.4.11							
"	三本木畜産農業協同組合	畜産農業	S54.4.20							
"	社会福祉法人楽晴会	老人福祉事業	S54.11.25							
"	第一プロイラー(株)	畜産農業	S52.11.15							
"	(株)日産合同新車センター	自動車卸売	S52.9.13(S54.12.25)							
"	六戸町農業協同組合	各種商品小売	S54.8.20							
"	学校法人小松山学園	教育	S52.7.16							
"	平和運送(株)・(有)みちのく産商	石油卸売	S54.3.20							
"	インターファーム(株)	畜産農業	S60.3.2							
"	(有)小関麵興商事	食料品製造	"							
"	六戸温泉	浴場	S57.11.11							
"	ファミリープラザ六戸	食料品製造	S54.11.28							

地方公共団体等名	企業名	業種	締結年月日 (改定年月日)	規制対象項目						
				大気	水質	騒音	振動	悪臭	廃棄物	その他
六	戸町	吉田 照美	集団し尿処理浄化槽設置者代表	S57. 8 .23						
"	"	晴ヶ丘老人ホーム	老人福祉事業	S54. 4 .17						
"	"	高清水養豚組合	畜産農業	S62. 3 .25						
"	"	尾形精肉店	"	H元.11.20						
"	"	小野 一二	"	S54. 1 .17						
"	"	下田 勇一	"	S54. 6 .27						
"	"	館 富雄	"	S54. 7 .20						
"	"	山内 秀美	"	S54. 8 .15						
"	"	苔米地良金	"	S54. 9 .5						
"	"	角田 隆一	"	S55. 7 .31						
"	"	武田 彰	"	S55.11.29						
"	"	佐藤 征雄	"	S58. 4 .22						
"	"	川村 與五郎	"	S57. 3 .19						
"	"	折茂良質葉生産組合	たばこ生産	S56.10.19						
"	"	沖山良質葉生産組合	"	"						
"	"	下吉田良質葉生産組合	"	"						
"	"	川村昭次郎	畜産農業	S54. 1 .17						
"	"	沖沢政太郎	"	S54. 4 .17						
"	"	漆畑 貞治	"	S54. 5 .15						
"	"	吉田 長作	"	S54. 8 .13						
"	"	附田 岩夫	"	S54.11.19						

地方公共団体等名	企業名	業種	締結年月日 (改定年月日)	規制対象項目						
				大気	水質	騒音	振動	悪臭	廃棄物	その他
六戸町	栄 下林	畜産	S54.12.14							
"	重雄 小向	"	S55.3.25							
"	勝博 今泉	"	S55.8.4							
"	博美 高橋	"	S56.4.10							
"	山優建材(株)	廃棄物処理	H6.12.21							
"	大昇産業(株)	"	H15.4.2							
姉沼土地改良区	(有)小関類興商事	食料品製造	S49							
中堰用水申し合せ組合	(有)宮崎養鶏場	畜産	S54.12.22							
今熊堰申し合せ水利組合	第一油化(株)	化学工業	S53.12.7							
横浜町	インターファーム(株)横浜農場	畜産	S61.2.25(H10.11.19)							
"	日本ホワイトファーム(株)東北食品工場	食料品製造	S63.7.20(H11.4.1)							
"	" C S農場	畜産	S61.2.25(")							
"	" 肥料センター	肥料製造	H6.2.17							
"	日本ヒュアフード(株)	食料品製造	H10.11.5							
東北町(旧上北町)	(株)司食品工業	食料品製造	H16.3.31							
東北町	青森県経済農業協同組合連合会	"	H元.4.1							
六ヶ所村	青森宝栄工業(株)	機械器具製造	S63.5.17							
"	(株)永木精機	"	H2.12.1							
"	東北デバイス(株)	"	H18.3.31							
東通村	三菱マテリアル(株)	窯業・土石製品製造	S54.7.30							
"	日鉄鉱業(株)尻屋鉱業所	鉱業	S55.7.22							

地方公共団体等名	企業名	業種	締結年月日 (改定年月日)	規制対象項目						
				大気	水質	騒音	振動	悪臭	廃棄物	その他
東通村	日鉄鋳業(株)化成品事業部青森工場	鋳業	H4.4.1							
三戸町	(有)ハイランド牧場	畜産農業	S60.3.15(H9.3.27)							
"	インターファーム(株)三戸農場	"	S60.6.19(H9.12.24)							
"	(有)留目孵化場	"	S63.11.25							
五戸町	(株)阿部繁孝商店	食品製造	S63.3.9							
"	第一プロライナー(株)	"	H元.7.27							
"	五戸電子工業(株)	機械器具製造	S63.3.1							
"	竹崎縫製(有)	衣服・繊維製品製造	H2.5.25							
"	(株)十文字チキンカンパニー	食品製造	H4.7.13							
"	(有)東日本環境開発	廃棄物処理	H6.6.8							
"	(有)ソフトラインライフ五戸	"	H6.12.9							
"	(株)川村土木	建設業	H8.11.1							
"	(有)横町建材	石業	"							
五戸町(旧倉石村)	十和田地域広域事務組合	廃棄物処理	H2.6.20							
" (")	(有)東北グロウイング	畜産農業	H2.4.1							
" (")	布施 正志	"	H3.1.21							
" (")	川村土木(株)	建設業	H13.12.11							
田子町	(株)阿部繁孝商店	食品製造	S57.4.20							
"	"	畜産農業	H3.10.14							
"	福田 信雄	"	H14.7.16							
階上町	桑原 裕	畜産農業	S62.6.11(H元.7.20)							

地方公共団体等名	企業名	業種	締結年月日 (改定年月日)	規制対象項目						
				大気	水質	騒音	振動	悪臭	廃棄物	その他
階上町	(有)田代ファーム	畜産農業	S63.8.20							
"	(有)八戸ファーム	"	S63.10.18							
"	階上キューピーエイド(株)	食品製造	S63.11.26							
"	合名会社福井酒造店	"	H元.8.28							
"	百目木和俊	畜産農業	H元.8.24							
"	(株)清掃センター	廃棄物処理	H3.2.12							
"	大平洋金属(株)	"	H3.7.19(H16.7.21)							
"	キューピーターマゴ(株)	食品製造	H4.10.15							
"	八戸炭酸カルシウム(株)	土石製造	H2.12.15							
"	(有)中豊建設	廃棄物処理	H13.6.26							
"	(株)青森ポーター	畜産農業	H19.7.9							
南部町	(株)アイケン	廃棄物処理	H13.11.22							
"	(有)東北有機	肥料製造	H14.2.5							
"	アセス青森(有)	廃棄物処理	H8.4.12							

表9 公害防止管理者等選任届出状況

平成20年3月31日現在

業種	特定工場	公害防止管理者 統括者	公害防止主任 管理者	公害防止管理者								公害防止関係者					
				大気				水質				騒音 関係	粉じん 関係	振動 関係	ダイオキシン 関係		
				第1種	第2種	第3種	第4種	第1種	第2種	第3種	第4種						
食料品・飲料・飼料・たばこ	14	14(13)					12(5)					4(4)					
衣服・その他の繊維製品	1	1(0)				1(0)						1(0)					
木材・木製品(家具を除く)	1					1(0)											
パルプ・紙・紙加工品	2	2(2)	1(1)			1(1)	1(0)				1(1)						1(1)
化学工業	3	3(3)	1(1)			1(1)	1(1)				1(1)	1(1)					
石油製品・石炭製品	29	6(4)				1(1)	4(2)	27(21)							16(14)		
プラスチック製品	1	1(1)					1(1)										
窯業・土石製品	75	22(21)				2(1)	3(2)	4(2)	1(1)	2(1)				68(40)			
鉄鋼業	3	3(3)	1(1)				2(2)	1(0)				1(1)			1(1)		1(1)
非金属	2	2(2)	1(1)						1(1)	1(1)					1(1)		1(1)
金属製品	4	3(3)															
一般機械器具	1	1(1)															
電気機械器具	5	5(3)						2(1)									
電子部品・デバイス	1	1(1)															
精密機械器具	4	4(4)															
電気供給業	3	3(3)					2(2)	1(1)									
ガス供給業	1							1(1)									
その他の	2	2(2)				2(0)			1(1)								
合計	152	73(66)	4(4)			3(1)	3(2)	13(12)	53(33)	5(5)	16(9)	2(2)	7(6)	86(56)			3(3)

(注) () は公害防止管理者等の代理者数。

4 自然保護

表10 県自然環境保全地域等指定状況

区分	名称	面積	所在地	指定年月日	概要
県自然環境保全地域	然ヶ岳県自然環境保全地域	223.98 ha	鯉ヶ沢町	51年10月14日	ブナ・キタゴヨウ・ケヤキ等からなるすぐれた自然林と北方系の貴重な植物生育地
	丸屋形岳県自然環境保全地域	152.57	外ヶ浜町	53年3月4日	極相に近い裏日本の典型的なブナ林と「さい沼」のクロサンショウウオ、モリアオガエル等の生息地
	屏風岩県自然環境保全地域	12.61	弘前市	53年3月4日	露岩が屹立する特異な屏風岩の地形と、北方系の貴重な植物生息地
	座頭石県自然環境保全地域	4.47	弘前市	53年3月4日	古生代の岩からなる特異な岩壁地形と、アカマツの自然林
	戸来岳県自然環境保全地域	194.99	新郷村	54年3月20日	自生するイチイの矮生林は学術的に貴重で、その群落規模は、コメツツジとともに本県では貴重
	猿ヶ森県自然環境保全地域	3.52	東通村	54年3月20日	クロマツ海岸砂防林の中に、百数十本のヒバ（ヒノキアスナロ）の埋没林が出現している特異な自然現象地
	燧岳県自然環境保全地域	225.57	むつ市・風間浦村	55年3月31日	大部分がミズナラ・ブナクラス域で、標高750m以上に亜高山帯植物が見られ、また学術的価値の高い自然環境地
9地域	尾太岳県自然環境保全地域	271.28	西目屋村	55年3月31日	大部分がブナ林で極相を示しているすぐれた天然林
規程制定地域	四ツ瀧山県自然環境保全地域	141.18 ha	外ヶ浜町・五所川原市・中泊町	55年3月31日	ブナ林でおおわれた良好な自然環境地で、学術的評価の高い地域
	白萩平県開発規制地域	361.21	田子町	50年7月12日	シラスでできた台地で、広い草地とブナ・ミズナラ林等からなる良好な自然環境地
	長野平県開発規制地域	341.24	田子町	51年3月13日	十和田火山噴出物でできた台地で、広い草地とブナ・シラカバ林等からなる良好な自然環境地
	鷹森山県開発規制地域	197.00	青森市	52年10月8日	シラスで出来た丘陵地で、クリ・コナラ林、スギ・カラマツ人工林等からなる良好な自然環境地
4地域	雲谷沢県開発規制地域	207.00 ha	青森市	52年10月8日	八甲田山麓で青森市の水源にあたり、ブナ、ミズナラ林等からなる良好な自然環境地
県緑地保全地域	愛宕山県緑地保全地域	93.97	むつ市	50年7月12日	愛宕山大権現を祭る小山中、スギ、マツ、カエデの生い茂る良好な自然環境地
	玉松台県緑地保全地域	1.88	蓬田村	50年7月12日	住民の憩いの場となっている丘で、草地と名松玉松等クロマツの大木の並ぶ良好な自然環境地
	大高山県緑地保全地域	7.83	鯉ヶ沢町	50年7月12日	眺望がすぐれ、住民の憩いの場となっている丘で、広い草地とクロマツ林からなる良好な自然環境地
	夜越山県緑地保全地域	99.37	平内町	50年7月12日	町の森林公園となっている夜越山麓で、アカマツ、クロマツ林等からなる良好な自然環境地
	天間県緑地保全地域	4.33	七戸町	50年7月12日	村の森林公園となっている谷間地で、ミズナラ、クルマミ等の天然林からなる良好な自然環境地
	増ヶ社県緑地保全地域	65.54	七戸町	50年7月12日	眺望がすぐれ、住民の憩いの場となっている山地で、クリ・コナラ林等からなる良好な自然環境地
	小渡平県緑地保全地域	9.43	五戸町	50年7月12日	村の公園となっている丘で、草地とアカマツ・シラカバ等にかこまれた良好な自然環境地
	龍興山県緑地保全地域	17.15	八戸市	51年3月13日	龍興山神社を祭る小山中、参道のスギ・モミの大木とミズナラ林等からなる良好な自然環境地
10地域	愛宕県緑地保全地域	2.10 ha	むつ市	51年3月13日	愛宕神社を祭る岬の台地で、ブナ・ミズナラ等の天然林からなる良好な自然環境地
	南部八幡県緑地保全地域	1.34	南部町	51年3月13日	八幡宮を祭る高台で、スギ・ケヤキ・モミ等の巨木の茂る良好な自然環境地
計	23 地域	2,639.56			

(平成20年3月31日現在)

地区別	面積 (ha)			国有地	公有地 私有地	保全対象	保全対象の具体的内容
	普通地区	特別地区 野生動植物 保護地区	その他の 地区				
136.72	28.19 2.11	56.96	87.26	223.98		天然林 植物の自生地	ブナ林、キタゴヨウ林、アオモリマンテマ、 ミズシマミミナグサ、ツガルミセバヤ、ミ チノクサイシン
-	3.81	148.76	152.57	130.47	公22.10	天然林・野生動 物の生息地	ブナ林、ヒダリマキモノアラガイ、モリア オガエル、クロサンショウウオ
7.92	-	4.69	4.69		私12.61	地形 植物の自生地	数カ所にキレットをもつ岩壁地形、アオモ リマンテマ、イブキジャコウソウ、アオノ イワレンゲ、ニオイシダ
2.44	-	2.03	2.03		私4.47	地形	アカマツと一体になった岩壁地形
-	3.78 0.91	190.30	194.99	194.99		天然林 植物の自生地	ブナ林、イチイ、コメツツジ
-	-	3.52	3.52	3.52		特異な 自然現象地	ヒバ埋没林
-	-	225.57	225.57	225.57		天然林 植物の自生地	ブナ林、ヒバ矮形 - ミズゴケ群落、ミヤマ ナラ - アカミノイヌツゲ、ハナヒリノキ群 落
-	-	271.28	271.28	271.28		天然林	ブナ林、コケモモ、コメツガ群落
-	-	141.18	141.18	141.18		天然林	ブナ林
(361.21)					私361.21		
(341.24)					私341.24		
(197.00)					公・私 197.00		
(207.00)					公・私 207.00		
(93.97)					私93.97		
(1.88)					公1.88		
(7.83)					公1.05 私6.78		
(99.37)					公99.37		
(4.33)					公4.33		
(65.54)					公65.54		
(9.43)					公9.43		
(17.15)					私17.15		
(2.10)					公2.00 私0.10		
(1.34)					公1.34		
147.08 (1,409.39)	38.8	1,044.29	1,083.09	1,190.99	1,448.57		

表11 自然公園内での規制行為に対する許可等の推移

公園別	公園名	年 度						
		13	14	15	16	17	18	19
国 定 公 園	下 北 半 島	29	28	31	22	33	24	37
	津 軽	87	93	127	85	129	91	109
県 立 自 然 公 園	浅 虫 夏 泊	4	6	2	4	3	3	1
	大 鱒 碓 ヶ 関 温 泉 郷	4	5	2	1	0	0	1
	種 差 海 岸 階 上 岳	17	17	26	22	13	27	19
	名 久 井 岳	7	13	8	10	8	5	2
	芦 野 池 沼 群	3	3	2	4	2	3	5
	黒 石 温 泉 郷	1	4	3	1	1	0	1
	岩 木 高 原	6	5	0	5	2	1	3
	赤石溪流暗門の滝	8	6	7	12	10	11	12
計		166	180	208	166	201	165	190

表12 自然公園美化対策一覧表

委託事業

(平成19年度)

自 然 公 園 名	委 託 先	委 託 料	事 業 内 容
十和田八幡平国立公園	社団法人十和田湖 国立公園協会	千円 1,500	車道及び歩道沿線、園地等の清掃
下北半島国立公園	む つ 市	1,365	園地等の清掃
	東 通 村	455	〃
	佐 井 村	455	〃
津 軽 国 定 公 園	外 ヶ 浜 町	455	園地等の清掃
	つ が る 市	455	〃
	深 浦 町	910	〃
	弘 前 市	455	〃
	中 泊 町	455	〃
合 計		6,505	

表13 自然公園保護対策一覧表

(平成19年度)

自然公園名	事 業 名	事業費	事 業 内 容
津 軽 国 定 公 園	ベンセ湿原保全管理事業	1,838千円	ススキ等の刈り払い

表14 県立自然ふれあいセンター年間行事開催実績表

(平成19年度)

月	日	行 事 名	行 事 内 容	開催場所	対 象	定員	参加者
4	15 (日)	日曜観察会	各講師が設定したテーマで行う午前中の観察会です。	センター周辺	どなたでも	無	21
	15 (日)	梵珠芸術展～植物画の世界 (5月20日迄)	新岡美樹子氏が描いた植物画の素敵な作品展です。	センター内	どなたでも	-	2,290
	15 (日)	ボランティアガイド研修会	資質向上のため講義及び実習による研修を行います。	梵珠山	V G	-	22
	21 (土)	梵珠の植物をスケッチしませんか	新岡美樹子氏と梵珠山を散策しながら植物をスケッチします。	梵珠山	どなたでも	30	20
5	12 (土)	日観講師の土曜観察会	日曜観察会の講師が一日丸ごと観察会を行います。	梵珠山	どなたでも	各20	28
	20 (日)	日曜観察会	各講師が設定したテーマで行う午前中の観察会です。	センター周辺	どなたでも	無	22
	26 (土)	春のロングウォーク	春を満喫しながら、梵珠山周辺を十数キロ歩きます。	梵珠山周辺	健脚者	50	52
6	17 (日)	日曜観察会	各講師が設定したテーマで行う午前中の観察会です。	センター周辺	どなたでも	無	27
	24 (日)	梵珠の両生類観察会	梵珠に棲む両生類の分布を観察します。	梵珠山	どなたでも	30	22
7	3 (火)	センター開設記念日観察会	深浦町行合崎での植物観察会です。	深浦町	どなたでも	40	52
	15 (日)	日曜観察会	各講師が設定したテーマで行う午前中の観察会です。	センター周辺	どなたでも	無	18
	28 (土)	梵珠夏山スペシャル (29日迄)	好きな企画を自由に選んで参加する行事です。	梵珠山	どなたでも	各30	17
8	4 (土)	梵珠自然探検隊～夏 (5日迄)	梵珠山登山と天間林でのコウモリ観察など欲張り企画です。	梵珠山&七戸町	小4～中3	20	22
	19 (日)	日曜観察会	各講師が設定したテーマで行う午前中の観察会です。	センター周辺	どなたでも	無	42
9	16 (日)	日曜観察会	各講師が設定したテーマで行う午前中の観察会です。	センター周辺	どなたでも	無	12
	18 (火)	梵珠作品展 (10月21日迄)	自然を愛する人たちの「私の自然」作品展です。	センター内	どなたでも	-	32
	22 (土)	梵珠山歴史探訪	梵珠山の歴史を巡る観察会です。	梵珠山	どなたでも	30	12
10	14 (日)	タカの渡りを見に行こう	国内有数のポイント竜飛崎でタカの渡りを観察します。	外ヶ浜町	どなたでも	40	35
	21 (日)	日曜観察会	各講師が設定したテーマで行う午前中の観察会です。	センター周辺	どなたでも	無	12
	27 (土)	秋のロングウォーク	秋を満喫しながら、梵珠山周辺を十数キロ歩きます。	梵珠山周辺	健脚者	50	45
11	10 (土)	自然まるごと発表会 (午前)	自然を愛する人たちの発表会です。	センター内	どなたでも	-	43
	10 (土)	特別講演会 (午後)	自然環境分野で活躍している方の講演会です。	センター内	どなたでも	-	80
	18 (日)	日曜観察会	各講師が設定したテーマで行う午前中の観察会です。	センター周辺	どなたでも	無	12
12	2 (日)	クラフト教室	自然の素材を使っのクラフト教室です。	センター内	どなたでも	40	31
	16 (日)	日曜観察会	各講師が設定したテーマで行う午前中の観察会です。	センター周辺	どなたでも	無	15
1	6 (日)	新春梵珠山登山	新春登山といえば梵珠山！新年を祝い山頂を目指します。	梵珠山	どなたでも	50	50
	20 (日)	日曜観察会	各講師が設定したテーマで行う午前中の観察会です。	センター周辺	どなたでも	無	11
	26 (土)	雪下ろしツアー	梵珠山にある東屋等の雪下ろし&観察会です。	梵珠山	どなたでも	30	12
2	9 (土)	梵珠自然探検隊～冬 (10月迄)	子どもたちだけで梵珠山の冬を満喫します。	梵珠山	小4～中3	20	5
	17 (日)	日曜観察会	各講師が設定したテーマで行う午前中の観察会です。	センター周辺	どなたでも	無	4
3	1 (土)	カモシカ調査会	梵珠山といえばカモシカ！頭数を調査します。	梵珠山周辺	どなたでも	40	20
	16 (日)	日曜観察会	各講師が設定したテーマで行う午前中の観察会です。	センター周辺	どなたでも	無	11
	22 (土)	硬雪ハイキング	スノーシュー等でアカゲラの道から中距離ハイキングします。	梵珠山周辺	健脚者	40	23

表15 世界遺産条約の概要等

名 称	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約
目 的	<p>国境を越えて世界的な価値を持っている人類共通の財産といえる貴重な自然や文化財を守るために制定された条約であり、人類の祖先が現代まで残してくれた美しい自然や文化遺産を将来の人々にも同じように残しておこうとするものである。</p>
概 要	<p>世界の文化遺産及び自然遺産を保護するため、保護を図るべき遺産をリストアップし、締約国の拠出金から成る世界遺産基金により、各国が行う保護対策を援助する。 事務局は、国連のユネスコに置かれている。 (ユネスコ：国際連合教育科学文化機関)</p>
経 緯	<p>1972年11月16日、パリで開催された第17回ユネスコ総会で採択され、米国が1973年に最初に批准し、以降批准国が増加して、1978年に効力を有することとなった。 我が国は、1992年6月30日に締約国となっており、2006年10月現在の加盟国数は184国に達している。</p>
世界遺産の数	<p>平成20年7月現在、878の世界遺産が登録されている。 (自然遺産174件、文化遺産679件、文化及び自然遺産の複合遺産25件)</p>
自然遺産の定義	<p>無生物又は生物の生成物又は生成物群から成る特徴のある自然の地域であって、鑑賞上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの 地質学的又は地形学的形成物及び脅威にさらされている動物又は植物の種の生息地又は自生地として区域が明確に定められている地域であって、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有するもの 自然の風景地及び区域が明確に定められている自然の地域であって、学術上、保存上又は景観上顕著な普遍的価値を有するもの</p>
世界遺産委員会の選定基準 (白神山地は、選定基準のixに該当)	<p>自然遺産は、定義に該当するほか、次の世界遺産委員会の選定基準(クライテリア)に該当することが必要である。 (vii)最上級の自然現象、又は、類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含すること。 (viii)生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的な又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本であること。 (ix)陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群衆の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本であること。 (x)学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとっても最も重要な自然の生息地を包含すること。</p>

表16 鳥獣保護関係施設一覧

(平成19年度末現在)

施設	目的	所在地	設置年月	規模等	備考
鳥獣保護センター	傷病鳥獣を保護収容する。	平内町大字小湊字新道(青少年の森地内)	昭和61年1月	木造モルタル平屋建管理舎 30.2m ² 治療舎 21.6m ² 救護舎 51.8m ² 水きん類放飼場 663m ² 獣類放飼場 81m ²	

表17 県内鳥獣関係天然記念

(国指定)

(平成20年3月31日現在)

名称	所在地又は主な生息地	指定年月日	特別天然記念物指定
小湊のハクチョウおよびその渡来地	東津軽郡平内町青森市	大正11年3月8日	昭和27年3月29日
カモシカ	県下一円(全国)	昭和9年5月1日	昭和30年2月15日
下北半島のサルおよびサル生息北限地	むつ市、下北郡	昭和45年11月11日	
蕪島ウミネコ繁殖地	八戸市	大正11年3月8日	
クマガラ	県下一円(全国)	昭和40年5月12日	
イヌワシ	〃	〃	
オジロワシ	〃	昭和45年1月23日	
オオワシ	〃	〃	
コクガン	〃	昭和46年5月19日	
マガン	〃	昭和46年6月28日	
ヒシクイ	〃	〃	
ヤマ	〃	昭和50年6月26日	

(県指定)

名称	所在地又は主な生息地	指定年月日	備考
十三湖の白鳥	五所川原市	昭和35年3月26日	
大湊湾の白鳥	むつ市	昭和35年6月24日	
小川原湖のハクチョウ	上北郡市	昭和47年12月6日	
藤崎のハクチョウ	南津軽郡藤崎町	昭和51年1月26日	

5 大 気 汚 染

表18 大気汚染に係る環境基準

(1) 大気汚染に係る環境基準(昭和48年5月8日環境庁告示第25号)及び二酸化窒素に係る環境基準(昭和53年7月11日環境庁告示第38号)

物 質	環 境 上 の 条 件	評 価 方 法
二 酸 化 硫 黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・短期的評価 測定を行った日又は時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1日平均値については、1時間値の欠測が1日のうち4時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。 ・長期的評価 年間における1日平均値について、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価する。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱は行わないこととして、その評価を行うものとする。
一 酸 化 炭 素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
浮 遊 粒 子 状 物 質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	
二 酸 化 窒 素	1時間値1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること。	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(以下「1日平均値の年間98%値」という。)が0.06ppm以下の場合は環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。なお、年間における測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	
備考 1 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 3 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。		

(2) ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準(平成9年2月4日環境庁告示第4号)

物 質	環 境 上 の 条 件
ベ ン ゼ ン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジ ク ロ ロ メ タ ン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
備考 1 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2 ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

表19 大気汚染監視自動測定局一覧

区分	市町村名	測定局名	測定項目					
			SO ₂	NO _x	CO	O _x	SPM	HC
一般環境大気測定局	青森市	堤小学校						
		甲田小学校						
		新城中央小学校						
	弘前市	第一中学校						
	八戸市	八戸小学校						
		八戸市第二魚市場						
		根岸小学校						
		桔梗野小学校						
		小中野中学校						
	黒石市	スポカルイン黒石						
	五所川原市	五所川原第三中学校						
	十和田市	三本木中学校						
	三沢市	岡三沢町内会館						
	むつ市	苔生小学校						
	六ヶ所村	尾駁小学校						
戸鎖小学校								
自動車排出ガス局	青森市	青森県庁						
		大栄小学校						
	弘前市	文京小学校						
	八戸市	六日町						
	南部町	南部幼稚園						

- (注) 1 SO₂：二酸化硫黄、NO_x：窒素酸化物、CO：一酸化炭素、O_x：光化学オキシダント、SPM：浮遊粒子状物質、HC：炭化水素
- 2 青森市内に設置の一般環境大気測定局3局及び自動車排出ガス測定局2局の計5局については、平成18年10月から青森市が測定実施。

表20 二酸化硫黄測定結果 (平成19年度)

市町村	測定局	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値最高値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値0.04ppmを超えた日数が2日以上連続したことの有無 (有・無)	環境基準の長期的評価による日平均値0.04ppmを超えた日数	環境基準の適合状況
					(時間)	(%)	(日)	(%)					
八戸市	八戸小学校	366	8,717	0.002	0	0	0	0	0.030	0.007		0	
	八戸市第二魚市場	357	8,604	0.005	0	0	0	0	0.046	0.011		0	
	根岸小学校	366	8,745	0.003	0	0	0	0	0.025	0.007		0	
	桔梗野小学校	365	8,746	0.003	0	0	0	0	0.026	0.006		0	
青森市	小中野中学校	363	8,654	0.001	0	0	0	0	0.016	0.003		0	
弘前市	堤小学校	365	8,661	0.001	0	0	0	0	0.017	0.004		0	
むつ市	第一中学校	362	8,620	0.001	0	0	0	0	0.010	0.002		0	
六ヶ所村	苫生小学校	364	8,717	0.001	0	0	0	0	0.017	0.004		0	
	戸鎖小学校	361	8,660	0.002	0	0	0	0	0.022	0.004		0	
	尾駮小学校	364	8,653	0.000	0	0	0	0	0.022	0.003		0	

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日数が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表21 窒素酸化物測定結果 (平成19年度)

測定局区分	市町村	一酸化窒素 (NO)				二酸化窒素 (NO ₂)						窒素酸化物 (NO + NO ₂)							
		有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	最高1時間値 (ppm)	年間98%値の割合 (%)	1時間を超えた割合 (%)	その割合 (%)	1時間を超えた割合 (%)	その割合 (%)	年間98%値の割合 (%)	1時間を超えた割合 (%)	その割合 (%)	年間98%値の割合 (%)	最高1時間値の割合 (%)	年平均値の割合 (%)	NO ₂ / (NO + NO ₂) (%)		
環境	八戸市	八戸小学校	366	8,754	0.006	0.131	0.020	0.052	0	0	0	0	0	0	0.022	0	0	0.041	64.7
		八戸市第二魚市場	356	8,606	0.013	0.492	0.054	0.091	0	0	1	0	0	0	0.030	0	0	0.081	52.3
		根岸小学校	365	8,680	0.004	0.112	0.014	0.053	0	0	0	0	0	0	0.018	0	0	0.031	70.3
大気	青森市	桔梗野小学校	366	8,667	0.002	0.057	0.007	0.049	0	0	0	0	0	0	0.015	0	0	0.020	81.6
		小中野中学校	356	8,587	0.004	0.140	0.017	0.058	0	0	0	0	0	0	0.022	0	0	0.038	73.3
		堤小学校	363	8,648	0.003	0.164	0.014	0.066	0	0	2	1	0.028	0	0.026	0	0	0.044	79.0
測	青森市	甲田小学校	359	8,609	0.002	0.092	0.011	0.055	0	0	0	0	0	0	0.017	0	0	0.039	82.6
		新城中央小学校	364	8,653	0.002	0.063	0.009	0.048	0	0	0	0	0	0	0.025	0	0	0.024	76.5
		第一中学校	359	8,634	0.002	0.111	0.013	0.095	0	0	0	0	0	0	0.014	0	0	0.038	80.5
局	青森市	五所川原第三中学校	366	8,683	0.001	0.024	0.003	0.046	0	0	0	0	0	0	0.017	0	0	0.017	84.1
		スボカルイン黒石	362	8,613	0.001	0.061	0.005	0.052	0	0	0	0	0	0	0.013	0	0	0.020	82.2
		三本木中学校	366	8,681	0.003	0.064	0.009	0.044	0	0	0	0	0	0	0.013	0	0	0.022	70.1
自	青森市	阿三沢町内会館	366	8,683	0.001	0.133	0.008	0.048	0	0	0	0	0	0	0.013	0	0	0.021	80.4
		若生小学校	357	8,612	0.002	0.138	0.013	0.048	0	0	0	0	0	0	0.015	0	0	0.030	69.7
		戸鎖小学校	366	8,756	0.001	0.038	0.002	0.026	0	0	0	0	0	0	0.004	0	0	0.006	64.5
排	青森市	尾駮小学校	361	8,664	0.001	0.110	0.005	0.065	0	0	0	0	0	0	0.009	0	0	0.014	70.6
		六日町	357	8,566	0.031	0.252	0.069	0.080	0	0	2	1	0.038	0	0.038	0	0.317	0.104	43.6
		青森県庁	356	8,597	0.016	0.200	0.037	0.073	0	0	2	1	0.033	0	0.033	0	0.249	0.066	55.4
局	青森市	大栄小学校	364	8,662	0.003	0.098	0.012	0.044	0	0	0	0	0	0	0.018	0	0	0.031	67.9
		文京小学校	358	8,567	0.007	0.113	0.020	0.057	0	0	0	0	0	0	0.024	0	0	0.045	61.4
		南部幼稚園	364	8,668	0.023	0.157	0.052	0.094	0	0	4	1	0.037	0	0.037	0	0.224	0.086	46.6

(注) 1. 「98%値評価による日平均値0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。
 2. 「自排局」とは、自動車排出ガス測定局のことである。(以下同じ)

表22 光化学オキシダント測定結果 (平成19年度)

市町村	測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値
		(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)
八戸市	八戸小学校	360	5,280	0.033	44	279	0	0	0.110	0.046
	八戸市第二魚市場	362	5,327	0.035	54	307	0	0	0.100	0.047
青森市	堤小学校	366	5,440	0.038	69	443	0	0	0.100	0.049
弘前市	第一中学校	291	4,318	0.033	19	104	0	0	0.084	0.042
むつ市	苫生小学校	288	4,285	0.035	29	202	0	0	0.093	0.044
六ヶ所村	尾駈小学校	366	5,421	0.045	85	649	0	0	0.102	0.054

(注) 昼間とは5時から20時までの時間をいう。したがって、1時間値は6時から20時まで得られることになる。

表23 一酸化炭素測定結果(非分散型赤外分析法) (平成19年度)

測定局区分	市町村	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日数が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数
			(日)	(時間)	(ppm)	(回)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有×・無)	(日)
環境大気測定局	八戸市	八戸小学校	366	8,721	0.2	0	0	0	0	1.9	0.5		0
		八戸市第二魚市場	357	8,628	0.2	0	0	0	0	1.7	0.5		0
自排局	八戸市	六日町	362	8,648	0.6	0	0	0	0	4.3	1.1		0
	青森市	青森庁	364	8,711	0.5	0	0	0	0	3.1	1.0		0
		大栄小学校	365	8,719	0.3	0	0	0	0	1.5	0.4		0
	弘前市	文京小学校	364	8,719	0.4	0	0	0	0	2.3	0.7		0
	南部町	南部幼稚園	354	8,494	0.3	0	0	0	0	1.2	0.4		0

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち10ppmを超えた日数である。
 ただし、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外該当に入っている日数分については除外しない。

表24 浮遊粒子状物質測定結果（平成19年度）

測定局区分	市町村	測定局	有効測定日数 (日)	測定年間平均時間 (時間)	1時間値が 0.20 mg / m ³ を 超えた 時間数 (時間)	日平均値が 0.10 mg / m ³ を 超えた 日数 (日)	1時間値の 最高値 (mg / m ³)	日平均値の 除外値 (mg / m ³)	日平均値が 0.10 mg / m ³ を 超えた日 が2日以 上連続し たことの 有無 (有・無)	環境基準 の長期的 評価によ る日平均 値が0.10 mg / m ³ を 超えた 日数 (日)	測定方法								
												測定							
												測定							
環境大気測定局	八戸市	八戸小学校	366	8,767	0.018	0	0	0.118	0.047		0	線法							
		八戸市第二魚市場	357	8,601	0.017	0	0	0.096	0.041		0	〃							
		根岸小学校	361	8,669	0.016	0	0	0.111	0.042		0	〃							
		桔梗野小学校	362	8,692	0.016	0	0	0.171	0.044		0	〃							
		小中野中学校	360	8,697	0.018	0	0	0.110	0.048		0	〃							
	青森市	堤小学校	366	8,769	0.011	0	0	0.186	0.033		0	〃							
		甲田小学校	365	8,761	0.016	0	0	0.135	0.038		0	〃							
		新城中央小学校	363	8,733	0.020	0	0	0.138	0.040		0	〃							
	弘前市	第一中学校	357	8,600	0.015	0	0	0.112	0.041		0	〃							
		五所川原第三中学校	366	8,773	0.027	19	0	0.463	0.073		0	〃							
		黒石市	スポカルイン黒石	361	8,709	0.025	0	0	0.182	0.048		0	〃						
		十和田市	三本木中学校	366	8,758	0.016	0	0	0.096	0.039		0	〃						
		三沢市	岡三沢町内会館	364	8,737	0.016	0	0	0.197	0.042		0	〃						
	むつ市	苦生小学校	366	8,766	0.012	0	0	0.195	0.034		0	〃							
六ヶ所村		戸鎖小学校	365	8,735	0.011	0	0	0.159	0.027		0	〃							
		尾駈小学校	366	8,752	0.011	0	0	0.130	0.030		0	〃							
自排局	八戸市	六日町	364	8,723	0.020	0	0	0.177	0.049		0	〃							
	青森市	青森県庁	298	7,190	0.016	0	0	0.078	0.037		0	〃							
		大栄小学校	360	8,644	0.018	0	0	0.104	0.039		0	〃							
	弘前市	文京小学校	366	8,773	0.016	0	0	0.128	0.040		0	〃							
南部町	南部幼稚園	365	8,741	0.017	0	0	0.152	0.042		0	〃								

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg / m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.10mg / m³を超えた日数である。ただし、日平均値が0.10mg / m³を超えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外該当に入っている日数分については除外しない。

表25 非メタン炭化水素測定結果 (平成19年度)

測定局区分	市町村	測定局	測定時間 (時間)	年平均値 (ppmC)	6~9時における年平均値 (ppmC)	6~9時測定日数 (日)	6~9時3時間平均値		6~9時の3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		6~9時の3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合	
							最高値 (ppmC)	最低値 (ppmC)	日数 (日)	割合 (%)	日数 (日)	割合 (%)
環境大気測定局	八戸市	八戸小学校	7,533	0.20	0.19	312	0.48	0.09	113	36.2	16	5.1
		八戸市第二魚市場	7,917	0.10	0.11	327	1.23	0.00	47	14.4	13	4.0
	六ヶ所村	尾駁小学校	8,657	0.03	0.03	363	0.32	0.00	3	0.8	2	0.6
自排局	八戸市	六日町	7,890	0.24	0.20	330	0.90	0.03	133	40.3	31	9.4
	青森市	青森県庁	8,675	0.24	0.25	364	0.55	0.07	244	67.0	62	17.0
		大栄小学校	8,667	0.15	0.15	364	0.84	0.01	66	18.1	20	5.5
	弘前市	文京小学校	8,641	0.21	0.23	362	0.71	0.12	224	61.9	35	9.7
	南部町	南部幼稚園	8,425	0.06	0.06	353	0.40	0.00	3	0.8	1	0.3

表26 メタン及び全炭化水素測定結果 (平成19年度)

測定局区分	市町村	測定局	メタン						全炭化水素					
			測定時間 (時間)	年平均値 (ppmC)	6~9時における年平均値 (ppmC)	6~9時測定日数 (日)	6~9時3時間平均値		測定時間 (時間)	年平均値 (ppmC)	6~9時における年平均値 (ppmC)	6~9時測定日数 (日)	6~9時3時間平均値	
							最高値 (ppmC)	最低値 (ppmC)					最高値 (ppmC)	最低値 (ppmC)
環境大気測定局	八戸市	八戸小学校	7,533	1.91	1.92	312	2.18	1.75	7,533	2.11	2.11	312	2.43	1.92
		八戸市第二魚市場	7,917	1.89	1.90	327	2.11	1.65	7,917	1.99	2.01	327	3.13	1.71
	六ヶ所村	尾駁小学校	8,657	1.82	1.83	363	2.08	1.70	8,657	1.85	1.86	363	2.18	1.71
自排局	八戸市	六日町	7,890	1.92	1.92	330	2.21	1.76	7,890	2.16	2.12	330	2.84	1.88
	青森市	青森県庁	8,675	1.90	1.91	364	2.22	1.79	8,675	2.14	2.16	364	2.75	1.93
		大栄小学校	8,667	1.84	1.84	364	2.08	1.68	8,668	1.98	1.99	364	2.76	1.74
	弘前市	文京小学校	8,641	1.84	1.85	362	2.05	1.76	8,641	2.05	2.08	362	2.55	1.90
	南部町	南部幼稚園	8,425	1.86	1.88	353	2.16	1.68	8,425	1.92	1.94	353	2.29	1.72

表27 有害大気汚染物質モニタリング調査結果（平成19年度）

測定対象物質	測定値 < 年平均値 >				環境基準 (指針値 ³) < 年平均値 >	単位
	一般環境		発生源周辺	沿道		
	堤小学校局 ¹	八戸小学校局	根岸小学校局 ²	青森県庁局 ¹		
ベンゼン	0.74	1.1	1.3	1.2	3以下	μg/m ³
トリクロロエチレン	0.017	0.041	0.037	-	200以下	
テトラクロロエチレン	0.085	0.13	0.065	-	200以下	
ジクロロメタン	0.28	0.52	0.43	-	150以下	
アクリロニトリル	0.046	0.018	0.024	-	(指針値2以下)	
塩化ビニルモノマー	0.0059	0.0088	0.0081	-	(指針値10以下)	
クロロホルム	0.080	0.13	0.18	-	(指針値18以下)	
1,2-ジクロロエタン	0.058	0.079	0.077	-	(指針値1.6以下)	
1,3-ブタジエン	0.066	0.16	0.13	0.086	(指針値2.5以下)	
酸化エチレン	0.073	0.067	0.056	-	-	
アセトアルデヒド	0.92	1.0	1.7	1.3	-	
ホルムアルデヒド	1.0	1.7	1.3	1.4	-	
ベンゾ[<i>a</i>]ピレン	0.11	0.17	0.21	0.20	-	
ニッケル化合物	1.1	10	16	-	(指針値25以下)	
ベリリウム及びその化合物	0.010	0.020	0.016	-	-	
マンガン及びその化合物	6.1	24	39	-	-	
クロム及びその化合物	1.0	6.6	5.2	-	-	
ヒ素及びその化合物	0.52	6.3	9.5	-	-	
水銀及びその化合物	2.2	2.9	2.4	-	(指針値40以下)	

(注) 単位 μg (マイクログラム) = 100万分の1グラムのこと。(10⁻⁶g)

ng (ナノグラム) = 10億分の1グラムのこと。(10⁻⁹g)

- 1 堤小学校局及び青森県庁局における調査は、青森市が実施。
- 2 根岸小学校局における調査は、環境省が実施。
- 3 大気の汚染に係る指針値は、有害性評価に係るデータの科学的信頼性に制約がある場合も含めて、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために設定されたものである。

表28 大気汚染防止法及び青森県公害防止条例に基づく届出施設数

(平成20年3月31日現在)

市町村名		区分	大気汚染防止法				青森県公害防止条例			
			ばい煙発生施設		一般粉じん発生施設		ばい煙関係施設		粉じん関係施設	
			施設数	工場 事業場数	施設数	工場 事業場数	施設数	工場 事業場数	施設数	工場 事業場数
市	1	青森市	844	461	85	29	711(323)	413(227)	115	37(9)
	2	弘前市	327	183	120	19	257(114)	165(83)	77	20(9)
	3	八戸市	580	263	610	45	422(201)	209(107)	475	58(20)
	4	黒石市	64	36	94	5	57(26)	31(15)	100	6(2)
	5	五所川原市	87	58	11	10	80(23)	58(37)	13	8(4)
	6	十和田市	183	83	26	8	160(95)	86(37)	33	13(7)
	7	三沢市	122	59	10	4	80(41)	47(21)	12	7(4)
	8	むつ市	128	67	13	9	123(53)	78(45)	23	8(4)
	9	つがる市	55	35	23	20	52(34)	34(12)	27	13(7)
	10	平川市	45	34	42	8	55(21)	35(19)	26	4(1)
小計			2,435	1,279	1,034	157	1,997(931)	1,156(603)	901	174(67)
東津軽郡	11	平内町	39	20	20	1	35(18)	20(9)	5	2(1)
	12	今別町	0	0	0	0	4(0)	3(3)	0	0(0)
	13	蓬田村	4	4	0	0	2(0)	2(2)	0	0(0)
	14	外ヶ浜町	31	20	8	1	22(12)	15(7)	6	2(2)
小計			74	44	28	2	63(30)	40(21)	11	4(3)
西津軽郡	15	鱒ヶ沢町	31	21	8	3	23(12)	16(6)	13	4(2)
	16	深浦町	18	15	26	2	20(10)	14(5)	18	1(0)
小計			49	36	34	5	43(22)	30(11)	31	5(2)
軽中郡	17	西目屋村	9	9	38	2	9(6)	7(2)	9	2(0)
小計			9	9	38	2	9(6)	7(2)	9	2(0)
南津軽郡	18	藤崎町	33	22	4	2	31(15)	16(4)	6	1(0)
	19	大鰐町	38	24	44	4	21(14)	12(3)	44	4(1)
	20	田舎館村	8	7	1	1	11(6)	6(2)	0	0(0)
小計			79	53	49	7	63(35)	34(9)	50	5(1)
北津軽郡	21	板柳町	15	9	0	0	14(7)	11(6)	0	0(0)
	22	鶴田町	12	6	2	2	22(10)	13(8)	7	3(2)
	23	中泊町	10	8	22	4	14(5)	8(5)	15	2(0)
小計			37	23	24	6	50(22)	32(19)	22	5(2)
上北郡	24	野辺地町	44	25	5	2	19(10)	13(9)	13	8(7)
	25	七戸町	47	29	26	5	36(16)	25(10)	29	5(2)
	26	六戸町	24	18	9	6	54(9)	24(12)	37	6(4)
	27	横浜町	13	7	16	3	10(8)	7(2)	11	6(5)
	28	東北町	42	23	5	4	33(13)	18(9)	14	9(6)
	29	六ヶ所村	91	31	14	11	46(13)	30(18)	3	3(8)
30	おいらせ町	54	26	8	1	52(28)	22(8)	2	2(0)	
小計			315	159	83	32	250(97)	139(68)	109	39(32)

市町村名			大気汚染防止法				青森県公害防止条例			
			ばい煙発生施設		一般粉じん発生施設		ばい煙関係施設		粉じん関係施設	
			施設数	工場 事業場数	施設数	工場 事業場数	施設数	工場 事業場数	施設数	工場 事業場数
下 北 郡	31	大間町	14	9	4	4	18(11)	11(4)	3	2(0)
	32	東通村	28	13	101	6	21(16)	12(2)	37	5(1)
	33	風間浦村	2	2	0	0	5(1)	4(3)	0	0(0)
	34	佐井村	1	1	0	0	1(1)	1(0)	2	1(1)
小計			45	25	105	10	45(29)	28(9)	42	8(2)
三 戸 郡	35	三戸町	23	15	5	3	24(10)	16(9)	12	3(1)
	36	五戸町	54	33	5	5	55(25)	36(18)	25	10(7)
	37	田子町	12	8	17	3	19(7)	11(7)	19	4(1)
	38	南部町	40	25	0	0	42(24)	27(10)	5	2(2)
	39	階上町	15	7	3	2	19(9)	10(7)	6	3(2)
	40	新郷村	2	2	0	0	2(0)	1(1)	0	0(0)
小計			146	90	30	13	161(75)	101(52)	67	22(13)
計			3,189	1,718	1,425	234	2,681(1,247)	1,567(794)	1,242	264(122)

- (注) 1 粉じん発生施設は、一般粉じん発生施設のみで、県内に特定粉じん発生施設はない。
2 県条例対象施設のみを設置する工場事業場数は、()書とした。
3 ばい煙関係施設のうち、法と条例の両方の対象となる施設(小型ボイラ-)の数は、()書とした。
4 青森市はH18.10.1に中核市へ移行した。

表29 電気事業法及びガス事業法に基づく施設設置状況

(平成20年3月31日現在)

区分 市町村名	電 気 事 業 法						ガ ス 事 業 法
	ば い 煙 発 生 施 設				一 般 粉 じ ん 発 生 施 設		ば い 煙 発 生 施 設
	ボ イ ラ ー	廃 棄 物 焼 却 炉	デ ィ ー ゼ ル 発 電 機	ガ ス タ ー ビ ン	鉱 物 の 堆 積 場	ベ ル ト コ ン ベ ア	ガ ス 発 生 炉
青 森 市			92(67)	17(17)			2(1)
弘 前 市			30(19)	10(5)			3(1)
八 戸 市	9(4)		81(32)	13(10)	1(1)	4(1)	
黒 石 市			8(5)	2(2)			
五 所 川 原 市			19(8)	1(1)			
十 和 田 市			14(12)				
三 沢 市			9(7)	5(4)			
む つ 市			10(10)	1(1)			
つ が る 市			8(3)				
平 川 市			4(4)	1(1)			
平 内 町			3(2)				
今 別 町							
蓬 田 村							
外 ヶ 浜 町			5(2)				
鱒 ヶ 沢 町			3(3)	1(1)			
深 浦 町			1(1)				
西 目 屋 村			3(3)				
藤 崎 町			5(3)	1(1)			
大 鰐 町			2(2)				
田 舎 館 村			4(1)				
板 柳 町			2(2)				
鶴 田 町							
中 泊 町			8(3)	1(1)			
野 辺 地 町			2(2)	1(1)			
七 戸 町			1(1)				
六 戸 町							
横 浜 町							
東 北 町			3(1)				
六 ヶ 所 村			16(7)	1(1)			
お い ら せ 町			1(1)	1(1)			
大 間 町							
東 通 村	2(1)		7(5)	1(1)			
風 間 浦 村							
佐 井 村							
三 戸 町			1(1)				
五 戸 町			3(2)				
田 子 町				1(1)			
南 部 町			4(2)				
階 上 町			4(1)				
新 郷 村							
計	11(5)		353(212)	58(49)	1(1)	4(1)	5(2)

(注) () 内は、工場・事業場数である。

表30 大気汚染防止法及び青森県公害防止条例に基づく届出受理件数

(平成19年度)

区分	項目	設置届出 (施設)	使用届出 (施設)	変更届出 (施設)	氏名変更 (工場事業場)	廃止届出 (施設)	承継届 (工場事業場)	計
大気汚染 防止法	ばい煙発生施設	102	1	42	141	99	9	394
	一般粉じん発生施設	164	0	14	12	45	0	235
青森県公害 防止条例	ばい煙関係施設	109(72)	0(0)	20(5)	100(51)	64(33)	10(4)	303
	粉じん関係施設	45	0	4	10	36	1	96
計		420	1	80	263	244	20	1,028

- (注) 1 県公害防止条例に基づく事業所数のうち、法と条例の両方の対象となる事業所数は、() 書とした。
 2 ばい煙関係施設のうち、法と条例の両方の対象となる施設(小型ボイラ-)の数は、() 書とした。
 3 青森市はH18.10.1に中核市に移行し、以降、自ら届出事務を行うこととなったため、青森市分は含めていない。

表31 発生源監視測定局項目一覧表

番号	測定局名	対象施設名及び 施設数	測定項目					
			二酸化 硫黄	窒素 酸化物	酸素 濃度	発電量	排出 ガス量	燃料 使用量
1	東北電力(株)八戸火力発電所	ボイラ (1)	1	1	1	1		
2	大平洋金属(株)八戸製造所	煅焼炉 (3) ディーゼル機関 (2)	3				3	2
3	三菱製紙(株)八戸工場	ボイラ (7)	7	7	7		1	7
4	八戸セメント(株)	セメント焼成炉 (1)	1	1	1		1	
5	八戸製錬(株)八戸製錬所	焼結炉 (1)	1				1	
6	(株)大平洋エネルギーセンター	ディーゼル機関 (1)	1	1	1		1	1

(注) () は施設数

表32 全国星空継続観察結果 (平成19年度)

観察時期	夏期 (平成19年8月5日～8月18日)			
市町村	実施団体	観察場所	平均観察等級	最大観察等級
弘前市	弘前子ども天文クラブ	相馬ロマンティア天文台前庭	7.6	8.8
八戸市	八戸市視聴覚センター児童科学館	八戸市児童科学館屋上	(4.4)	(4.4)
八戸市	八戸天文同好会	八戸天文同好会美保野観測所	8.6	9.1
八戸市	八戸市立島守中学校	島守中学校校庭	9.1	9.1
深浦町	いわさきエコクラブ	黒崎漁港	9.1	9.3
観察時期	冬期 (平成20年1月27日～2月9日)			
市町村	実施団体	観察場所	平均観察等級	最大観察等級
八戸市	八戸市視聴覚センター児童科学館	八戸市児童科学館屋上	-	-
八戸市	八戸天文同好会	八戸天文同好会美保野観測所	8.6	8.6
八戸市	八戸市立島守中学校	八戸市立島守中学校グラウンド	9.4	9.4
十和田市	十和田市視聴覚センター	十和田市民文化センター	8.0	8.0

(注) 平均観察等級及び最大観察等級の()内は参考値である(推奨する仕様と異なる双眼鏡による観察結果)。
 また、「-」は雲の影響で観察できなかったことを示す。

6 悪 臭

表33 特定悪臭物質の臭気強度別濃度

(単位:ppm)

物質名	臭気強度						
	1	2	2.5	3	3.5	4	5
ア ン モ ニ ア	0.1	0.6	1	2	5	1×10	4×10
メチルメルカプタン	0.0001	0.0007	0.002	0.004	0.01	0.03	0.2
硫 化 水 素	0.0005	0.006	0.02	0.06	0.2	0.7	8
硫 化 メ チ ル	0.0001	0.002	0.01	0.05	0.2	0.8	2×10
二 硫 化 メ チ ル	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.1	0.3	3
トリメチルアミン	0.0001	0.001	0.005	0.02	0.07	0.2	3
アセトアルデヒド	0.002	0.01	0.05	0.1	0.5	1	1×10
プロピオンアルデヒド	0.002	0.02	0.05	0.1	0.5	1	1×10
ノルマルブチルアルデヒド	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.08	0.3	2
イソブチルアルデヒド	0.0009	0.008	0.02	0.07	0.2	0.6	5
ノルマルバレルアルデヒド	0.0007	0.004	0.009	0.02	0.05	0.1	0.6
イソバレルアルデヒド	0.0002	0.001	0.003	0.006	0.01	0.03	0.2
イ ソ ブ タ ノ ー ル	0.01	0.2	0.9	4	2×10	7×10	1×10 ³
酢 酸 エ チ ル	0.3	1	3	7	2×10	4×10	2×10 ²
メチルイソブチルケトン	0.2	0.7	1	3	6	1×10	5×10
ト ル エ ン	0.9	5	1×10	3×10	6×10	1×10 ²	7×10 ²
ス チ レ ン	0.03	0.2	0.4	0.8	2	4	2×10
キ シ レ ン	0.1	0.5	1	2	5	1×10	5×10
プ ロ ピ オ ン 酸	0.002	0.01	0.03	0.07	0.2	0.4	2
ノ ル マ ル 酪 酸	0.00007	0.0004	0.001	0.002	0.006	0.02	0.09
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0001	0.0005	0.0009	0.002	0.004	0.008	0.04
イ ソ 吉 草 酸	0.00005	0.0004	0.001	0.004	0.01	0.03	0.3

表34 発生源別悪臭苦情件数

発生源区分	焼却(施設)	産業用機械作動	産業排水	流出・漏洩	工事・建設作業	飲食店営業	移動発生源(自動車運行)	廃棄物投棄	家庭生活(機器) 注1	家庭生活(ペット)	家庭生活(その他) 注2	焼却(野焼き)	その他	不明	合計
苦情件数	5	1	5	13	1	5	1	2	1	4	23	8	41	7	117

注1 近隣住宅の空調・音響等機器によるもの

注2 近隣住宅の浄化槽、生活排水、話し声、自動車の空ぶかし等によるもの

資料：公害等調整委員会事務局「平成18年度公害苦情調査」

表35 悪臭規制地域の指定状況

年月日	指定市町村名
昭和48年3月1日	弘前市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、大鰐町、東北町、大間町、(平賀町)、六戸町、三戸町、田子町、(福地村)、(碓ヶ関村)、階上町、(森田村)
昭和48年12月22日	鱒ヶ沢町、鶴田町、(浪岡町)、(百石町)、横浜町、田舎館村
昭和52年4月28日	(下田町)
昭和55年3月27日	(名川町)
昭和59年3月3日	(常盤村)、(金木町)
平成2年3月22日	(木造町)
平成3年3月29日	(大畑町)、野辺地町、(蟹田町)、(十和田湖町)、(天間林村)、六ヶ所村、(倉石村)
平成4年3月30日	平内町、深浦町、(中里町)、七戸町、(上北町)、蓬田村、(南郷村)
平成5年3月29日	(岩木町)、板柳町、五戸町、(柏村)、(車力村)、(市浦村)、風間浦村
平成6年3月18日	今別町、藤崎町、(尾上町)、(川内町)、(相馬村)、東通村
平成8年4月1日	(平館村)
平成13年4月1日	八戸市
平成18年10月1日	青森市
規制地域が指定されている市町村	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、鱒ヶ沢町、深浦町、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、大間町、東通村、風間浦村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町
合計	37市町村(10市22町5村)

最初の指定は昭和48年3月1日

(注) () は市町村合併に伴い名称変更

表36 悪臭規制基準

(昭和48年青森県告示第121号)

(1) 1号規制 (敷地境界)

表33特定悪臭物質の臭気強度別濃度のうち臭気強度2.5に相当する濃度

(2) 2号規制(気体排出口)

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルパレルアルデヒド、イソパレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンが規制対象となり、物質ごとに次の式により算出された量

$$q = 0.108 \times He^2 \times C m$$

q : 流量 (Nm³/時)

He : 補正された排出口の高さ (m)

C m : 事業場の敷地の境界線での地表における規制基準として定められた値 (ppm)

ただし、Heが5 m未満の場合、この式による規制基準は適用されない。

(3) 3号規制 (排水水)

事業場の敷地外における規制基準

(単位:mg / ℓ)

特定悪臭物質名	Q 0.001	0.001 < Q 0.1	0.1 < Q
メチルメルカプタン	0.03	0.007	0.002
硫化水素	0.1	0.02	0.005
硫化メチル	0.3	0.07	0.01
二硫化メチル	0.6	0.1	0.03

(注) Q : 排水水量 (m³ / s)

表37 飼養戸数、頭羽数(県計)の推移

調査年	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏		ブロイラー	
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	羽数	戸数	羽数
H10.2	480	21,600	1,760	58,200	390	398,500	60	5,877千	50	4,465千
H11.2	450	20,700	1,670	58,200	340	389,200	60	5,943千	51	4,530千
H12.2	420	19,000	1,600	55,800	310	372,000	60	5,963千	48	4,517千
H13.2	400	18,400	1,530	54,700	280	369,800	60	5,884千	50	4,617千
H14.2	380	18,000	1,510	56,300	260	369,600	50	5,988千	46	4,492千
H15.2	360	17,800	1,480	57,600	240	380,100	50	6,098千	57	5,160千
H16.2	350	17,300	1,450	56,700	216	389,300	45	5,711千	54	5,080千
H17.2	324	16,700	1,360	56,500	216	389,300	-	-	53	5,060千
H18.2	319	16,500	1,340	57,900	191	377,500	38	4,755千	60	5,809千
H19.2	311	15,800	1,330	60,100	182	386,400	38	4,828千	56	5,861千
H20.2	306	15,100	1,310	60,200	171	402,800	31	4,624千	53	5,699千
一戸当たり頭羽数 (H20.2)	青森	49.3	青森	46.0	青森	2,355.6	青森	149.2千	青森	107.5千
	全国	62.8	全国	35.9	全国	1,347.9	全国	43.2千	全国	41.9千

資料 : 畜産統計 1,000羽以上の飼養者

7 水質汚濁

表38 水質汚濁に係る環境基準

1 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg / ℓ 以下	1,1,1 - トリクロロエタン	1 mg / ℓ 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2 - トリクロロエタン	0.006 mg / ℓ 以下
鉛	0.01 mg / ℓ 以下	トリクロロエチレン	0.03 mg / ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg / ℓ 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg / ℓ 以下
ヒ素	0.01 mg / ℓ 以下	1,3 - ジクロロプロペン	0.002 mg / ℓ 以下
総水銀	0.0005mg / ℓ 以下	チウラム	0.006 mg / ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003 mg / ℓ 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg / ℓ 以下
ジクロロメタン	0.02 mg / ℓ 以下	ベンゼン	0.01 mg / ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg / ℓ 以下	セレン	0.01 mg / ℓ 以下
1,2 - ジクロロエタン	0.004 mg / ℓ 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg / ℓ 以下
1,1 - ジクロロエチレン	0.02 mg / ℓ 以下	ふっ素	0.8 mg / ℓ 以下
シス - 1,2 - ジクロロエチレン	0.04 mg / ℓ 以下	ほう素	1 mg / ℓ 以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。
ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河川 (湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				大腸菌群数
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	
A A	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50 MPN / 100ml 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000 MPN / 100ml 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000 MPN / 100ml 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	-
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	-
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/ℓ 以上	-

備考
 1 基準値は、日間平均値とする。
 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量 5 mg / ℓ 以上とする。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全 亜 鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg / ℓ 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg / ℓ 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg / ℓ 以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg / ℓ 以下

備考
 1 基準値は、年間平均値とする。

- (2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				大腸菌群数
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	
A A	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg / ℓ 以下	1 mg / ℓ 以下	7.5 mg / ℓ 以上	50 MPN / 100ml 以下
A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg / ℓ 以下	5 mg / ℓ 以下	7.5 mg / ℓ 以上	1,000 MPN / 100ml 以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg / ℓ 以下	15 mg / ℓ 以下	5 mg / ℓ 以上	-
C	工業用水2級、環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg / ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg / ℓ 以上	-

備考
 1 基準値は、日間平均値とする。
 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg / ℓ以上とする。
 3 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの	0.1 mg / ℓ 以下	0.005 mg / ℓ 以下
	水道1、2、3級（特殊なものを除く。）、水産1種、水浴及び以下の欄に掲げるもの	0.2 mg / ℓ 以下	0.01 mg / ℓ 以下
	水道3級（特殊なもの）及び以下の欄に掲げるもの	0.4 mg / ℓ 以下	0.03 mg / ℓ 以下
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの	0.6 mg / ℓ 以下	0.05 mg / ℓ 以下
	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1 mg / ℓ 以下	0.1 mg / ℓ 以下

備考
 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全 亜 鉛	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg / ℓ 以下	
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg / ℓ 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg / ℓ 以下	
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg / ℓ 以下	

(3) 海 域

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶 酸 素 存 量 (DO)	大腸菌群数	n - ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg / ℓ 以下	7.5mg / ℓ 以上	1,000 MPN / 100ml 以下	検出されないこと。
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg / ℓ 以下	5 mg / ℓ 以上	-	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg / ℓ 以下	2 mg / ℓ 以上	-	-

備 考
 1 基準値は、日間平均値とする。
 2 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全 窒 素	全 燐
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg / ℓ 以下	0.02mg / ℓ 以下
	水産1種、水浴及び以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg / ℓ 以下	0.03mg / ℓ 以下
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg / ℓ 以下	0.05mg / ℓ 以下
	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg / ℓ 以下	0.09mg / ℓ 以下

備 考
 1 基準値は、年間平均値とする。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全 亜 鉛
生 物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg / ℓ 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg / ℓ 以下

(備考)

- 環境基準達成水域の判定方法について（全窒素又は全燐に係るものを除く。）
 環境基準が達成されているか否かの判断は、河川においてはBOD、湖沼及び海域においてはCODにより、当該水域の環境水質を代表する環境基準点において行う。
 年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ、
 $[0.75 \times N$ （日間平均値のデータ数）]（計算結果が整数でない場合は、端数を切り上げ整数とする。）番目のデータ値をもって75%値とし、それが環境基準値を満足しているものを達成地点とする。
 1 水域において、複数の環境基準点を有する場合、全ての環境基準点において基準が達成されている場合のみを達成水域とする。
- 全窒素及び全燐の環境基準達成水域の判定方法について
 類型指定水域内の各環境基準点における表層の年間平均値を当該水域内のすべての基準点について平均した値による。

表39 生活環境に係る環境基準の水域類型の指定状況

(1) pH、BOD (COD) 等

水 域	該当類型	達成 期間	水 域
新井田川上流 (長館橋より上流)	A	イ	新井田川河口水域 (昭和46年5月25日 閣議決定)
新井田川下流 (長館橋より下流)	B	ハ	
馬淵川上流 (櫛引橋より上流)	A	イ	
馬淵川下流 (櫛引橋より下流)	B	ロ	
五戸川上流 (戌橋より上流)	A	イ	
五戸川下流 (戌橋より下流)	B	イ	
相坂川上流 (鳶川合流点より上流)	A A	イ	
相坂川中流 (鳶川合流点から幸運橋まで)	A	イ	
相坂川下流 (幸運橋より下流)	B	イ	
工業港(1)	海域C	ロ	
工業港(2)	海域C	ロ	
工業港(3)	海域C	ロ	
河口海域 (甲)	海域B	ロ	
河口海域 (乙)	海域B	ロ	
河口海域 (丙)	海域A	イ	
十和田湖	湖沼A A	イ	
岩木川上流 (神田橋から上流)	A	ロ	岩木川水域 (昭和47年6月13日 青森県告示第451号、 平成8年2月21日青 森県告示第106号)
岩木川下流 (神田橋から下流)	B	ロ	
平川 (全域)	A	ロ	
浅瀬石川上流 (滝ノ股川合流点から上流)	A A	イ	
浅瀬石川下流 * (滝ノ股川合流点から下流であって、浅瀬石川ダム貯水池に 係る部分を除いたもの)	A	ロ	
浅瀬石川ダム貯水池 (全域) *	湖沼A	イ	
山田川 (全域)	A	イ	
大秋川 (全域)	A	イ	
大落前川 (全域)	A	イ	
虹貝川 (全域)	A	イ	
飯詰川 (全域)	A	イ	
中村川 (全域) *	A	イ	日本海岸水域 (昭和48年5月15日 青森県告示第361号、 平成2年4月2日青 森県告示第233号)
赤石川 (全域)	A	イ	
追良瀬川 (全域) *	A	イ	
吾妻川 (全域)	A	イ	
笹内川 (全域)	A	イ	
深浦港	海域B	イ	
日本海岸地先海域	海域A	イ	

水 域	該当類型	達成 期間	水 域
今別川（全域）＊ 長川（全域） 津軽半島北側海域	A A 海域A	イ イ イ	津軽半島北側水域 （昭和48年5月15日 青森県告示第361号、 平成2年4月2日青 森県告示第233号）
蟹田川（全域）＊ 高石川（全域） 新城川（全域） 沖館川（全域及び支川）＊ 堤川上流（横内川合流点から上流） 堤川下流（横内川合流点から下流） 横内川上流（水源池取水口から上流） 横内川下流（水源池取水口から下流） 駒込川上流（駒込川頭首工から上流） 駒込川下流（駒込川頭首工から下流） 野内川（全域） 陸奥湾(1) 陸奥湾(2) 陸奥湾(3) 陸奥湾(4)	A A B C A B A A A A B A 海域C 海域C 海域B 海域A	イ イ □ □ イ □ イ イ イ □ イ イ イ イ	陸奥湾西側水域 （昭和48年5月15日 青森県告示第361号、 平成2年4月2日青 森県告示第233号、 平成11年3月15日青 森県告示第162号）
小湊川（全域） 野辺地川上流（清水目橋より上流） 野辺地川下流（清水目橋より下流） 田名部川上流（荷橋より上流） 田名部川下流（荷橋より下流） 川内川上流（湯ノ川合流点より上流） 川内川下流（湯ノ川合流点より下流） 宇曽利川（全域）＊ 永下川（全域）＊ 小荒川上流（中荒川1号橋より上流） 小荒川下流（中荒川1号橋より下流） 小湊港 野辺地港 大湊港(1) 大湊港(2) 川内港 陸奥湾東側海域	A A B A B A A A A A 海域B 海域B 海域C 海域B 海域B 海域A	イ イ □ イ □ イ □ イ イ イ イ イ イ イ イ イ	陸奥湾東側水域 （昭和49年4月27日 青森県告示第291号、 平成2年4月2日青 森県告示第234号）

水 域	該当類型	達成 期間	水 域
(八戸市、階上町地先水域) 蕪島北端(八戸市大字鮫町字鮫57番地)から方位角0度に引いた線及び青森県と岩手県の境界である陸岸の地点(三戸郡階上町大字道仏字廿-2番1号)から方位角70度50分に引いた線内の領海	海域A	イ	南浜水域 (昭和51年2月3日青森県告示第83号)
土場川(全域)	A	イ	東通り水域 (昭和55年3月25日青森県告示第276号、平成2年4月2日青森県告示第235号、平成11年3月15日青森県告示第163号)
七戸川(七戸川全域及び支派川)	A	イ	
砂土路川(全域)*	A	イ	
姉沼川(全域)	B	イ	
古間木川(全域)*	B	口	
小川原湖(小川原湖全域及び高瀬川)	湖沼A	口	
東通り海域	海域A	イ	
むつ小川原港(1)	海域C	イ	
むつ小川原港(2)	海域C	イ	
むつ小川原港(3)	海域B	イ	
大畑川(全域)	A	イ	下北半島北側水域 (昭和55年3月25日青森県告示第276号)
下北半島北側海域	海域A	イ	
尻屋岬港	海域B	イ	
奥戸川(全域)	A	イ	下北半島西側水域 (昭和55年3月25日青森県告示第276号)
古佐井川(全域)	A	イ	
下北半島西側海域	海域A	イ	
大間港	海域B	イ	

(2) 全窒素、全りん

水 域	該当類型	達成 期間	水 域
陸奥湾(焼山崎と平館灯台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域)	海域I	イ	陸奥湾水域 (平成9年4月21日青森県告示第294号)

- (注) 1 該当類型の欄中、「湖沼」又は「海域」の表示のあるものは生活環境に係る環境基準の「湖沼」又は「海域」の表の類型を、「湖沼」又は「海域」の表示のないものは同表の河川の表の類型を示す。
- 2 達成期間の分類は、次のとおりとする。
- (1) 「イ」は、直ちに達成。
 - (2) 「口」は、5年以内で可及的速やかに達成。
 - (3) 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成。
- 3 備考欄は、当該水域に係る指定水域の名称及び指定年月日等である。
- 4 堤川及び駒込川の「pH」に係る項目については、基準値を適用しない。
- 5 水域欄の*は平成2年4月2日付け青森県告示第233～235号、平成8年2月21日付け青森県告示第106号、平成11年3月15日付け青森県告示第162、163号により一部改正があった水域であることを示す。
- 6 相坂川の河川法上の名称は奥入瀬川である。
- 7 地名は告示に記載のものである。

表41 水道普及状況

(平成19年3月31日現在)

行政区域内人口	計画給水人口	現在給水人口	水道普及率
1,411,378人	1,613,373人	1,375,513人	97.5%

表42 県内水道水源別取水量

(平成19年3月31日現在) (千 m^3 /年)

水 源		水道種別		計
		上 水 道	簡 易 水 道	
表 流 水	自 流 水	66,326 41.5%	2,930 29.0%	69,256 40.7%
	ダ ム	36,399 22.8%	- 0.0%	36,399 21.4%
	小 計	102,725 64.3%	2,930 29.0%	105,655 62.2%
地 下 水		48,204 30.2%	5,213 51.7%	53,417 31.4%
湧 水 等		8,936 5.6%	1,948 19.3%	10,884 6.4%
計		159,865 100%	10,091 100%	169,956 100%

表43 調査河川等数及び測定項目数

(平成19年度)

項目 区分	調査河川・湖沼・海域数	測定地点数	測定項目内容						計
			生活環境項目	健康項目	特定項目	要監視項目	特殊項目	その他項目	
河川	64	117	4,337	1,312	36	43	463	392	6,583
湖沼	7	21	2,036	744	4	0	134	577	3,495
海域	8	58	1,636	121	0	0	102	382	2,241
合計	79	196	8,009	2,177	40	43	699	1,351	12,319

表44 健康項目の環境基準値を超えた地点数

測定項目	平成18年度		平成19年度	
	地点数	環境基準値を超えた地点数	地点数	環境基準値を超えた地点数
カドミウム	97	0	95	0
全シアン	62	0	60	0
鉛	102	0	100	0
クロム(六価)	62	0	60	0
ヒ素	103	1	101	0
総水銀	45	0	43	0
アルキル水銀	29	0	27	0
PCB	35	0	33	0
トリクロロエチレン	24	0	24	0
テトラクロロエチレン	24	0	24	0
ジクロロメタン	23	0	10	0
四塩化炭素	23	0	10	0
1,2 - ジクロロエタン	23	0	10	0
1,1 - ジクロロエチレン	10	0	23	0
シス - 1,2 - ジクロロエチレン	10	0	23	0
1,1,1 - トリクロロエタン	10	0	23	0
1,1,2 - トリクロロエタン	10	0	23	0
1,3 - ジクロロプロペン	30	0	10	0
チウラム	30	0	10	0
シマジン	10	0	29	0
チオベンカルブ	10	0	29	0
ベンゼン	23	0	23	0
セレン	23	0	23	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	54	0	47	0
ふっ素	30	0	31	0
ほう素	28	0	29	0

(注)平成19年度から湖沼における複数層採水地点は1地点とする。

表45 公共用水域の底質測定結果

(平成19年度)

水域名	測定地点	採取年月日	外観	一般項目			健康項目						特殊項目					その他の項目		
				COD (mg/g)	I・L (%)	Cd (mg/kg)	Pb (mg/kg)	As (mg/kg)	T-Hg (mg/kg)	PCB (mg/kg)	Cu (mg/kg)	Zn (mg/kg)	T-Cr (mg/kg)	T-S (mg/g)	T-N (mg/g)	T-P (mg/g)				
沖館	川 沖 館 橋	H19.8.20	泥	24	9	0.3	20	17	0.10	<0.01	44	210	38	0.30	2.1	1.7				
	堤 川 石 森 橋	H19.8.20	砂泥	4.9	3	<0.1	11	9.4	0.03	<0.01	13	88	46	0.14	0.43	0.50				
田名部	川 下 北 橋	H19.7.5	砂泥	3.0	3.3	<0.1	12	15	0.04	<0.01	16	67	90	0.46	0.26	0.27				
	馬 淵 川 大 橋	H19.7.5	砂泥	2.5	2.9	<0.1	3.2	4.4	0.03	<0.01	14	78	100	0.01	0.58	0.44				
新井田	川 湊 橋	H19.7.11	泥砂	15	14	0.33	26	8.0	0.08	<0.01	49	160	93	0.28	3.2	1.0				
	市 柳 沼 中 央	H19.8.20	砂泥	5.6	1.3	<0.1	4.8	1.4	0.01	<0.01	5.5	39	270	0.01	0.66	0.13				
田面木	沼 中 央	H19.8.20	砂泥	49	18	0.3	31	15	0.06	<0.01	13	86	35	0.11	7.9	0.76				
	内 沼 中 央	H19.8.20	砂泥	62	22	0.7	38	11	0.10	<0.01	28	140	18	2.6	10	1.9				
姉十	沼 中 央	H19.8.20	砂泥	32	16	0.4	97	13	0.11	<0.01	32	200	14	0.28	5.6	1.7				
	St. 1 休屋前面	H19.7.9	泥	8.9	14	8.9	370	61	0.37	<0.01	190	1,300	12	0.20	2.0	0.59				
陸奥	St. 9 子ノ口前面	H19.7.9	泥	12	14	7.0	220	44	0.34	<0.01	120	950	10	0.64	1.9	0.60				
	St. 1 青森港(西)	H19.8.22	微砂泥	6.1	4	<0.1	13	5.5	0.02	<0.01	19	80	41	0.15	0.44	0.30				
湾	St. 2 青森港(東)	H19.8.22	微砂泥	10	6	0.5	57	13	0.22	<0.01	61	240	54	0.20	0.84	0.53				
	St. 3 堤川 1 km 沖	H19.8.22	泥	21	11	0.2	21	26	0.13	<0.01	45	110	50	0.31	1.7	0.98				
小川原港(1)	St.10 野辺地港中央	H19.8.24	砂泥	29	12	0.2	22	26	0.10	<0.01	24	130	24	1.0	2.6	0.50				
	St.14 大湊港(芦崎)	H19.8.24	泥	29	11	0.1	43	24	0.50	<0.01	40	160	28	0.16	2.1	0.49				
小川原港(2)	St.15 大湊港(田名部川河口)	H19.8.24	泥	25	11	<0.1	28	24	0.25	<0.01	35	140	33	0.081	2.2	0.54				
	鷹架沼 St. 3	H19.8.20	砂泥	33	15	0.3	26	9.5	0.08	<0.01	16	110	28	1.1	5.0	0.55				
八戸前面海域	尾駁沼 St. 2	H19.8.20	砂泥	0.63	<1	<0.1	3.4	1.8	<0.01	<0.01	7.2	21	150	0.01	0.13	0.14				
	St. 1 第一工業港	H19.8.2	へド口	14	10	0.3	51	10	0.11	<0.01	68	230	230	0.60	2.4	1.1				
八戸前面海域	St. 2 第一工業港	H19.8.2	へド口	11	6	1.8	200	32	3.0	0.14	300	610	220	2.8	1.2	0.84				
	St. 6 第三工業港	H19.8.2	へド口	13	10	0.2	26	10	0.1	<0.01	33	120	54	0.73	2.1	0.74				
八戸前面海域	St. 7 第二工業港	H19.8.2	へド口	12	10	2.1	220	16	0.28	<0.01	73	580	100	0.82	2.0	0.75				
	St. 8 第二工業港	H19.8.2	へド口	8.3	7	0.8	130	11	0.18	<0.01	40	230	82	0.69	1.1	0.60				

注：濃度は全て乾泥あたり

表46 地下水質調査結果総括表

(平成19年度)

項目	区分	概況調査		汚染井戸 周辺地区調査		定期モニタ リング調査	
		調査 井戸数	検出 井戸数	調査 井戸数	検出 井戸数	調査 井戸数	検出 井戸数
カドミウム		3	0	19	0	1	0
全シアン		1	0	0	0	0	0
鉛		3	0	10	8	1	0
六価クロム		3	0	0	0	1	0
ヒ素		3	2	10	9	2	1(1)
総水銀		3	0	0	0	1	0
アルキル水銀		1	0	0	0	1	0
P C B		1	0	0	0	0	0
ジクロロメタン		3	0	0	0	8	0
四塩化炭素		31	0	0	0	8	1(1)
1,2-ジクロロエタン		4	0	0	0	8	1(1)
1,1-ジクロロエチレン		4	0	0	0	8	1
シス-1,2-ジクロロエチレン		4	0	0	0	8	2(1)
1,1,1-トリクロロエタン		31	0	0	0	8	1
1,1,2-トリクロロエタン		0	0	0	0	8	2
トリクロロエチレン		31	0	0	0	8	2(1)
テトラクロロエチレン		31	0	0	0	8	4(3)
1,3-ジクロロプロペン		28	0	0	0	0	0
チウラム		28	0	0	0	0	0
シマジン		28	0	0	0	0	0
チオベンカルブ		28	0	0	0	0	0
ベンゼン		0	0	0	0	1	0
セレン		0	0	0	0	0	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		30	20	10	7(3)	50	50(29)
ふっ素		28	28	18	18(7)	13	13(13)
ほう素		30	12	0	0	5	5(2)
実質井戸数		31	30	67	42(10)	75	73(49)

(注) 1 検出井戸数の欄で () 内は検出井戸数のうち環境基準値を超過した井戸数
 2 調査は国調査分(1井)・青森市調査分(12井)及び八戸市調査分(76井)を含む。

表47 「私たちの名水」一覧

昭和 60 年 度			昭和 61 年 度		
1	よこ 横 うち 内 がわ 川 (水源地上流部)	(青森市)河川水	11	お 御 あつ め ない ひや みず 茶 水 (弘前市)湧水	
2	やす 安 た 田 すい 水 てん 天 ぐう 宮 (")湧水		12	ぬま 沼 ぶくろ 袋 の みず 水 (十和田市) "	
3	ご 御 ぜん 膳 すい 水 (弘前市) "		14	しら 白 うえ 上 の ゆう 湧 すい 水 (") "	
4	お 小 だ 田 ない 内 ぬま 沼 ゆう 湧 すい 水 (三沢市) "		15	おち 落 うど 人 の さと 里 の みず 水 (") "	
5	しん 神 めい 様 の みつこ トヨ の水 (深浦町) "		16	かつら 桂 みず 水 だい 大 みょう 明 じん 神 の みず 水 (") "	
6	わき 沸 つぼ 壺 いけ 池 の みず 清 すい 水 (") "		17	こ 小 すぎ 杉 さわ 沢 の ゆう 湧 すい 水 (弘前市) "	
7	ご 御 しん 神 すい 水 (弘前市) "		18	かん 観 のん 音 し 清 みず 水 (平川市) "	
8	と 十 わ 和 だ 田 しつ 霊 こ 泉 (青森市) "				
9	ひや 冷 みず 水 ツ コ (中泊町) "				
10	わき 湧 つ ば (") "				
昭和 62 年 度			昭和 63 年 度		
19	きよ 清 みず 水 かん 観 のん のん すい 水 (弘前市)湧水		26	ごん 権 げん 現 さま 様 の し 清 みず 水 (五所川原市)湧水	
20	どう 堂 が ケ たい 平 かつら 桂 し 清 みず 水 (") "		27	てら 寺 した 下 の たき 滝 (階上町)河川水	
21	は 羽 くる 黒 さま 神 の しつ 社 霊 こ 泉 (") "		28	はし 階 かみ 上 だけ 岳 りゅう 龍 じん 神 すい 水 (")湧水	
22	はっ 八 こう 甲 だ 田 し 清 みず 水 (十和田市) "		29	し マ リア ア 清 みず 水 (平川市) "	
23	せき 関 ね 根 の し 清 みず 水 (三戸町) "		30	ひろ 広 おか 岡 は 羽 くる 黒 さま (つがる市) "	
24	はく 白 おう 翁 せん 泉 (") "				
25	み 弥 るく 勒 の たき 滝 (田子町)河川水				

(注) 年度は、認定年度である。

表48 県内から選定された「名水百選」(昭和59年度環境庁選定)

名 称	所 在 地	水の形態	概 要
とみ 富 た 田 の しつ 清 こ 水	弘前市大字紙漣町	湧 水	弘前市の中央、紙漣町、吉野町一帯は、湧水が豊かなところ。文化幼稚園と稲荷神社近くの清水は、今でも市民に公共的に使われている。これらを総称し、旧富田村にちなんで「トミタのシツコ」と呼ばれている。
い 渾 がみ 神 の しつ 清 こ 水	平川市唐竹	湧 水	平賀駅から山間部へ登る中途に渾神の清水がある。道端に面して、小さな鳥居と祠があり、その下より清水が湧き出しており、「霊泉」の碑がまつてある。

表49 水浴場の判定基準

区 分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	C O D	透 明 度	
適	水質 A A	不検出 (検出限界 2 個 / 100ml)	油膜が 認められない	2 mg / ℓ 以下 (湖沼は 3 mg / ℓ 以下)	全透 (1 m 以上)
	水質 A	100個 / 100ml以下	油膜が 認められない	2 mg / ℓ 以下 (湖沼は 3 mg / ℓ 以下)	全透 (1 m 以上)
可	水質 B	400個 / 100ml以下	常時は油膜が 認められない	5 mg / ℓ 以下	1 m 未満 ~ 50cm 以上
	水質 C	1,000個 / 100ml以下	常時は油膜が 認められない	8 mg / ℓ 以下	1 m 未満 ~ 50cm 以上
不 適	1,000個 / 100mlを 超えるもの	常時油膜が 認められる	8 mg / ℓ 超	50cm 未満	

- (注) 1 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。
2 「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

表50 水浴場水質調査結果

(平成19年度)

海(湖) 水浴場名 (市町村)	調査項目	ふん便性大腸菌群数 (個/100ml)		COD (mg/l)		pH		透明度 (m)	油膜の 有 無	O - 157 (個/100ml)	判 定
		最小値～最大値	平均値	最小値～最大値	平均値	最小	最大				
合 浦 (青森市)	開設前	<2～<2	<2	1.4～1.6	1.5	8.1	8.2	>1	なし	不検出	水質AA
	開設中	<2～91	26	1.5～2.6	2.1	7.8	8.1	>1	なし	不検出	水質B
鯨ヶ沢 (鯨ヶ沢町)	開設前	<2～2	<2	1.5～2.2	2.0	8.2	8.3	>1	なし	不検出	水質AA
十符ヶ浦 (野辺地町)	開設前	<2～2	<2	1.5～2.0	1.7	8.1	8.1	>1	なし	不検出	水質AA
小川原湖 (三沢市)	開設前	<2～52	23	2.7～5.7	5.0	7.9	8.3	>1	なし	不検出	水質B
八戸市白浜 (八戸市)	開設前	<2～2	<2	1.7～2.6	2.0	8.0	8.2	>1	なし	不検出	水質AA
	開設中	<2～4	2	1.9～2.5	2.1	8.3	8.4	>1	なし	不検出	水質B
観瀾山公園 (外ヶ浜町)	開設前	<2～<2	<2	1.1～2.5	1.8	8.1	8.3	>1	なし	不検出	水質AA
玉 松 (蓬田村)	開設前	<2～<2	<2	1.4～2.2	1.9	8.1	8.2	>1	なし	不検出	水質AA
平 館 (外ヶ浜町)	開設前	<2～<2	<2	1.4～2.2	1.9	8.0	8.2	>1	なし	不検出	水質AA
出 来 島 (つがる市)	開設前	<2～4	2	1.5～1.9	1.8	8.1	8.2	>1	なし	不検出	水質A
岡崎海岸 (深浦町)	開設前	<2～<2	<2	1.9～2.3	2.1	8.3	8.7	>1	なし	不検出	水質B
千畳敷海岸 (深浦町)	開設前	<2～<2	<2	1.7～1.9	1.8	8.2	8.5	>1	なし	不検出	水質AA
大間越海岸 (深浦町)	開設前	<2～<2	<2	1.5～2.1	1.9	8.1	8.4	>1	なし	不検出	水質AA
新設鯨ヶ沢 (鯨ヶ沢町)	開設前	<2～10	3	1.7～1.9	1.8	8.1	8.3	>1	なし	不検出	水質A
砂浜海岸 (横浜町)	開設前	<2～<2	<2	1.1～2.4	1.7	8.1	8.2	>1	なし	不検出	水質AA
わかさぎ公園浜台 (東北町)	開設前	<2～2	<2	3.7～4.2	4.0	7.9	8.1	>1	なし	不検出	水質B
小川原湖公園 (東北町)	開設前	<2～36	9	3.5～4.8	3.9	7.3	7.8	>1	なし	不検出	水質B
サソットビーチあさむし (青森市)	開設前	<2～<2	<2	1.1～1.4	1.3	8.1	8.1	>1	なし	不検出	水質AA
	開設中	<2～23	6	1.4～2.0	1.8	8.1	8.2	>1	なし	不検出	水質A
三沢ビートルビーチ (三沢市)	開設前	<2～<2	<2	1.5～2.0	1.8	7.9	8.1	>1	なし	不検出	水質AA
折 腰 内 (中泊町)	開設前	<2～<2	<2	1.1～1.5	1.4	8.0	8.2	>1	なし	不検出	水質AA
マグアビーチ (つがる市)	開設前	<2～<2	<2	1.8～2.2	2.1	8.2	8.3	>1	なし	不検出	水質B
かわうちまりんビーチ (むつ市)	開設前	<2～<2	<2	1.5～1.6	1.6	8.0	8.2	>1	なし	不検出	水質AA

表51 県内から選定された「快水浴場百選」(平成18年5月環境省選定)

名 称	所 在 地	概 要
はちのへし しらはまかいすいよくじょう 八戸市白浜海水浴場	八戸市	全国的にも貴重な鳴き砂の浜です。種差海岸遊歩道(延長5.2km)の中間地点に位置し、無料シャワー室も設置されているため、景勝地を散策しながらハイキング感覚で海水浴も楽しめます。また、安全対策のために監視船も配備されています。

表52 排水に係る基準

特定事業場から排出される排水については、一律に次の基準が適用されます。
 ただし、生活環境項目に係る排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50m³以上である特定事業場からの排水についてのみ適用されます。

1 有害物質

排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）別表第1（平成20年3月31日現在）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.1 mg/ℓ
シアン化合物	シアン 1 mg/ℓ
有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	1 mg/ℓ
鉛及びその化合物	鉛 0.1 mg/ℓ
六価クロム化合物	六価クロム 0.5 mg/ℓ
ヒ素及びその化合物	ヒ素 0.1 mg/ℓ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/ℓ
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/ℓ
トリクロロエチレン	0.3 mg/ℓ
テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ
ジクロロメタン	0.2 mg/ℓ
四塩化炭素	0.02 mg/ℓ
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/ℓ
1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/ℓ
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/ℓ
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/ℓ
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/ℓ
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/ℓ
チウラム	0.06 mg/ℓ
シマジン	0.03 mg/ℓ
チオベンカルブ	0.2 mg/ℓ
ベンゼン	0.1 mg/ℓ
セレン及びその化合物	セレン 0.1 mg/ℓ
ほう素及びその化合物	海域以外に排出する場合 10 mg/ℓ
	海域に排出する場合 230 mg/ℓ
ふっ素及びその化合物	海域以外に排出する場合 8 mg/ℓ
	海域に排出する場合 15 mg/ℓ
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 mg/ℓ

- (注) 1 「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
 2 ヒ素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行（昭和49年12月1日）の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

2 生活環境項目

排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）別表第2（平成20年3月31日現在）

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度（pH）	5.8～8.6（ただし海域は5.0～9.0）
生物化学的酸素要求量（BOD）	160mg/ℓ（日間平均120mg/ℓ）
化学的酸素要求量（COD）	160mg/ℓ（日間平均120mg/ℓ）
浮遊物質（SS）	200mg/ℓ（日間平均150mg/ℓ）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油）	5mg/ℓ
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂）	30mg/ℓ
フェノール類含有量	5mg/ℓ
銅含有量	3mg/ℓ
亜鉛含有量	2mg/ℓ
溶解性鉄含有量	10mg/ℓ
溶解性マンガン含有量	10mg/ℓ
クロム含有量	2mg/ℓ
大腸菌群数	（日間平均3,000個/cm ³ ）
窒素含有量	120mg/ℓ（日間平均 60mg/ℓ）
りん含有量	16mg/ℓ（日間平均 8mg/ℓ）

- (注) 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
- 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。
- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行（昭和49年12月1日）の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
- 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼（以下「窒素に係る特定湖沼」という。）、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域（以下「窒素に係る特定海域」という。）及びこれらの流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
- 7 りん含有量についての排水基準は、りんが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼（以下「りんに係る特定湖沼」という。）、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域（以下「りんに係る特定海域」という。）及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

表53 水質汚濁防止法及び青森県公害防止条例に基づく届出事業場数

(平成20年3月31日現在)

区分 市町村名		水質汚濁防止法	青森県 公害防止条例	区分 市町村名		水質汚濁防止法	青森県 公害防止条例			
		特定事業場数	汚水関係工場数			特定事業場数	汚水関係工場数			
市	1	青森市	544	4	北津軽郡	21	板柳町	37	1	
	2	弘前市	502	11		22	鶴田町	85		
	3	八戸市	645	7		23	中泊町	63		
	小計		3,461	31	小計		185	1		
	東津軽郡	4	黒石市	158	1	上北郡	24	野辺地町	66	
		5	五所川原市	241	2		25	七戸町	118	1
		6	十和田市	537	2		26	六戸町	94	3
		7	三沢市	173	1		27	横浜町	57	
		8	むつ市	283		28	東北町	149	2	
		9	つがる市	204	1	29	六ヶ所村	118	1	
10		平川市	174	2	30	おいらせ町	100	1		
小計		74	1	小計		702	8			
西津軽郡		11	平内町	35		下北郡	31	大間町	39	
		12	今別町	9			32	東通村	66	
	13	蓬田村	3		33		風間浦村	33		
14	外ヶ浜町	27	1	34	佐井村		36			
小計		185	0	小計		174	0			
中津軽郡	15	鱒ヶ沢町	80		三戸郡	35	三戸町	71		
	16	深浦町	105			36	五戸町	67		
小計		12	0	37		田子町	49			
南津軽郡	17	西目屋村	12			38	南部町	98		
	18	藤崎町	86			39	階上町	55		
	19	大鰐町	96	2	40	新郷村	31			
小計		224	2	小計		371	0			
小計				224	2	合計		5,388	43	

水質汚濁防止法		青森県公害防止条例	
特定事業場数	規制対象事業場数	汚水関係工場等数	規制対象事業場数
	5,388		493

表54 水質汚濁防止法及び青森県公害防止条例に基づく届出受理件数

(平成20年3月31日現在)

区分	項目	設 届	置 出	使 用 出	構 造 等 変 更 届 出	氏 名 等 変 更 届 出	使 用 廃 止 届 出	承 届	継 出	計
	水質汚濁防止法		70	0	48	111	132		26	387
	県公害防止条例		1	0	1	0	5		1	8
	計		71	0	49	111	137		27	395

表55 特定事業場の改善指導等の状況

(平成19年度)

特定施設番号	業 種	改善勧告件数
3	水産食料品製造業	12
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	2
5	みそ、しょう油製造業	1
12	動植物油脂製造業	1
16	めん類製造業	1
18 - 2	冷凍調理食品製造業	1
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1
66 - 2	旅館業	1
66 - 3	共同調理場	1
66 - 4	弁当仕出屋	1
67	洗たく業	1
72	し尿処理施設	12
	計	35

表56 下水道終末処理場整備状況

管理者名	処 理 場 名	処理能力 (m ³ /日、日最大)		流入水量 m ³ /日 (日最大)	放 流 水 域
		認可計画	現 況		
青 森 県	岩木川浄化センター	112,750	102,500	64,600	岩木川水系平川
	馬淵川浄化センター	41,200	24,000	13,962	八戸第二工業港
	十和田湖浄化センター	8,710	7,275	2,210	奥入瀬川
青 森 市	八重田浄化センター	138,100	93,100	84,661	陸奥湾
	新田浄化センター	52,800	26,400	14,830	陸奥湾
弘 前 市	弘前市下水処理場	25,000	25,000	50,890	岩木川水系平川
	湯口浄化センター	1,100	1,100	987	岩木川水系棚内川
八 戸 市	東部終末処理場	87,500	50,000	42,162	八戸第一工業港
	旭ヶ丘住宅団地汚水処理場	1,480	1,480	782	松山都市下水路
	是川住宅団地汚水処理場	2,210	2,210	836	新井田川
五所川原市	五所川原市浄化センター	19,940	13,290	13,100	岩木川水系旧十川
	相内地区浄化センター	700	700	128	相内川
十 和 田 市	十和田下水処理場	22,180	22,180	13,650	奥入瀬川
	焼山浄化センター	656	656	110	奥入瀬川
三 沢 市	三沢市浄化センター	16,040	13,175	7,075	三沢川
む つ 市	むつ下水浄化センター	3,470	1,735	1,185	新田名部川
	大畑浄化センター	2,400	1,200	432	農業用排水路
	川内浄化センター	1,640	1,250	817	川内川
	脇野沢浄化センター	800	800	223	辰内川
つ がる 市	木造浄化センター	4,000	2,020	1,741	中の川排水路
	富范浄化センター	1,300	1,300	300	農業用排水路
平 川 市	碓ヶ関浄化センター	1,500	1,500	702	農業用排水路
平 内 町	平内浄化センター	2,000	1,000	147	小湊川
外 ヶ 浜 町	平館浄化センター	1,100	1,100	121	陸奥湾
	三厩浄化センター	800	800	16	農業用排水路
鱒 ヶ 沢 町	鱒ヶ沢浄化センター	2,520	1,260	360	中村川
深 浦 町	岩崎浄化センター	780	390	239	泥川
鶴 田 町	鶴田浄化センター	3,260	2,070	1,230	沼堰排水路
七 戸 町	七戸町浄化センター	2,200	1,100	525	高瀬川
	天間林浄化センター	1,400	700	716	農業用排水路
東 北 町	東北町浄化センター	1,800	900	541	高瀬川
	上北中央環境センター	1,800	900	574	高瀬川
六 ヶ 所 村	六ヶ所村中部浄化センター	2,880	1,440	1,314	老部川
	六ヶ所村北部浄化センター	2,400	1,200	701	馬門川
大 間 町	大間町浄化センター	2,000	1,000	492	大間川
東 通 村	中地区浄化センター	620	620	300	田名部川
佐 井 村	佐井村浄化センター	1,300	650	19	大佐井川
新 郷 村	戸来浄化センター	830	830	670	五戸川

表57 青森県八戸工業用水道水質測定結果 (平成19年度)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
気 温 ()	平 均	7.5	14.1	19.6	19.7	24.5	20.8	13.4	6.3	1.2	-1.7	4.9	10.8
	最 高	19.1	25.0	29.9	30.7	35.0	31.4	24.3	19.2	10.0	6.6	18.7	35.0
	最 低	-1.3	5.2	9.4	14.1	15.0	9.5	2.7	-3.6	-6.3	-9.4	-4.0	-9.4
水 温 ()	平 均	7.5	13.5	20.3	19.5	23.5	18.9	13.3	7.7	3.0	1.0	5.7	11.3
	最 高	11.9	18.0	24.9	25.6	28.3	23.1	17.6	12.2	5.4	2.9	9.0	28.3
	最 低	4.5	10.3	14.4	15.0	19.5	14.4	9.7	2.5	0.8	-0.1	1.7	-0.1
p H	平 均	7.0	7.0	7.0	6.8	7.0	7.0	7.2	7.1	7.2	7.2	7.0	7.1
	最 高	7.4	7.1	7.6	7.2	7.2	7.4	7.5	7.4	7.4	7.3	7.5	7.6
	最 低	6.6	6.8	6.6	6.6	6.7	6.6	6.9	6.8	6.6	7.0	7.0	6.4
濁 度 (ppm)	平 均	38	22	16	16	11	51	10	16	9	11	22	19
	最 高	125	71	88	103	31	512	35	169	44	40	79	512
	最 低	15	9	6	3	4	8	4	4	5	5	6	3
酸 消 費 (mg/ℓ)	24	21	34	37	29	46	36	38	32	34	36	37	33.7
全 硬 (mg/ℓ)	33	28	41	48	52	50	46	46	44	46	48	51	44.4
全 蒸 発 残 留 物 (mg/ℓ)	170	140	150	180	160	190	160	32	160	150	200	210	159
塩 化 物 イ ン (mg/ℓ)	8	7	10	11	12	11	8	7	11	12	11	19	10.6
鉄 (mg/ℓ)	0.74	0.53	0.41	0.56	0.48	0.88	0.38	0.25	0.33	0.29	0.62	0.66	0.51

(注) 1 気温・水温・pH・濁度 月平均
2 その他の項目 月1回測定

表58 青森県六ヶ所工業用水道水質測定結果 (平成19年度)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
気 温 ()	平 均	6.7	12.3	17.8	18.1	23.5	20.0	13.2	6.4	1.5	-1.8	-1.1	3.7	10.0
	最 高	20.0	25.3	27.1	28.5	33.6	31.9	23.0	18.1	9.0	3.9	7.6	13.7	33.6
	最 低	-2.0	4.8	9.9	12.9	13.4	8.3	3.0	-5.4	-8.5	-8.8	-8.8	-2.6	-8.8
水 温 ()	平 均	10.4	10.8	11.1	11.2	11.5	11.3	10.9	10.5	10.2	10.0	10.1	10.3	10.7
	最 高	11.9	11.1	11.9	12.1	12.4	12.4	11.4	10.8	10.4	10.4	10.4	10.6	12.4
	最 低	9.8	10.4	10.7	10.9	11.1	10.9	10.6	9.6	9.3	8.7	9.0	9.6	8.7
p H	平 均	7.1	7.1	7.1	7.0	7.0	7.0	7.1	7.2	7.1	7.0	7.0	7.0	7.1
	最 高	7.2	7.2	7.3	7.2	7.1	7.1	7.2	7.2	7.2	7.1	7.0	7.1	7.3
	最 低	7.0	7.0	7.0	7.0	6.9	6.9	6.9	7.0	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9
濁 度 (ppm)	平 均	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
	最 高	0.8	0.8	1.2	0.8	0.7	0.8	0.9	1.0	0.9	0.9	0.9	1.0	1.2
	最 低	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.7	0.6	0.6	0.5	0.6	0.5
酸 消 費 (mg/ℓ)	34	35	34	31	35	34	34	34	34	33	32	34	35	33.8
全 硬 (mg/ℓ)	53	55	52	64	52	50	50	51	54	53	55	57	56	54.3
全 蒸 発 残 留 物 (mg/ℓ)	220	190	160	220	150	180	180	150	86	180	130	170	130	163.8
塩 化 物 イ ー (mg/ℓ)	34	34	37	38	37	35	35	35	35	32	34	35	37	35.3
鉄 (mg/ℓ)	0.1 未満													

8 騒音・振動

表59 自動車騒音常時監視結果（平成19年度）

市名	路線名	測定年月日	車線数	評価区間延長(km)	測定地点	測定地点の環境基準類型	測定結果(dB)		評価対象住居等戸数 a = b + c + d + e (戸)	昼間・夜間とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼間・夜間とも基準値超過
							昼間(dB)	夜間(dB)		b)は割合(%) (戸)	c)は割合(%) (戸)	d)は割合(%) (戸)	e)は割合(%) (戸)
青森市	一般国道4号	10/18~10/19	6	1.5	栄町	C	72	68	490	363 (74.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	127 (25.9)
"	一般国道7号	10/18~10/19	2	1.5	新城	B	71	68	12	5 (41.7)	7 (58.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
"	一般国道104号	10/17~10/18	2	1.1	横内	B	66	58	191	191 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
"	主要地方道青森五所川原線	10/18~10/19	2	1.3	羽白	A	64	56	284	284 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
"	主要地方道青森環状野内線	10/23~10/24	2	2.5	細越	B	69	63	130	130 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
弘前市	一般国道102号	6/28~6/29	5	1.4	福田	C	62	55	2	2 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
"	主要地方道弘前環状線	7/18~7/19	5	2.2	向外瀬	B	69	65	86	86 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
八戸市	一般国道45号		2	0.4			(71)	(64)	7	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
"	一般国道45号		4	0.3			(71)	(66)	0	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
"	一般国道45号		2	0.3			(71)	(64)	11	9 (81.8)	0 (0.0)	2 (18.2)	0 (0.0)
"	一般国道104号	12/12~12/13	4	3.0	根城	B	71	67	523	408 (78.0)	8 (1.5)	0 (0.0)	107 (20.5)
"	一般国道104号		2	0.2			(71)	(67)	37	22 (59.5)	4 (10.8)	0 (0.0)	11 (29.7)
"	一般国道104号		2	0.4			(71)	(64)	53	50 (94.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (5.7)
"	一般国道340号	11/28~11/29	2	1.1	長者	A	71	64	405	269 (66.4)	0 (0.0)	115 (28.4)	21 (5.2)
"	一般国道454号	12/10~12/11	4	2.4	長苗代	C	71	66	168	146 (86.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	22 (13.1)
"	一般国道454号		4	0.8			(71)	(66)	115	101 (87.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	14 (12.2)
"	主要地方道八戸百石線		4	3.9			(71)	(66)	433	354 (81.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	79 (18.2)
"	主要地方道八戸百石線		4	0.2			(71)	(66)	24	20 (83.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (16.7)
"	主要地方道八戸百石線		4	0.1			(71)	(66)	0	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
"	主要地方道本八戸停車場線		2	0.7			(71)	(67)	128	98 (76.6)	1 (0.8)	0 (0.0)	29 (22.7)
"	一般県道妙売市線		2	0.3			(71)	(67)	132	90 (68.2)	1 (0.8)	0 (0.0)	41 (31.1)
"	3.2.1工業港線	12/10~12/11	4	0.7	城下	C	65	55	56	56 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
"	3.3.10沢里田面木線	11/28~11/29	4	0.3	沢里	B	66	56	17	16 (94.1)	0 (0.0)	1 (5.9)	0 (0.0)
"	3.3.10沢里田面木線	11/28~11/29	4	2.0	東白山台	B	63	53	156	156 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
"	3.3.2本八戸通り線	10/30~10/31	4	0.2	城下	C	60	51	26	26 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
"	3.4.10新井田鮫線	11/28~11/29	4	1.0	湊高台	A	65	58	125	125 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
"	3.4.8白銀沼館環状線	12/12~12/13	4	1.3	長苗代	C	69	64	92	91 (98.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.1)
"	3.4.8白銀沼館環状線	12/12~12/13	4	1.0	河原木	C	70	64	0	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
黒石市	一般国道102号	6/26~6/27	7	0.1	追子野木	B	68	61	6	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
五所川原市	一般国道339号	7/9~7/10	2	0.3	姥范	C	62	56	24	24 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
十和田市	一般国道4号	9/20~9/21	2	3.5	相坂	C	66	60	352	352 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
三沢市	主要地方道三沢十和田線	9/20~9/21	2	0.6	本町	C	68	61	52	51 (98.1)	0 (0.0)	1 (1.9)	0 (0.0)
むつ市	一般国道338号	9/25~9/26	2	4.0	中央	C	68	58	303	300 (99.0)	0 (0.0)	3 (1.0)	0 (0.0)

- (注) 1 割合は四捨五入により表示しているため合計が100%にならない場合がある。
2 青森市及び八戸市の地点については、各々の市が測定。その他の地点については県が測定。
3 は騒音非観測区間であり、類型化による分類毎の代表となる区間の騒音測定結果を準用して評価を行っている。

表60 航空機騒音測定結果（青森空港）（平成19年度）

	測定地点名	地域 類型	環境基準 (WECPNL)	測定期間	測定結果 (WECPNL)	実施機関
1	青森市大別内地区		75	6 / 1 ~ 6 / 7	62	青森市
2	青森市高田地区		75	6 / 12 ~ 6 / 18	57	
3	青森市小館地区 1		75	5 / 8 ~ 5 / 14	56	
4	青森市小館地区 2		75	5 / 16 ~ 5 / 22	66	
5	青森市野沢地区		75	5 / 24 ~ 5 / 30	61	
6	青森市浪岡相沢地区		75	6 / 20 ~ 6 / 26	62	
7	青森市浪岡王余魚沢地区		75	6 / 28 ~ 7 / 4	59	

表61 航空機騒音測定結果（八戸飛行場）（平成19年度）

	測定地点名	地域 類型	環境基準 (WECPNL)	測定期間	測定結果 (WECPNL)	実施機関
1	八戸市市川地区(橋向)		70	9 / 12 ~ 9 / 25	64	八戸市
2	八戸市河原木地区(八太郎)		75	7 / 18 ~ 7 / 31	49	
3	八戸市尻内地区		75	6 / 15 ~ 6 / 28	60	
4	五戸町上市川地区		75	6 / 8 ~ 6 / 21	57	八戸環境 管理事務所

表62 航空機騒音測定結果（三沢飛行場）（平成19年度）

	測定地点名	地域 類型	環境基準 (WECPNL)	測定期間	測定結果 (WECPNL)	実施機関
1	十和田市西二十二番町		70	6 / 5 ~ 6 / 18	59	環境保健 センター
2	三沢市三沢地区		75	6 / 20 ~ 7 / 3	64	
3	三沢市犬落瀬地区		70	6 / 20 ~ 7 / 3	50	
4	七戸町榎林地区		75	7 / 21 ~ 8 / 3	64	
5	六戸町小松ヶ丘地区		75	6 / 5 ~ 6 / 18	57	
6	東北町大浦地区 1		75	7 / 6 ~ 7 / 19	67	
7	東北町大浦地区 2		75	7 / 6 ~ 7 / 19	80	
8	六ヶ所村鷹架地区		75	7 / 21 ~ 8 / 3	70	
9	おいらせ町青葉地区		75	8 / 7 ~ 8 / 20	63	

は、環境基準値を超過している地点。

(注) 三沢飛行場は、自衛隊等が使用する防衛施設であることから、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」が適用される。この法律は、環境基準の達成状況調査とは別に防衛省が住宅防音区域指定のための調査を行うものであり、防衛省ではその結果に基づき、学校、病院等の防音工事の助成、75WECPNLを超える区域内のそれぞれ指定地域ごとに、住宅の防音工事の助成、建物等の移転補償、緑地帯の整備等の諸対策を行っている。

表63 新幹線鉄道騒音測定結果

(平成19年度)

測定地点	地域 類型	環境基準 (デシベル)	測定日	測定結果(デシベル)	
				25m地点	45m地点
八戸市上野地区	I	70	11 / 27	71	70

(注) 25m地点、45m地点は近接軌道中心からの距離。
は、環境基準超過。

表64 騒音実態調査測定結果

測定地点	対策内容	測定距離	対策前 (7年度)	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
青森市油川	防音壁	12.5m	84	78	77	77	78	76	-	-	-	-	-	-
		25.0m	77	74	73	71	73	72	-	-	-	-	-	-
蓬田村 阿弥陀川	防音・防振壁	8.1m	88	81	82	82	87	77	79	-	-	-	-	-
		25.0m	82	73	74	75	78	68	71	-	-	-	-	-
外ヶ浜町蟹田	防音・防振壁	6.0m	85	75	75	74	76	74	-	80	83	83	84	84
		21.0m	77	72	73	72	71	71	-	78	82	82	83	84

軌道近接住宅配置地点

(注) 測定値は連続して通過する20本の列車のうち上位半数のパワー平均値(デシベル)

表65 振動実態調査測定結果

測定地点	対策内容	測定距離	対策前 (7年度)	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
青森市油川	防音壁	12.5m	-	56	55	55	55	56	-	-	-	-	-	-
		25.0m	-	53	54	54	54	53	-	-	-	-	-	-
蓬田村 阿弥陀川	防音・防振壁	8.1m	70	71	70	69	71	69	70	-	-	-	-	-
		25.0m	58	56	54	55	58	56	56	-	-	-	-	-
外ヶ浜町蟹田	防音・防振壁	6.0m	68	69	67	67	68	68	-	66	64	64	64	67
		21.0m	-	60	60	60	57	56	-	57	58	59	57	59

軌道近接住宅配置地点

(注) 測定値は連続して通過する20本の列車のうち上位半数の算術平均値(デシベル)

表66 騒音に係る環境基準

(1) 一般環境基準 (平成10年9月環境庁告示第64号)

(単位:デシベル)

地域の類型	時間の区分		備 考
	昼 間	夜 間	
A A	50	40	昼間:午前6時から午後10時まで 夜間:午後10時から翌日午前6時まで
A 及び B	55	45	
C	60	50	

(注) 類型A A:指定地域のうち静穏を必要とする療養施設、社会福祉施設、文教施設等が集合している地域である。

類型A :指定地域のうち低層住居専用地域、中高層住居専用地域である。

類型B :住居地域、準住居地域である。

類型C :近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域である。

(2) 道路に面する地域の環境基準 (平成10年9月環境庁告示第64号)

(単位:デシベル)

地域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60	55
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65	60
幹線交通を担う道路に近接する空間 (騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉ざして生活していると認められる個々の住居等の室内)	70 (45)	65 (40)

(3) 航空機騒音に係る環境基準 (昭和48年環境庁告示第154号)

(単位:WECPNL)

地 域 の 類 型	基 準 値
	70
	75

(注) 類型 :指定地域のうち、住居専用地域である。

類型 :指定地域のうち、 の地域、工業専用地域、河川区域、飛行場の敷地、防衛施設の敷地等を除いた地域である。

(4) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準 (昭和50年7月29日環境庁告示第46号)

(単位:デシベル)

地 域 の 類 型	基 準 値
	70
	75

(注) 類型 :住居の用に供される地域である。

類型 : 以外の地域であって通常的生活環境を保全する必要のある地域である。

表67 騒音規制地域の指定状況

地 域 名	指定年月日 (変更年月日)
青 森 市	平成18年10月1日
弘 前 市	昭和47年3月2日 (平成15年8月18日)
八 戸 市	平成13年4月1日 (平成17年2月14日)
黒 石 市	昭和47年3月2日 (平成12年4月1日)
五 所 川 原 市	昭和48年3月1日 (平成12年4月1日)
十 和 田 市	昭和47年3月2日 (平成12年4月1日)
三 沢 市	昭和48年12月22日 (平成12年4月1日)
む つ 市	昭和51年2月12日 (平成12年4月1日)

(注) の最初の指定は昭和47年3月2日

表68 振動規制地域の指定状況

地 域 名	指定年月日 (変更年月日)
青 森 市	平成18年10月1日
弘 前 市	昭和52年12月27日 (平成15年8月18日)
八 戸 市	平成13年4月1日 (平成17年2月14日)
黒 石 市	昭和52年12月27日 (平成12年4月1日)
五 所 川 原 市	昭和52年12月27日 (平成12年4月1日)
十 和 田 市	昭和52年12月27日 (平成12年4月1日)
三 沢 市	昭和52年12月27日 (平成12年4月1日)
む つ 市	昭和52年12月27日 (平成12年4月1日)

(注) の最初の指定は昭和52年12月27日

表69 騒音規制法及び振動規制法に基づく届出状況

(平成20年3月31日現在)

区分 市名	特 定 施 設				特 定 建 設 作 業	
	騒 音 規 制 法		振 動 規 制 法		騒 音 規 制 法	振 動 規 制 法
	特 定 施 設 数	特 定 工 場 数	特 定 施 設 数	特 定 工 場 数		
青 森 市	992	229	314	119	19	14
弘 前 市	639	125	355	68	11	10
八 戸 市	870	186	332	94	18	12
黒 石 市	89	38	86	37	0	0
五所川原市	55	21	3	3	2	1
十和田市	128	48	49	16	4	4
三 沢 市	127	23	86	16	4	0
む つ 市	131	30	53	20	1	1
合 計	3,031	700	1,278	373	59	42

表70 県公害防止条例に基づく届出状況

(平成20年3月31日現在)

区分 市名	騒 音 関 係 施 設		特 定 作 業	振 動 関 係 施 設	
	施 設 数	工 場 数		施 設 数	工 場 数
青 森 市	496	196	42	650	110
弘 前 市	228	87	21	220	38
八 戸 市	481	227	45	574	143
黒 石 市	20	5	25	23	5
五所川原市	92	44	0	42	4
十和田市	67	39	32	21	11
三 沢 市	94	54	22	40	14
む つ 市	97	61	5	40	12
合 計	1,575	713	192	1,610	337

表71 騒音に係る規制基準

(1) 特定工場等において発生する騒音の規制基準（昭和47年青森県告示第169号）

(単位:デシベル)

区域の区分	時間の区分			備考
	昼間	朝夕	夜間	
第1種区域	50	45	45	朝：午前6時から午前8時まで
第2種区域	55	50	45	昼間：午前8時から午後7時まで
第3種区域	65	60	50	夕：午後7時から午後9時まで
第4種区域	70	65	55	夜間：午後9時から翌日午前6時まで

ただし、第2種、第3種及び第4種区域内に所在する学校・病院等特に静穏を必要とする施設の周囲50m以内では表の値から5デシベル減じた値。

- (注) 第1種区域：指定区域のうち、低層住居専用地域である。
 第2種区域：指定区域のうち、中高層住居専用地域、住居地域及び準住居地域である。
 第3種区域：指定区域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域である。
 第4種区域：指定区域のうち、工業地域である。

(2) 特定建設作業騒音に係る基準（昭和43年厚生省、建設省告示第1号）

地域区分	規制種別	基準値	作業時刻	1日当たりの作業時間	作業期間	作業日
1号区域	85 デシベル	85 デシベル	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと	10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと
2号区域			午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと	14時間を超えないこと		

- (注) 1号区域：指定地区のうち、住居専用地域、住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び2号区域内の病院、学校等の周囲80mの区域内である。
 2号区域：指定地域のうち、1号区域以外の区域である。

(3) 自動車騒音の要請限度（平成12年環境省令第15号）

区域区分	時間の区分		備考
	昼間	夜間	
1 a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル	昼間：午前6時から午後10時まで 夜間：午後10時から翌日午前6時まで
2 a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル	
3 b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル	

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

- (注) a区域、b区域、c区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。
 (1) a区域：専ら住居の用に供される区域
 (2) b区域：主として住居の用に供される区域
 (3) c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

表72 振動に係る規制基準

(1) 特定工場等において発生する振動の規制基準(昭和52年青森県告示第897号)

(単位:デシベル)

区域の区分	時間の区分		備 考
	昼 間	夜 間	
第 1 種 区 域	60	55	昼間：午前 8 時から午後 7 時まで 夜間：午後 7 時から翌日午前 8 時まで
第 2 種 区 域	65	60	

ただし、学校・病院等特に静穏を必要とする施設の周囲50m以内では、表の値から 5 デシベル減じた値。

- (注) 第 1 種区域：指定地域のうち、住居専用地域、住居地域及び準住居地域である。
第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域である。

(2) 特定建設作業振動に係る基準(昭和51年総理府令第58号)

規制種別 地域の区分	基 準 値	作 業 時 刻	1日あたりの 作業時間	作業期間	作 業 日
1 号 区 域	75 デシベル	午後 7 時～翌日の午前 7 時の時間内でないこと	10時間を超えないこと	連続 6 日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと
2 号 区 域		午後 10 時～翌日の午前 6 時の時間内でないこと	14時間を超えないこと		

- (注) 1号区域：指定地域のうち、住居専用地域、住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び2号区域内の病院、学校等の周囲80mの区間内である。
2号区域：指定区域のうち、1号区域以外の区域である。

(3) 道路交通振動の要請限度 (昭和51年総理府令第58号)

区域の区分	時間の区分		備 考
	昼 間	夜 間	
第 1 種 区 域	65デシベル	60デシベル	昼間：午前 8 時から午後 7 時まで 夜間：午後 7 時～翌日午前 8 時まで
第 2 種 区 域	70デシベル	65デシベル	

表73 一般的な騒音の例

dB (デシベル)	状 態
120	飛行機のエンジンの近く
110	自動車の警笛
100	電車が通る時のガード下
90	大声による独唱、騒々しい工場の中
80	地下鉄の車内、せみの声
70	電話のベル、鈴虫の音色、騒々しい事務所
60	静かな車内、普通の会話
50	静かな事務所
40	図書館
30	ささやき声
20	木の葉のふれ合う音

表74 振動の影響例

気象庁震度階級	dB (デシベル)	状 態
4	90	中震。家屋の動揺が激しく、座りの悪い花びんなどは倒れ、器内の水はあふれ出る。また、歩いている人にも感じられ、多くの人々は戸外に飛び出す程度の地震。
3	80	弱震。家屋が揺れ、戸、障子がガタガタと鳴動し、電灯のような吊り下げ物は相当ゆれ、器内の水面の動くのが分かる程度の地震。
2	70	軽震。大勢の人に感ずる程度のもので、戸、障子がわずかに動くのが分かる程度の地震。
1	60	微震。静止している人や特に地震に注意深い人だけに感ずる程度の地震。
0	50	無感。人体に感じないで地震計に記録される程度。
	40	

表75 三沢飛行場周辺地域等における防衛施設周辺騒音対策関係事業一覧表

(決算額、単位:百万円)

事 項	年 度				
	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度
騒音防止事業					
(学校・病院等の騒音)	620	82	302	237	403
(住宅防音)	1,525	1,093	1,446	430	246
(防音関連維持費)	21	21	19	18	18
民生安定助成事業					
(学習等供用施設等の防音助成)	66	0	0	0	0
(放送受信障害)	70	68	63	63	61
障害防止事業					
(騒音防止用電話)	-	-			
移転措置事業	5,116	4,997	4,867	5,037	5,106
緑地整備事業	33	145	49	22	24
計	7,451	6,406	6,746	5,807	5,858

(注) 本表は、三沢飛行場・三沢対地射撃場を対象施設として記載している。

表76 J R 東日本及びJ R 貨物の対策実施状況

(平成19年度末現在)

	対 策 内 容	数 量 等
J R 東 日 本	ロングレール化	38,600m
	レール継目溶接	595か所
	分岐器改良 (継目減少)	2組
	弾性分岐器	6組
	防音壁	160か所 (8,524m)
	防振壁	45か所 (1,645m)
	吸音筒	2か所 (75m)
	防振枕木	3か所 (200m)
	改良軌道	3か所 (100m)
	鉄桁防止工事 (制振鋼板取付含)	8か所
	家屋移転	1戸
	家屋補修	127戸
	テレビ電波障害対策	120戸
J R 貨 物	運転時間帯の変更	定期列車2往復を臨時列車化 (平成19年度から継続) 1往復は9月～12月間の運転に変更 1往復は必要の都度運転に変更
	有蓋貨車のコンテナ化	すべて完了
	車輪削正盤設置 (防音対策)	全国8か所 (機関車、貨車の車輪削正を行っている。)
	車輪フラット対策検知装置設置	全国5か所に設置
	E H 500形式機関車主変圧送風機の形状変更	更新計画に基づき実施中 (平成19年度から)

9 地盤・土壤環境

表77 土壤汚染に係る環境基準

	項 目	環 境 基 準
1	カドミウム	0.01 mg / l 以下
2	全シアン	検出されないこと
3	有機りん	検出されないこと
4	鉛	0.01 mg / l 以下
5	六価クロム	0.05 mg / l 以下
6	ヒ素	0.01 mg / l 以下
7	総水銀	0.0005 mg / l 以下
8	アルキル水銀	検出されないこと
9	P C B	検出されないこと
10	銅	125 mg / kg (田に限る)
11	ジクロロメタン	0.02 mg / l 以下
12	四塩化炭素	0.002 mg / l 以下
13	1, 2 - ジクロロエタン	0.004 mg / l 以下
14	1, 1 - ジクロロエチレン	0.02 mg / l 以下
15	シス-1, 2 - ジクロロエチレン	0.04 mg / l 以下
16	1, 1, 1 - トリクロロエタン	1 mg / l 以下
17	1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.006 mg / l 以下
18	トリクロロエチレン	0.03 mg / l 以下
19	テトラクロロエチレン	0.01 mg / l 以下
20	1, 3 - ジクロロプロペン	0.002 mg / l 以下
21	チウラム	0.006 mg / l 以下
22	シマジン	0.003 mg / l 以下
23	チオベンカルブ	0.02 mg / l 以下
24	ベンゼン	0.01 mg / l 以下
25	セレン	0.01 mg / l 以下
26	ふっ素	0.8 mg / l 以下
27	ほう素	1 mg / l 以下

平成3年8月23日 環境庁告示第46号
最終改正 平成13年環境省告示第16号

表78 土壤汚染に係る特定有害物質及び指定区域の指定基準

特定有害物質	指定基準	
	土壤含有量基準	土壤溶出量基準
四塩化炭素		0.002mg / ℓ 以下
1, 2 - ジクロロエタン		0.004mg / ℓ 以下
1, 1 - ジクロロエチレン		0.02mg / ℓ 以下
シス-1, 2 - ジクロロエチレン		0.04mg / ℓ 以下
1, 3 - ジクロロプロペン		0.002mg / ℓ 以下
ジクロロメタン		0.02mg / ℓ 以下
テトラクロロエチレン		0.01mg / ℓ 以下
1, 1, 1 - トリクロロエタン		1 mg / ℓ 以下
1, 1, 2 - トリクロロエタン		0.006mg / ℓ 以下
トリクロロエチレン		0.03mg / ℓ 以下
ベンゼン		0.01mg / ℓ 以下
カドミウム及びその化合物	150mg / kg以下	0.01mg / ℓ 以下
六価クロム化合物	250mg / kg以下	0.05mg / ℓ 以下
シアン化合物	50mg / kg以下	検出されないこと
水銀及びその化合物	15mg / kg以下	0.0005mg / ℓ 以下
うちアルキル水銀		検出されないこと
セレン及びその化合物	150mg / kg以下	0.01mg / ℓ 以下
鉛及びその化合物	150mg / kg以下	0.01mg / ℓ 以下
ヒ素及びその化合物	150mg / kg以下	0.01mg / ℓ 以下
ふっ素及びその化合物	4,000mg / kg以下	0.8mg / ℓ 以下
ほう素及びその化合物	4,000mg / kg以下	1 mg / ℓ 以下
シマジン		0.003mg / ℓ 以下
チウラム		0.006mg / ℓ 以下
チオベンカルブ		0.02mg / ℓ 以下
P C B		検出されないこと
有機りん化合物		検出されないこと

表79 青森地区の主な水準点の水準測量結果（変位量上位10位）

順位	平成15年5月～平成17年5月			順位	平成17年5月～平成19年5月		
	水準点番号	所在地	沈下量(cm)		水準点番号	所在地	沈下量(cm)
1	37A	港町三丁目	-1.10	1	37A	港町三丁目	-1.10
2	25A	沖館一丁目	-1.06	2	NO.1A	港町二丁目	-0.91
3	87B	八ツ役字芦谷	-1.04	3	101A	南佃一丁目	-0.90
4	156A	緑二丁目	-1.00	4	港 2	港町二丁目	-0.89
5	港 2	港町二丁目	-0.97	5	41C	港町二丁目	-0.81
6	41C	港町二丁目	-0.90	6	39B	港町二丁目	-0.80
6	116A	港町三丁目	-0.90	6	87B	八ツ役字芦谷	-0.75
8	17C	本町四丁目	-0.82	8	17C	本町四丁目	-0.72
9	72B	筒井字八ツ橋	-0.81	9	100B	小柳六丁目	-0.70
10	68A	桂木四丁目	-0.80	10	40B	港町二丁目	-0.69

表80 八戸地区の主な水準点の水準測量結果（上位10位）

順位	平成15年1月～平成17年1月			順位	平成17年1月～平成19年1月		
	水準点番号	所在地	沈下量(cm)		水準点番号	所在地	沈下量(cm)
1	45	吹上三丁目	-1.75	1	8	柏崎二丁目（柏崎小学校）	-1.25
2	49	根城一丁目（桜木町）	-1.74	2	45	吹上三丁目（道路公園）	-1.01
3	8	柏崎二丁目（柏崎小）	-1.65	3	47	吹上三丁目（月丘町）	-0.82
4	47	吹上三丁目（月丘町）	-0.91	4	49	根城一丁目（桜木町）	-0.79
5	39	尻内町（合同庁舎）	-0.86	5	33	市川町（轟木小）	-0.74
6	-	柏崎二丁目（柏崎小）	-0.83	6	32	市川町（市川中）	-0.62
7	31	長苗代	-0.59	7	-	柏崎二丁目（柏崎小）	-0.58
8	53	尻内町（合同庁舎）	-0.58	8	9	青葉三丁目（第三中）	-0.36
9	51	長苗代（卸センター）	-0.49	9	44	田向（千葉幼稚園）	-0.32
10	33	市川町（轟木小）	-0.45	10	28	市川町（多賀小）	-0.29

表81 八戸地区の観測井測定結果（水位・沈下量の年度別累積変動）

観測井		14年度		15年度		16年度		17年度		18年度	
井戸	設置場所	水位 (m)	沈下 (mm)								
1	青葉三丁目 (第三中学校)	-4.76	-	-4.79	-	-4.54	-	-4.41	-	-4.06	-
2	尻内町字中根市 (三条中学校)	-0.62	-	-0.58	-	-0.74	-	-0.74	-	-0.58	-
3	市川町字赤畑 (市川中学校)	-7.66	-	-7.93	-	-8.18	-	-9.50	-	-9.43	-
4 - A	柏崎二丁目 (柏崎小学校)	-0.96	-0.30	-1.03	-6.28	-0.98	+0.74	-1.08	-3.55	-0.99	-0.18
4 - B		-3.59	-0.30	-3.56	-5.00	-3.49	+0.04	-3.69	-4.40	-3.65	-0.08
5	江陽二丁目 (江陽公園)	-2.81	+0.35	-2.76	-0.88	-2.71	+0.36	-2.78	-0.76	-2.70	+0.13
6	河原木字角地田 (市営河原木団地)	-1.69	-0.17	-1.58	-0.52	-1.56	+0.01	-1.75	-0.08	-1.70	-0.04
7	市川町字古館 (多賀小学校)	-7.93	+0.45	-8.31	-1.14	-8.70	-1.51	-10.25	-1.55	-10.19	-0.23

10 化学物質

表82 ダイオキシン類環境基準

(平成11年12月27日環境庁告示第68号、改正：平成14年7月22日環境省告示第46号)

媒体	環境基準
大気	年間平均値が0.6pg - TEQ / m ³ 以下であること。
水質 (水底の底質を除く。)	年間平均値が1.0pg - TEQ / L以下であること。
水底の底質	150pg - TEQ / g以下であること。
土壌	1,000pg - TEQ / g以下であること。
備考	
1 基準値は2, 3, 7, 8 - 四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。	
2 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。	
3 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。	
4 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。	
5 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。	
6 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg - TEQ / g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。	

表83 環境大気のだいオキシン類調査結果

(平成19年度)

No.	市町	調査地点名	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)					実施機関	
			調査時期				年平均値		
			春季	夏季	秋季	冬季			
1	青森市	青森市立堤小学校	0.011	0.015	0.016	0.021	0.016	青森市	
2		青森市立戸門小学校	0.077	0.064	0.64	0.32	0.28		
3	弘前市	弘前市立第一中学校	0.012	0.019	0.014	0.013	0.015	県	
4		弘前市下水処理場	0.013	0.018	0.016	0.031	0.020		
5	八戸市	八戸市立八戸小学校	0.041	0.016	0.015	0.027	0.025		
6		八戸市立根岸小学校	0.037	0.025	0.025	0.040	0.032		
7	五所川原市	五所川原市立五所川原第三中学校	0.021	0.049	0.051	0.024	0.036		
8	十和田市	十和田市立三本木中学校	0.014	0.012	0.017	0.016	0.015		
9	むつ市	むつ合同庁舎	0.0075	0.0080	0.0034	0.0088	0.0069		
10	つがる市	つがる市立繁田小学校	0.012	0.035	0.038	0.016	0.025		
11	東北町	東北町保健福祉センター	0.0073	0.015	0.062	0.019	0.026		
環境基準 (年平均値)							0.6		

- (注) 1 ダイオキシン類はPCDD、PCDF及びコプラナーPCBの総和を示す。
 2 毒性等量 (TEQ) はWHO - IPCS (1998) を毒性等価係数 (TEF) として用いて、毒性の強さに換算した数値である。
 3 (注) 1 及び (注) 2 については、水質、底質及び土壌に係る表についても同様である。

表84 ダイオキシン類モニタリング調査結果（公共用水域）

（平成19年度）

No.	水 域 名	調査地点名	ダイオキシン類		実施機関	
			公共用水域水質 (pg-TEQ/L)	公共用水域底質 (pg-TEQ/g)		
1	笹内川	笹内橋	0.048	0.17	県	
2	追良瀬川	追良瀬橋	0.044	0.14		
3	中村川	中村橋	0.097	0.26		
4	岩木川	田の尻橋	0.046	0.10		
5		乾橋	0.11	1.4	国土交通省	
6	新十川	湊橋	0.23	0.51	県	
7	旧十川	鳴戸橋	0.53	1.2		
8	金木川	蒔田橋	0.22	1.0		
9	山田川	新小戸六ダム	0.067	5.6		
10		車力橋	0.41	0.59		
11	今別川	あすなる橋	0.051	0.32		
12	新城川	戸建沢橋	0.20	0.87		
13		新井田橋	0.76	2.6		青森市
14	堤川	荒川橋	0.046	0.49		
15	駒込川	駒込川頭首工	0.044	4.9		
16	浅虫川	鉄橋下	0.057	5.5		
17	小湊川	雷電橋	0.086	2.6	県	
18	境川	河口	0.044	0.19		
19	新田名部川	むつ大橋	0.050	6.8		
20	小荒川	小荒川橋	0.047	0.22		
21	川内川	矢櫃大橋	0.044	0.30		
22	七戸川	上野	0.072	7.3		国土交通省
23	古佐井川	古佐井橋	0.044	0.47		
24	小坪川	坪川流入前	0.044	0.16		
25	姉沼川	姉沼橋	0.057	0.53	県	
26	古間木川	第二境橋	0.36	0.50		
27	奥入瀬川	馬門橋	0.044	0.10		
28		幸運橋	0.13	0.17		
29	五戸川	戌橋	0.14	0.32		
30		尻引橋	0.45	0.56		
31	馬淵川	梅泉橋	0.052	0.56		
32		尻内橋	0.077	0.33		国土交通省
33	熊原川	留ヶ崎橋	0.071	0.66	県	
34	浅水川	なかの橋	0.19	0.33		
35	新井田川	鷹ノ巣橋	0.052	0.13		
36		塩入橋	0.058	2.4		
37	小川原湖	姉沼中央	0.061	25	国土交通省	
38		内沼中央	0.046	27		
39		小川原湖No.H	0.071	11		
40		高瀬川河口	0.071	0.23		
41	十和田湖	5 中央	0.044	6.0	県	
42	津軽半島北側海域	今別 1 km沖	0.044	0.11	青森市	
43	陸奥湾	青森港西(木材港)	0.044	1.5		
44		青森湾中央	0.044	2.2		
45		陸奥湾中央	0.045	2.0		
46		野辺地湾中央	0.044	1.1		
47		大湊湾中央	0.044	2.2		
48		下北半島北側海域	大畑 1 km沖	0.044		0.14
49	東通り海域	砂ヶ森 1 km沖	0.044	0.17	県	
50	八戸前面海域	9 北沼前面	0.045	0.35		
51		13北沼前面	0.046	0.25		
環 境 基 準 値			1	150		

表85 ダイオキシン類モニタリング調査結果（地下水）

（平成19年度）

	調査地点所在地	ダイオキシン類(pg-TEQ/L)	実施機関
		地下水	
1	青森市新城	0.015	青森市
2	青森市問屋町	0.015	
3	平内町小湊	0.013	県
4	今別町今別	0.014	
5	弘前市一町田	0.032	
6	黒石市富士見	0.016	
7	五所川原市金木町	0.014	
8	平川市碓ヶ関	0.016	
9	深浦町深浦	0.017	
10	西目屋村田代	0.015	
11	藤崎町若松	0.016	
12	田舎館村畑中	0.017	
13	十和田市相坂	0.042	
14	三沢市淋代	0.023	
15	階上町道仏	0.022	
16	新郷村戸来	0.014	
17	八戸市鮫町	0.013	
18	八戸市売市	0.013	
19	むつ市大畑町	0.014	
20	風間浦村易国間	0.019	
	環境基準	1	

表86 ダイオキシン類モニタリング調査結果（土壌）

（平成19年度）

	調査地点所在地	ダイオキシン類(pg-TEQ/g)	実施機関
		土壌	
1	青森市浪館前田	0.73	青森市
2	青森市大字戸門字山部	0.83	
3	青森市浪岡大字下十川字扇田	4.0	
4	平内町茂浦	0.67	県
5	平内町薬師野字家岸	5.3	
6	横浜町吹越	0.32	
7	弘前市賀田二丁目	1.5	
8	大鱒町早瀬野字小金沢	0.71	
9	七戸町倉越	0.23	
10	三戸町川守田字関根	0.59	
11	南部町剣吉字大館	1.7	
12	八戸市大字市川町字吹上	4.6	
13	むつ市脇野沢野川目	0.61	
	環境基準	1,000	

表87 環境ホルモンの調査結果 (水質) (平成19年度)

単位: $\mu\text{g/L}$

化学物質名	河川									
	岩木川 神田橋	岩木川 幡竜橋	山田川 車力橋	堤川 甲田橋	新城川 新井田橋	沖館川 沖館橋	姉沼川 姉沼橋	五戸川 尻引橋	馬淵川 大橋	田名部川 下北橋
1 ノニルフェノール	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	0.04	<0.03	<0.03	<0.03	0.11
2 4-t-オクチルフェノール	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
3 トリブチルスズ化合物	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
4 トリアニルスズ化合物	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
5 フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
6 フタル酸ジ-n-ブチル	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
7 アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

化学物質名	湖沼			海域			平成12~16 年度環境省 調査結果
	十和田湖 子ノ口	小川原湖 中央	陸奥湾 野辺地湾中央	日本海沿岸地先海域 十三湖1km沖	三湖1km沖 鯨ヶ沢1km沖	三湖1km沖	
1 ノニルフェノール	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.1~8.4
2 4-t-オクチルフェノール	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01~0.92
3 トリブチルスズ化合物	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	<0.001	<0.001	<0.001~0.019
4 トリアニルスズ化合物	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001~0.006
5 フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.3~9.1
6 フタル酸ジ-n-ブチル	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.3~16
7 アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01~0.19

(注) 環境省調査結果は平成12~16年度の5年間における(最小値)~(最大値)である。

表88 環境ホルモンの調査結果 (底質) (平成19年度)

単位: $\mu\text{g} / \text{kg} \cdot \text{dry}$

化学物質名	河				川			湖		沼		海 域		平成12~16年度 環境省調査結果
	岩木川 幡竜橋	山田川 車力橋	新城川 新井田橋	姉沼川 姉沼橋	五戸川 尻引橋	十和田湖 子ノ口	小川原湖 中央	日本海岸地先海域 十三湖1km沖						
1 ノニルフェノール	<3	<3	<3	<3	<3	<3	<3	10	<3	<10 ~ 7,500				
2 4-t-オクチルフェノール	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1 ~ 350				
3 トリブチルスズ化合物	0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1	4.2	0.4	0.4	<0.1 ~ 450				
4 トリフェニルスズ化合物	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1.2	0.4	<0.1	<0.1	<0.1 ~ 18				
5 フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	71	<25	310	72	<25	160	190	<25	<25	<25 ~ 66,000				
6 フタル酸ジ-n-ブチル	<25	<25	<25	<25	57	41	<25	<25	<25	<25 ~ 1,400				
7 アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10 ~ 38				

(注) 環境省調査結果は平成12~16年度の5年間における(最小値)~(最大値)である。

表89 平成19年度P R T R届出排出量・移動量（平成18年度分）

（単位 kg/年;ダイオキシン類はmg-TEQ/年）

物質 番号	対 象 物 質 物 質 名 称	排 出 量				移 動 量			排出・ 移動量 合計	
		大 気	公共用 水 域	土 壌	埋 立	合計	廃棄物 移 動	下 水 道 への移動		
1	亜鉛の水溶性化合物	698	3,394	0	0	4,092	2,304	0	2,304	6,395
2	アクリルアミド	0	0	0	0	0	1,700	0	1,700	1,700
3	アクリル酸	0	0	0	0	0	2,757	0	2,757	2,757
4	アクリル酸エチル	0	0	0	0	0	910	0	910	910
5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	アクリル酸メチル	0	0	0	0	0	680	0	680	680
7	アクリロニトリル	890	0	0	0	890	170	0	170	1,060
12	アセトニトリル	0	1,000	0	0	1,000	8,200	0	8,200	9,200
16	2-アミノエタノール	850	0	0	0	850	29,100	0	29,100	29,950
24	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (アルキル基の炭素数が10から14までのもの 及びその混合物に限る。)	0	2,500	0	0	2,500	0	0	0	2,500
25	アンチモン及びその化合物	25	0	0	0	25	837	0	837	862
30	ビスフェノールA型エポキシ樹脂 (液状のものに限る。)	0	0	0	0	0	24,000	0	24,000	24,000
37	E P N	0	115	0	0	115	0	0	0	115
40	エチルベンゼン	55,445	0	0	0	55,445	23,717	0	23,717	79,162
42	エチレンオキシド	2	0	0	0	2	0	0	0	2
43	エチレングリコール	0	73,400	85,000	0	158,400	50,100	0	50,100	208,500
45	エチレングリコールモノメチルエーテル	4	0	0	0	4	0	0	0	4
47	エチレンジアミン四酢酸	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60	カドミウム及びその化合物	37	27	0	0	64	0	0	0	64
63	キシレン	109,306	0	0	0	109,306	35,164	0	35,164	144,470
66	グルタルアルデヒド	0	120	0	0	120	0	0	0	120
68	クロム及び三価クロム化合物	455	41	0	0	496	929	0	929	1,425
69	六価クロム化合物	0	43	0	0	43	12	0	12	55
90	シマジン	0	1	0	0	1	0	0	0	1
91	塩化アリル	0	0	0	0	0	0	0	0	0
93	クロロベンゼン	5,300	0	0	0	5,300	65,000	0	65,000	70,300
95	クロロホルム	13,000	3,400	0	0	16,400	0	0	0	16,400
100	コバルト及びその化合物	0	0	0	0	0	77	0	77	77
106	フェンバレート	0	0	0	0	0	0	0	0	0
108	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	280	119	0	0	399	0	1	1	400
110	チオベンカルブ	0	5	0	0	5	0	0	0	5
112	四塩化炭素	0	1	0	0	1	0	0	0	1
114	シクロヘキシルアミン	0	0	0	0	0	0	0	0	0
116	1, 2 - ジクロロエタン	0	1	0	0	1	0	0	0	1
117	塩化ピリデン	0	5	0	0	5	0	0	0	5
118	c i s - 1, 2 - ジクロロエチレン	0	9	0	0	9	0	0	0	9
124	H C F C - 123	2,600	0	0	0	2,600	0	0	0	2,600
129	ジウロン	0	0	0	0	0	5	0	5	5
132	H C F C - 141 b	1,100	0	0	0	1,100	0	0	0	1,100
137	D - D	0	0	0	0	0	0	0	0	0
144	H C F C - 225	1,100	0	0	0	1,100	200	0	200	1,300
145	塩化メチレン	10,210	11	0	0	10,221	8,670	0	8,670	18,891
172	N, N - ジメチルホルムアミド	350	0	0	0	350	1,400	0	1,400	1,750
175	水銀及びその化合物	2	2	0	0	4	0	0	0	4
176	有機スズ化合物	0	0	0	0	0	34	0	34	34
177	スチレン	130	0	0	0	130	128	0	128	258
178	セレン及びその化合物	1	150	0	0	151	0	0	0	151
179	ダイオキシン類	1,909.72	7.52	0.00	341.03	2,258.27	103,530.00	0.00	103,530.00	105,788.27
200	テトラクロロエチレン	0	2	0	0	2	0	0	0	2
204	チウラム	0	1	0	0	1	0	0	0	1
207	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	94	129	0	0	223	0	0	0	223
209	1, 1, 1 - トリクロロエタン	0	72	0	0	72	0	0	0	72
210	1, 1, 2 - トリクロロエタン	0	1	0	0	1	0	0	0	1
211	トリクロロエチレン	0	7	0	0	7	0	0	0	7
224	1, 3, 5 - トリメチルベンゼン	1,452	0	0	0	1,452	7	0	7	1,458
227	トルエン	84,910	0	0	0	84,910	117,086	0	117,086	201,996
230	鉛及びその化合物	3,500	639	0	3	4,142	4,253	0	4,253	8,395
231	ニッケル	0	0	0	0	0	3,050	3	3,053	3,053
232	ニッケル化合物	1,206	67	0	0	1,273	2,150	5	2,155	3,429
242	ノニルフェノール	0	0	0	0	0	93	0	93	93
252	砒素及びその無機化合物	200	109	0	0	309	0	0	0	309
253	ヒドラジン	0	0	0	0	0	2,300	0	2,300	2,300
259	ビリジン	0	0	0	0	0	0	0	0	0
266	フェノール	2,000	0	0	0	2,000	1,400	0	1,400	3,400
270	フタル酸ジ-n-ブチル	0	0	0	0	0	3	0	3	3
272	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	16	0	0	0	16	3,050	0	3,050	3,066
283	ふっ化水素及びその水溶性塩	450	37,662	0	0	38,112	2,582	89	2,671	40,782
297	塩化ベンジル	0	0	0	0	0	0	0	0	0
299	ベンゼン	5,676	3	0	0	5,679	4	0	4	5,683
304	ほう素及びその化合物	20	74,474	0	0	74,494	632	0	632	75,126
306	P C B	0	1	0	0	1	0	0	0	1
310	ホルムアルデヒド	0	5	0	0	5	190	0	190	195
311	マンガン及びその化合物	210	7,287	0	0	7,497	93,600	0	93,600	101,097
314	メタクリル酸	0	0	0	0	0	3,600	0	3,600	3,600
315	メタクリル酸2-エチルヘキシル	0	0	0	0	0	0	0	0	0
319	メタクリル酸n-ブチル	0	0	0	0	0	0	0	0	0
346	モリブデン及びその化合物	0	8	0	0	8	2,438	0	2,438	2,446
	合 計	301,517	204,806	85,000	3	591,326	492,533	98	492,631	1,083,957

排出量・移動量の合計は、各事業所から届け出られた当該データ（ダイオキシン類を除き小数点第1位まで）の合計について小数点第1位で四捨五入し、整数表示したものの、本集計表の排出量等の各欄を縦・横方向に合計した数値とは異なる場合がある。

表90 食品中の残留農薬等検査結果

1 農産物の残留農薬に係る検査結果

(1) 検査品目及び検体数

(平成19年度)

食 品 名	検体数	不適件数
レ タ ス	5	0
ミ ニ ト マ ト	5	0
キ ャ ベ ツ	5	0
ば れ い し ょ	5	0
ニ ン ジ ン	5	0
な が い も	5	0
大 根	4	0
ト マ ト	5	0
玄 米	10	0
リンゴ(王林)	10	0
リンゴ(フジ)	10	0
ね ぎ	5	0
白 菜	5	0
ぶ ど う	5	0
ほ う れ ん 草	5	0
ご ぼ う	5	0
アスパラガス(輸入品)	5	0
ブロッコリー(輸入品)	5	0
にんにく(輸入品)	3	0
合 計	107	0

(2) 検出した農薬

食品名	農薬名	検出検体数	検出濃度	食品衛生法に基づく 残留基準値(ppm以下)
リンゴ(王林)	キャブタン	1	0.031	5.0
	クロルフェナピル	1	0.024	1
	クレソキシムメチル	6	0.070, 0.018, 0.019, 0.015, 0.190, 0.020	5
	カルバリル	3	0.009, 0.019, 0.013	1.0
	フェンプロパトリン	8	0.039, 0.042, 0.035, 0.047, 0.015, 0.055, 0.040, 0.167	5
	トリフロキシストロピン	4	0.032, 0.012, 0.026, 0.022	3
	プロバルギット	6	0.073, 0.067, 0.136, 0.059, 0.100, 0.198	3
リンゴ(フジ)	キャブタン	2	0.031, 0.015	5.0
	クレソキシムメチル	2	0.011, 0.047	5
	カルバリル	1	0.022	1.0
	ベルメトリン	1	0.012	2.0
	フェンプロパトリン	4	0.035, 0.071, 0.057 0.095	5
	チアクロプリド	2	0.015, 0.007	2
	トリフロキシストロピン	2	0.010, 0.021	3
	プロバルギット	4	0.137, 0.319, 0.032 0.012	3
レタス	イプロジオン	1	0.10	10
	クロルフェナピル	1	0.02	3.0
	アセフェート	3	0.020, 0.234, 0.193	5.0
	クレソキシムメチル	3	0.02	30
	カルボスルファン	1	0.007	1
	ベンフラカルブ	1	0.008	1
ミニトマト	イプロジオン	1	0.31	5.0
	クロルフェナピル	1	0.07	1.0
	ベンフラカルブ	1	0.019	1
	ベルメトリン	1	0.04	1.0
	フルバリネート	1	0.02	0.5
	アセタプリミド	2	0.07, 0.11	5
	クロチアニジン	1	0.017	3
	トルフェンピラミド	1	0.07	2
トマト	エンドスルファン	1	0.011	0.5
	フェントエート	1	0.051	0.1
	ベルメトリン	1	0.024	1.0
	インドキサカルブ	1	0.027	0.5
ぶどう	キャブタン	1	0.062	5
	クレソキシムメチル	2	0.179, 0.160	15
	フルジオキシニル	1	0.016	5
	ベルメトリン	2	0.032, 0.018	5.0
キャベツ	アセフェート	1	0.023	5.0
	フェンバレレート	2	0.029, 0.132	3
白菜	アセフェート	2	0.217, 0.036	5.0
	アセタプリミド	1	0.111	5
ねぎ	クレソキシムメチル	2	0.219, 0.014	2
	ベルメトリン	1	0.048	3.0
大根	オキサミル	1	0.012	0.50
	トルフェンピラミド	1	0.012	0.2
アスパラガス	ベルメトリン	1	0.05	3
玄米	クロチアニジン	2	0.015, 0.038	0.7
	トリシクラゾール	2	0.031, 0.037	3
	フサライド	2	0.019, 0.012	1
	フェリムゾン	2	0.043, 0.026	1

2 食品中の有害物質等に係る検査結果

(1) ホタテガイの有機スズ化合物に係る検査結果

検体名	検体数	検 査 項 目		
		ジブチルスズ化合物	トリブチルスズ化合物	トリフェニルスズ化合物
ホタテガイ	5	全てND	全てND	全てND

単位：μg/g

ND：定量下限（0.02μg/g）未満

(2) 魚介類のPCB、水銀及びクロルデン類に係る検査結果

検体名	検体数	検 査 項 目		
		総水銀	PCB	クロルデン類
タイ	1	0.05	ND	ND
サバ	1	0.04	ND	ND
カワハギ	1	0.02	ND	ND
カナガシラ	1	0.08	ND	ND
アジ	1	0.02	ND	ND
定量下限		0.01	0.005	0.004

単位：μg/g

ND：定量下限未満

水銀の暫定的規制値：総水銀（ただし、マグロ類（マグロ、カジキ及びカツオ）及び内水面水域の河川産の魚介類（湖沼産を除く。）及び深海性魚介類については適用しない。）

PCBの暫定的規制値：遠洋沖合魚介類（可食部）0.5ppm：サバ

内海内湾（内水面を含む。）魚介類（可食部）3ppm：アジ、スズキ、メバル、カナガシラ

クロルデン類の基準値

クロルデン：畜水産物においてはcis-クロルデン、trans-クロルデン及び代謝物のオキシクロルデンの和（基準値0.05ppm）。

ヘプタクロル：ヘプタクロル及びヘプタクロルエポキシドが含まれる（0.05ppm）。

トランスナノクロル：ポジティブリストの対象となっていない（基準なし）。

11 環境放射線等

表91 原子力施設環境放射線等調査結果（平成19年度）

1 原子燃料サイクル施設

(1) 空間放射線

調査対象	調査地点		単位	測定値		
空間放射線 線量率	モニタリング ステーション	測定地点	尾駮局他計5局	nGy/h	13~88	
		比較対照地点	青森局		17~102	
	モニタリング ポスト	測定地点	横浜町他計6局		11~84	
		モニタリングカー 定点測定	測定地点		尾駮他計23地点	10~23
			比較対照地点		青森市1地点	18~22
モニタリングカー 巡回測定	測定地点	原子燃料サイクル 施設周辺計9ルート	8~26			
積算線量	測定地点		尾駮他計23地点	μGy/ 91日	77~118	
	比較対照地点				青森市1地点	97~109

(2) 環境試料中の放射能

ア 大気浮遊じん中の全アルファ及び全ベータ放射能

調査地点	単位	測定値	
		全アルファ	全ベータ
モニタリングステーション尾駮局他計5局	mBq/m ³	* ~0.13	* ~1.3
比較対照地点 モニタリングステーション青森局		0.015~0.12	0.13~1.3

(注) * : 検出限界以下

イ 大気中の気体状ベータ放射能（クリプトン - 85換算）

調査地点	単位	測定値
モニタリングステーション尾駮局他計5局	kBq/m ³	ND~11
比較対照地点 モニタリングステーション青森局		ND

(注) ND : 定量下限値未満

ウ 核種分析

調査対象	単位	セシウム-137		トリチウム		炭素-14		ストロンチウム-90		プルトニウム		ウラン		ヨウ素-129		アメリカシウム-241		キュリウム-244		
		検体数	測定値	検体数	測定値	検体数	測定値	検体数	測定値	検体数	測定値	検体数	測定値	検体数	測定値	検体数	測定値	検体数	測定値	
陸	大気浮遊じん	mBq/m ³	20	ND	-	-	-	-	20	ND	20	ND	4	ND ~0.0005						
	大気(水蒸気状)		-	-	24	ND	-	-	-	-	-	-	-	-						
	降下物	Bq/m ²	12	ND	-	-	-	-	1	0.12	1	0.006	1	1.2						
	雨水	mBq/ℓ トリチウムは Bq/ℓ	-	-	12	ND	-	-	-	-	-	-	-	-						
	河川水		2	ND	2	ND	-	-	-	-	-	-	-	-						
	湖沼水		8	ND	8	ND	-	-	-	4	ND	-	-	-						
	水道水		4	ND	4	ND	-	-	-	4	ND	-	-	-						
	井戸水	4	ND	4	ND	-	-	-	4	ND	-	-	-							
	河底土	Bq/kg乾	2	ND	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
	湖底土		3	6~10	-	-	-	-	3	ND ~0.6	3	0.68 ~0.82	2	56,130		3	0.23 ~0.35	3	ND	
表土	3		ND~14	-	-	-	-	3	ND ~1.3	3	0.13 ~0.55	3	5.9 ~76	3	ND	3	0.05 ~0.23	3	ND	
試	農畜産物	牛乳(原乳)	Bq/ℓ	14	ND	-	-	-	14	ND ~0.04	-	-	6	ND						
		精米	3	ND	-	-	3	91 ~94	3	ND	3	ND	2	ND						
	野菜	ハクサイ、キャベツ	2	ND	-	-	2	5, 6	2	0.07	2	ND	1	ND						
		ダイコン	1	ND	-	-	1	5	1	0.11	1	ND	1	ND						
		ナガイモ	1	ND	-	-	1	15	1	0.04	1	ND	-	-						
	牧草	ナガイモ	Bq/kg生	4	ND ~0.4	-	-	-	4	0.11 ~0.49	4	ND	4	ND						
		ワカサギ		1	ND	-	-	-	1	ND	1	ND	-	-						
	淡水産品	ワカサギ	Bq/kg生	1	ND	-	-	-	1	ND	1	ND	-	-						
		シジミ		1	ND	-	-	-	1	ND	1	ND	-	-						
	指生物	松葉	Bq/kg生	2	ND	-	-	-	-	-	-	-	2	0.05, 0.07						
海	海産物	海水	mBq/ℓ (トリチウムはBq/ℓ)	6	ND	6	ND	-	-	6	ND	6	ND	-	-					
		海底土	Bq/kg乾	3	ND	-	-	-	3	ND	3	0.35 ~0.57	-	-		3	0.13 ~0.22	3	ND	
	海産物	ヒラメ	Bq/kg生	1	ND	1	ND	-	-	1	ND	1	ND	-	-					
		ホタテ		1	ND	-	-	-	1	ND	1	ND	-	-						
	コンブ	1		ND	-	-	-	1	ND	1	0.004	-	-							
指生物	チガイソ	Bq/kg生	2	ND	-	-	-	2	ND, 0.05	2	0.003, 0.005	-	-							
	ムラサキイガイ		2	ND	-	-	-	2	ND	2	ND	-	-							
比較対照(青森市)	大気浮遊じん	mBq/m ³	4	ND	-	-	-	4	ND	4	ND	4	ND							
	大気(水蒸気状)		-	-	12	ND	-	-	-	-	-	-	-							
	表土	Bq/kg乾	1	6	-	-	-	1	1.4	1	0.21	1	33	1	ND	1	0.06	1	ND	
	精米	Bq/kg生	-	-	-	-	1	90	-	-	-	-	-							
	指生物(松葉)	Bq/kg生	2	ND	-	-	-	-	-	-	-	-	2	0.08 ~0.09						
計	-	110	-	73	-	8	-	87	-	61	-	33	-	4	-	10	-	10		

(注) ND: 定量下限値未満

(3) 環境試料中のふっ素

調査対象	単位	地点数	検体数	測定値
大気 (気体状ふっ素)	ppb	1	連続	ND
大気	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1	4	ND
河川水	mg/l	2	2	ND
湖沼水		2	6	ND ~ 0.8
河底土	mg/kg乾	2	2	62,69
湖底土		2	2	100,190
牛乳	mg/l	2	6	ND
精米	mg/kg生	1	1	ND
牧草		1	2	ND
計		14	25	

(注) ND : 定量下限値未満
 粒子状ふっ素及び気体状ふっ素の合計

比較対照 (青森市)

調査対象	単位	地点数	検体数	測定値
大気 (気体状ふっ素)	ppb	1	連続	ND
大気	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1	4	ND

(注) ND : 定量下限値未満
 粒子状ふっ素及び気体状ふっ素の合計

2 東通原子力発電所

(1) 空間放射線

調査対象	調査地点			単位	測定値
空間放射線 線量率	モニタリングステーション	測定地点	小田野沢局他計3局	nGy/h	14 ~ 94
	モニタリングポスト	測定地点	砂子又局他計2局		15 ~ 78
	モニタリングカー定点測定	測定地点	白糠他計9地点		10 ~ 21
	モニタリングカー走行測定	測定地点	東通原子力発電所 周辺計4ルート		9 ~ 26
積算線量	測定地点		大平滝浄水場他13地点	$\mu\text{Gy}/$ 91日	82 ~ 114
	比較対照地点		旧川内町1地点		91 ~ 105

(2) 環境試料中の放射能

ア 大気浮遊じん中の全ベータ放射能

調査地点	単位	測定値
モニタリングステーション小田野沢局他計3局	Bq/m ³	0.011 ~ 7.0

(注) * : 検出限界以下

イ 大気中のヨウ素 - 131

調査地点	単位	測定値
モニタリングステーション小田野沢局他計3局	mBq/m ³	ND

(注) ND : 定量下限値未満

ウ 核種分析

調査対象		単位	セシウム - 137		ヨウ素 - 131		トリチウム		ストロンチウム - 90		プルトニウム		
			検体数	測定値	検体数	測定値	検体数	測定値	検体数	測定値	検体数	測定値	
陸	大気浮遊じん	mBq/m ³	36	ND									
	降下物	Bq/m ²	12	ND					1	0.08	1	0.008	
	河川水	mBq/ℓ [トリチウムは Bq/ℓ]	2	ND			2	ND					
	水道水		16	ND			16	ND					
井戸水		4	ND			4	ND						
上	表土	Bq/kg乾	2	ND							2	ND, 0.11	
	精米	Bq/kg生	2	ND					2	ND			
	野菜		バレイショ	1	ND					1	ND		
			ダイコン	2	ND					2	0.05, 0.16		
			ハクサイ	1	ND	1	ND			1	0.08		
			アブラナ	1	ND	1	ND			1	0.38		
	牛乳(原乳)	Bq/ℓ	8	ND	8	ND			8	ND ~0.04			
	牛肉	Bq/kg生	1	ND					1	ND			
	牧草		2	ND	1	ND							
	指標生物 松葉		2	ND					2	0.06, 0.08			
海	海水	mBq/ℓ (トリチウムはBq/ℓ)	6	ND			6	ND					
	海底土	Bq/kg乾	3	ND						3	0.40 ~0.50		
洋	魚類	ヒラメ	1	ND					1	ND			
		カレイ	1	ND					1	ND			
		ウスメバル	1	ND					1	ND			
		コウナゴ	1	ND					1	ND			
	貝類	アワビ	1	ND					1	ND	1	0.016	
		ホタテ	1	ND					1	ND	1	ND	
	海藻類 その他	コンブ	2	ND	2	ND			2	ND	2	0.003, 0.004	
		タコ	1	ND					1	ND			
	指標生物	ムラサキガイ	2	ND					2	ND	2	ND	
	旧比較 内対 町照	表土	Bq/kg乾	1	8							1	0.16
指標生物 松葉		Bq/kg生	2	ND					2	0.57			
計		-	115	-	13	-	28	-	32	-	13	-	

(注) ND: 定量下限値未滿

表92 独立行政法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターむつ事務所に係る放射線監視結果

(平成19年度)

調査対象		調査地点	単位	測定値	
空間放射線	積算線量 (RPLD)	浜 関 根	$\mu\text{Gy} / 91\text{日}$	97 ~ 102	
		美 付		88 ~ 97	
		関 根		88 ~ 104	
		水 川 目		88 ~ 97	
放 出 水		放 出 口	mBq / ℓ	^{60}Co	-
				^{137}Cs	-
		取 水 口		^{60}Co	-
				^{137}Cs	-

(注) - : 放出実績なし

表93 環境放射能水準調査結果

(1) ゲルマニウム半導体検出器による核種分析結果

(平成18年度)

調査対象		調査地点	単 位	検体数	測 定 値		
					ベリウム-7	セシウム-137	カリウム-40
降 下 物		青 森 市	MBq / km ²	12	77 ~ 210	N D	N D ~ 2.8
調査対象		調査地点	単 位	検体数	測 定 値		
					セシウム-137	ヨウ素-131	カリウム-40
陸水	上水(蛇口水)	青 森 市	mBq / ℓ	1	N D	-	23
土	0 - 5 cm	青 森 市	Bq / kg乾土	1	6.3	-	280
			MBq / km ²		150	-	6,800
		五所川原市	Bq / kg乾土	1	2.9	-	400
			MBq / km ²		90	-	12,000
壤	5 - 20cm	青 森 市	Bq / kg乾土	1	6.6	-	310
			MBq / km ²		650	-	30,000
		五所川原市	Bq / kg乾土	1	7.3	-	470
			MBq / km ²		1,100	-	74,000
精	米	つがる市	Bq / kg生	1	N D	N D	23
野 菜	ダイコン	おいらせ町	Bq / kg生	1	N D	-	32
	キャベツ	おいらせ町		1	N D	-	48
		五所川原市		1	N D	-	38
	ジャガイモ	五所川原市		1	N D	-	130
牛	乳	青 森 市	Bq / ℓ	1	N D	N D	49 ~ 53
日 常	食	青 森 市	Bq / 人・日	2	N D ~ 0.054	-	80 ~ 94
海	水	風合瀬沖	mBq / ℓ	1	N D	N D	13,000
		陸奥湾		1	N D	N D	13,000
海	底 土	風合瀬沖	Bq / kg乾土	1	N D	-	570
		陸奥湾		1	1.3	-	250
海 産 生 物	藻類(ワカメ)	風合瀬沖	Bq / kg生	1	N D	-	190
		今別沖		1	N D	-	170
	魚類(カレイ)	陸奥湾		1	0.083	-	120
	貝類(ムラサキガイ)	風合瀬沖		1	N D	-	280
	貝類(ホタテ)	陸奥湾		1	N D	-	82

(注) N D : 検出限界以下

(2) 原乳中のヨウ素 - 131測定結果

(検出器：ゲルマニウム半導体検出器)

調査地点：青森市

採取年月日	19. 6. 15
放射能濃度(Bq/ℓ)	ND

(注) ND：検出限界以下

(3) 定時降水試料による月間降下物試料中の全ベータ放射能測定結果

(検出器：ガスフローGM計数装置、調査地点：青森市)

採取年月	降水量 (mm)	降水の定時採取(定時降水)				月間降下量 (MBq/km ²)
		放射能濃度(Bq/ℓ)			測定数	
		最低値	最高値			
平成18年4月	51.6	9	0.41	2.7	47.95	
5月	57.4	8	ND	0.73	17	
6月	54.7	7	ND	0.84	15.1	
7月	97.1	10	ND	0.69	3.2	
8月	82.1	9	ND	0.68	2.2	
9月	90.8	10	ND	0.68	10.4	
10月	110.4	7	ND	1.5	23	
11月	164.7	13	ND	7.6	110.9	
12月	199.5	14	ND	2.6	144.7	
平成19年1月	117.6	9	ND	3.4	33.2	
2月	58.9	10	0.46	6.4	104.9	
3月	57.6	6	0.31	4.6	23.8	
年間値	1142.4	112	ND	7.6	2.2~144.7	

(注) ND：検出限界以下

(4) 空間放射線量率測定結果 (単位：nGy/h)

測定年月	モニタリングポスト			サーベイメータ
	最低値	最高値	平均値	
平成18年 4月	26	46	29	46
5月	27	40	29	57
6月	28	48	29	56
7月	27	42	29	57
8月	28	40	30	59
9月	28	50	30	56
10月	27	50	30	52
11月	27	61	31	61
12月	22	90	29	50
平成19年 1月	23	57	28	40
2月	23	71	29	40
3月	24	54	29	41
年間値	22	90	29	40～61

(注) サーベイメータの測定値は、宇宙線の寄与 (約30nGy/h) を含む。

表96は、電源開発促進対策特別会計法に基づく文部科学省からの委託事業として県が実施した平成18年度「環境放射能水準調査」の成果である。

12 廃棄物

表94 空き缶等散乱防止重点地区

指定・施行期日	重点地区	関係市町村
平成10年7月15日指定 平成10年10月1日施行 (7地区5市町村)	十和田湖畔地区 奥入瀬溪流・青樫山地区 白神山地赤石地区 白神山地天狗岳登山道地区 白神山地白神岳登山道地区 白神山地暗門の滝地区 三内丸山遺跡地区	十和田市 十和田市 鱒ヶ沢町 鱒ヶ沢町・深浦町 深浦町 西目屋村 青森市
平成10年8月31日指定 平成10年12月1日施行 (9地区5市町村)	恐山・釜臥山地区 川内ダム地区 湯野川地区 薬研温泉・溪流地区 大間崎地区 尻屋崎地区 下風呂地区 仏ヶ浦地区 脇野沢海岸地区	むつ市 むつ市 むつ市 むつ市 大間町 東通村 風間浦村 佐井村 むつ市
平成11年9月20日指定 平成11年12月1日施行 (8地区8市町村)	官庁街通り地区 高野崎地区 竜飛崎地区 ベンセ湿原地区 十二湖公園・青池日暮線地区 岩木山桜林公園・並木のみち地区 十三湖中島地区 権現崎地区	十和田市 今別町 外ヶ浜町 つがる市 深浦町 弘前市 五所川原市 中泊町

13 酸 性 雨

表95 酸性雨調査結果 (年平均値)

(平成19年度)

項 目	調査地点		青 森 市	鱒ヶ沢町
			県環境保健 センター	鱒ヶ沢道路 河川事務所
降水量	(mm)		1,000	990
pH			4.7	4.5
電気伝導度	($\mu\text{S}/\text{cm}$)		50.1	75.5
SO_4^{2-}	($\mu\text{g}/\text{ml}$)		3.31	5.05
NO_3^-	($\mu\text{g}/\text{ml}$)		1.60	2.08
Cl^-	($\mu\text{g}/\text{ml}$)		8.68	15.51
NH_4^+	($\mu\text{g}/\text{ml}$)		0.52	0.68
Ca^{2+}	($\mu\text{g}/\text{ml}$)		0.49	0.64
Mg^{2+}	($\mu\text{g}/\text{ml}$)		0.55	0.97
K^+	($\mu\text{g}/\text{ml}$)		0.23	0.37
Na^+	($\mu\text{g}/\text{ml}$)		4.83	8.88
nss SO_4^{2-}	($\mu\text{g}/\text{ml}$)		2.09	2.82
nss Ca^{2+}	($\mu\text{g}/\text{ml}$)		0.31	0.31

14 環境教育・学習

表96 環境教育・学習関連の取組一覧

(平成20年度)

名 称	概 要	担当課等
あおもり地域環境力 向上事業	<ul style="list-style-type: none"> ・県民から会員を募り、会員登録をした人に月1回メールマガジンを配信 ・体験型の環境学習会を年3回開催 ・県内の環境保全活動の表彰・発表・交流機会として、優れた活動内容の表彰及び事例発表を行う活動報告会の開催 	環境政策課
「あおもりのエコ」を育 む人財育成推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・あおもりのエコを見つけよう！こども環境探偵団 県内事業所等の環境への取組について、子どもたちの取材に基づくレポートを作成。環境学習体験受入事業所等の情報をHPで発信し環境教育を推進 ・環境出前授業プログラムの作成及び実施 小学校低・中・高学年別のプログラムを作成。併せて、県職員による環境紙芝居出前授業を実施 ・あおもりエコスクールの推進 環境配慮行動の実践校の実践内容について、HPによる情報発信、実践事例集の作成 	環境政策課
こどもエコクラブ	地域や学校において環境学習や環境保全活動をする子どもたちに情報提供を行い、エコクラブを支えるサポーター・コーディネーターを対象とした研修会を開催	環境政策課
環 境 副 読 本	小学校5年生を対象にした環境副読本及び教師用手引書を北東北3県共同で作成・配布	環境政策課
ごみ探偵団が行く！	小学生向けのごみの処理について解説した冊子を作成・配布	環境政策課
スターウォッチング (全国星空継続観察)	大気環境保全の重要性を認識するための星空観察	環境政策課
せせらぎウォッチング (水生生物調査)	小学生等による身近な川での水生生物の調査	環境政策課
浄化槽の正しい使い方	浄化槽の維持管理について解説した冊子を作成・配布	環境政策課
今日からはじめよう、 生活排水対策！	生活排水対策の啓発パンフレットを作成・配布	環境政策課
生活排水対策講習会	小学生等を対象に家庭でできる生活排水対策の講習会を年3回開催	環境政策課
環境マネジメントシス テム(ISO14001) セミナー・個別相談会	環境マネジメントシステム(ISO14001)の認証取得を検討している県内の事業者等を対象としたセミナー・個別相談会を年2回開催	環境政策課
青森県の希少な野生生物 - 青森県レッドデータ ブック及び同普及版	県内に生育・生息する野生生物について、絶滅のおそれのある種についてとりまとめた冊子を県民に配布	自然保護課
利 用 指 導 事 業	県民の森をフィールドとした自然体験活動等の実施。毎月開催	自然ふれあいセンター
自 然 体 験 事 業	白神山地の自然観察・野外活動等による自然体験。年10回開催	白神山地ビジターセンター

名 称	概 要	担当課等
文化継承事業	白神山地の自然との共生から生まれた文化を、ネイチャースクール、ネイチャークラフト作成等を通して学ぶ。年6回開催	白神山地デジタルセンター
県境再生総合啓発プログラム事業	田子町内の小・中学生や県民を対象に県境不法投棄現場の見学を中心とした環境学習の機会を提供 出前授業：H20、2回開催。60人参加 中間処理施設見学会：H20、2回開催。61人参加 県境不法投棄現場見学会：H20、4回開催。143人参加	県境再生対策室
ふるさとの里山、巨樹・古木の守り手育成事業	地域の巨樹・古木の保護や観光資源としての利用を図るため、保護活動に取り組むために必要なリーダーの養成や観察会の開催、巨樹・古木マップ等を作成	林政課
森林環境教育連携強化事業	森林を社会全体で支えるという県民意識醸成のため地域が主体的に森林環境教育に取り組むことができる体制を整備	林政課
森林環境教育指導者データベース	森林環境教育の指導者情報を整備し、指導者同士の情報交換や森林教室等の実施に活用する。登録した情報を県ホームページ等で公開	林政課
森林環境教育教員研修	学校の教員を対象に、森林・林業や森林体験教室などに関する講義と実習を実施	林政課
農業水利施設見学会	農業水利施設の見学会を実施。各県民局地域農林水産部主催で、管内の小中学生を対象として年1回程度開催	農村整備課
水産教室	小・中学生を対象に、漁業体験や学習を通じて水産業や漁場環境への関心を喚起	水産振興課
愛魚週間	稚魚放流、講演会、河川清掃等による愛魚意識の普及啓発	水産振興課
中・高等学校環境教育講座	中学校・高等学校及び特別支援学校の教員を対象に、環境教育についての講義、演習、事例発表、施設見学や野外観察等を実施	学校教育センター
小学校環境教育講座	小学校及び特別支援学校の教員を対象に、環境教育についての講義、協議、野外観察や実習を実施	学校教育センター
ハイテク・ローテクによるクールアイランドの創造チャレンジ事業	試験研究機関や民間企業と連携し、体育館等の大型施設における冷却技術に関する実践的な研究を実施	学校教育課 (県立十和田工業高等学校)

15 環境行政のあゆみ

年 月	県 内	全 国
平成19. 4	「07むつ湾東岸美浜推進DAY」として、野辺地町、横浜町で海岸清掃実施 青森県地球温暖化防止活動推進センター（第2期）指定	
5		「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（環境配慮契約法）公布
6	「平成20年度青森県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画」策定 第17回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会（八戸市）	「エコライフ・フェア2007」開催（東京都） 「エコカーワールド2007（低公害車フェア）」開催（横浜市） 「平成19年版環境・循環型社会白書～総説1：進行する地球温暖化と対策技術 総説2：我が国の循環型社会づくりを支える技術～」閣議決定・公表 CO ₂ 削減/ライトダウンキャンペーン「ブラックイルミネーション2007」
7	環境ISOネットワーク平成19年度総会（弘前市） 平成19年度第1回青森県環境審議会温泉部会（青森市）	打ち水大作戦2007
8	北東北子ども環境サミット（秋田県）	
9	平成19年度上半期青森県リサイクル製品認定審査会（青森市） 第7回青森県地球温暖化対策推進委員会（青森市） 第18回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会（田子町）	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布
10	あおもり環境フェスティバルin八戸（八戸市） 平成19年度不法投棄撲滅青森県民会議（八戸市） 第19回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会（八戸市）	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布

年 月	県 内	全 国
11	第2回あおもり環境演劇コンテスト (青森市) 平成19年度第2回青森県環境審議会 温泉部会(青森市) 第20回県境不法投棄現場原状回復対 策推進協議会(青森市)	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行規則の一部を改正する省令」公布
12	青森県循環型社会形成推進委員会 (青森市)	気候変動枠組条約第13回締約国会議 (COP13)及び京都議定書第3回締約国 会合(COP/MOP3)(インドネシア)
平成20. 1	第4回青森県環境審議会(青森市)	
2	平成19年度青森県環境保全施策推進 協議会 第5回青森県環境審議会(青森市) 平成19年度第3回青森県環境審議会 温泉部会(青森市) 第21回県境不法投棄現場原状回復対 策推進協議会(八戸市)	「環境物品等の調達の推進に関する基 本方針の一部変更」閣議決定 ストップ温暖化「一村一品」大作戦全 国大会2008
3	平成19年度下半期青森県リサイクル 製品認定審査会(青森市) 下北半島国定公園の公園区域及び公 園計画の変更	「第2次循環型社会形成推進基本計画」 閣議決定 「こどもエコクラブ全国フェスティバ ル in 北九州」(福岡県北九州市) 「2006年度(平成18年度)温室効果ガ ス排出量」公表 「京都議定書目標達成計画(改定案)」 閣議決定

16 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例

(平成8年12月24日)
(青森県条例第43号)

目次

前文

第一章 総則 (第一条 第八条)

第二章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第一節 施策の基本方針 (第九条)

第二節 環境計画 (第十条)

第三節 環境の保全及び創造のための施策等 (第十一条 第二十三条)

第四節 地球環境の保全の推進等 (第二十四条・第二十五条)

第三章 環境の保全及び創造のための施策の推進 (第二十六条 第二十九条)

附則

私たちのふるさと青森県は、本州の最北端に位置し、三方を海に囲まれ、陸奥湾を抱え込むように東に下北半島、西に津軽半島が北方に伸び、変化に富んだ美しい海岸線を擁している。また、原始的なブナ林に覆われた世界遺産である白神山地をはじめとした緑の山々、豊かな森林にはぐくまれた水を源とする多くの清流や湖沼など豊かで美しい自然に恵まれている。

四季折々の変化に富んだ豊かで美しい自然と私たちの先人のたゆまぬ努力は、悠久の歴史の中で特色ある北国の文化をはぐくんできた。私たちは、各地で存在する縄文の遺跡、中世及び近世の城跡、寺社及び工芸品など、そして、各地の郷土色豊かな風俗慣習、民俗芸能などに心の安らぎや郷土への誇りと愛着を感じることができる。

私たちは、このような環境から多くの恵みを受けてきたが、資源やエネルギーの大量消費と大量の廃棄物を伴う都市化の進展や生活様式の変化は、生活の利便性を高める一方で、大気、水、そして土壌の汚染をはじめとする様々な問題をもたらし、私たちの生活の安全性を脅かすとともに、地球全体の環境にも大きな影響を及ぼすようになってきた。

このような状況の中、私たちは、ふるさとに残る豊かで美しい自然とそのもたらす恵沢を後世に伝えていく責務を負っている。このため、すべての県民の参加と連携により、私たちの日常生活や事業活動と環境の調和を図りながら、豊かで美しい青森県の環境の保全と創造を目指し、さらには地球的規模の環境問題への地域からの取組を推進することを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第三条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境が県民の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることにかんがみ、広く県民がその恵沢を享受するとともに、これが将来の県民に継承されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、多様な自然に恵まれた本県の地域特性を生かし、人と自然との調和が確保されるよう適切に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、すべての者の参加と公平な役割分担の下に、すべての者が環境の保全及び創造に関する行動に自主的かつ積極的に取り組むことによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されることを旨として行われなければならない。

4 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

第五条 削除

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第七条 県民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(青森県環境白書)

第八条 知事は、毎年、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした青森県環境白書を作成し、これを公表しなければならない。

第二章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第一節 施策の基本方針

(施策の基本方針)

第九条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、総合的かつ計画的に行うものとする。

- 一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- 二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- 三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。
- 四 身近な緑と水辺及び優れた景観の保全及び創造、歴史的文化的資源の活用等により、潤いと安らぎのある環境が保全され、及び創造されること。
- 五 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるよう、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されること。
- 六 地球環境の保全に適切な配慮がなされること。

第二節 環境計画

(環境計画)

第十条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「環境計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 環境の保全及び創造に関する目標
 - 二 環境の保全及び創造に関する施策の方向
 - 三 環境の保全及び創造に関する配慮の指針
 - 四 その他環境の保全及び創造に関する重要な事項
- 3 知事は、環境計画を定めようとするときは、あらかじめ、青森県環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 知事は、環境計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、環境計画の変更について準用する。

第三節 環境の保全及び創造のための施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十一条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、環境計画との整合を図り、環境の保全及び創造について配慮するものとする。

(環境影響評価の推進)

第十二条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第十三条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 県は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(誘導的措置)

第十四条 県は、事業者又は県民が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置をとることとなるよう誘導するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備等)

第十五条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、前二項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(潤いと安らぎのある環境の保全及び創造)

第十六条 県は、潤いと安らぎのある環境を保全し、及び創造するため、緑と水に親しむことのできる生活空間の整備、美しい自然景観をはじめとする優れた景観の形成、歴史的文化的遺産の保全等が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第十七条 県は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び県民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用（以下「資源の循環的な利用等」という。）が促

進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用等に率先して努めるものとする。

(環境管理の促進)

第十八条 県は、事業者が行う環境管理（事業者が、その事業活動の実施に当たって、自主的に環境の保全及び創造に関する方針及び目標を定め、その方針及び目標を達成するための計画を策定して実施し、その実施状況を点検して必要な是正の措置を講じ、並びにこれらについて客観的な監査を行う一連の取組をいう。）を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の振興等)

第十九条 県は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全及び創造に関する広報活動の充実により、事業者及び県民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第二十条 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第二十一条 県は、第十九条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するものとする。

(調査の実施及び監視等の体制の整備)

第二十二条 県は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

- 2 県は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(放射性物質による大気汚染等の防止についての配慮)

第二十三条 県は、環境の保全に関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の防止について特に配慮するものとする。

第四節 地球環境の保全の推進等

(地球環境の保全の推進)

第二十四条 県は、地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

- 2 県は、国等と連携し、環境の保全に関する調査、研究、情報の提供等を行うことにより、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(地球環境の保全に資する行動計画)

第二十五条 知事は、県、事業者及び県民がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資

するように行動するための計画を定め、その普及及び啓発を行うとともに、これに基づく行動が推進されるようにしなければならない。

第三章 環境の保全及び創造のための施策の推進

(国及び他の地方公共団体との協力)

第二十六条 県は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(市町村への支援)

第二十七条 県は、市町村が環境の保全及び創造に関する施策を行う場合には、これを支援するよう努めるものとする。

(県民の意見の反映)

第二十八条 県は、環境の保全及び創造に関する施策に県民の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第二十九条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (抄)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

17 環境用語の解説

【あ】

アイドリング・ストップ

大気汚染防止を目的とし、自動車の駐・停車中にエンジンを不必要にアイドリングすることを自粛すること。環境省では、平成8年度の環境月間を契機に全国的な実践運動としての「アイドリング・ストップ運動」を提唱している。

大気汚染や騒音・悪臭の防止はもちろん、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の大幅な排出抑制につながる。

青 潮

富栄養化した内海の表層で増殖したプランクトンが死に下層へ沈殿し、底層で分解される過程で酸素が消費され、酸素濃度は次第に低下する。この貧酸素状態になった底層の水塊が表層にまで上昇し、海水が青く見える現象のことを指して青潮という。赤潮同様に魚介類の大量死を発生させることがある。

赤 潮

プランクトンの異常増殖により海水が赤く見える現象であり、有害プランクトンの発生や一時的に酸素消費量が増加することによる酸素欠乏のため、魚介類のへい死など、漁業被害を伴うことがある。

悪臭原因物

特有の臭いを発生する物質は約40万種類にも及ぶといわれているが、その代表的なものとしては、硫化水素、塩素ガス等の無機化合物のほか、脂肪酸、アミン等の窒素化合物、メチルメルカプタン等の硫黄化合物等の有機化合物がある。

なお、悪臭防止法では、生活環境を損なうおそれのある22物質を特定悪臭物質として指定している。

アジェンダ21

1992年6月にブラジルで開催された地球サミットにおいて採択された「環境と開発に関するリオ宣言」を受け、21世紀に向け持続可能な開発を実現するために、各国及び各国際機関が実行すべき行動計画を具体的に規定するものである。なお、「アジェンダ」は課題という意味である。

アスベスト（石綿）

保温・耐火材として用いられる蛇紋石や角閃石から採取する繊維状の鉱物。材質は軟らかく、磨耗や熱に強いいため、様々に加工できる。用途はボイラーやスチーム暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、クラッチ、石油ストーブの芯など約3,000種に及ぶ。大量に吸うと肺がん等の原因になる。

アメニティ (Amenity)

「快適さ」、「感じのよさ」と訳されている。環境面では、豊かな緑、清らかな水辺、ゆとりある空間、美しい街並み、歴史的・文化的遺産などがバランスよく備わった状態をいい、人間性豊かな生活を保障し、地域の活性化を推進していく基盤ともなる。

硫黄酸化物 (SO_x)

石油等の燃焼により生じる硫黄と酸素の化合物の総称。二酸化硫黄 (SO₂)、三酸化硫黄 (SO₃、無水硫酸) など6種類ほどある。SO_xは人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりする。

閾 値 (いきち)

その値以下では地域住民の健康上悪い影響が起こらない値をいう。つまり、その値又はそれ以下の値であれば現在までの知見では直接又は間接の影響が観察されなかった値。

一 律 基 準

工場等が遵守すべき規制規準として、国が一律に定めた基準をいう。

一酸化炭素 (CO)

無味・無臭・無色の気体で、炭などの不完全燃焼、自動車の排ガスにより発生する。一酸化炭素中毒は、血液中のヘモグロビンとの結合により酸欠をきたし、中枢神経を麻痺させるものである。

移動発生源

大気汚染物質の発生源は、固定発生源と移動発生源に分類され、固定発生源には、工場等のボイラー、金属加熱炉、ガラス溶解炉等の生産設備と事業場の冷暖房ボイラー、焼却炉等があり、移動発生源には自動車、船舶、航空機がある。

上乘せ基準

ばい煙、汚濁物質等の排出 (水) の規制に関して、都道府県等が条例で定める基準であって、国が定める基準より厳しいものをいう。

なお、いわゆる「上乘せ」は、基準値そのものを厳しくするもののほか、規制対象施設の範囲を拡げるもの(「横出し」と呼ばれる。)等を含めて使われる場合がある。

エ コ 調 査

化学物質環境実態調査のこと。旧通称は黒本調査。昭和48年「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」が制定され、既存化学物質の一般環境中の残留状況の把握を目的として、昭和49年から開始された。現在では「初期環境調査」「暴露量調査」及び「モニタリング調査」の3調査からなる。

エコロジー運動

人間も生態系の一部であるという観点から、自然環境と共生する生活や社会を構築することを目指した運動のことをいう。自然保護や公害防止はもとより、食品安全やリサイクル運動、省エネ・省資源活動なども広く含むものである。

塩化水素 (HCl)

常温では刺激臭の強い無色の気体で、空気中では水分を凝縮して白い霧となる。ガス状塩化水素は粘膜を刺激し、炎症の原因となる。

ND (Not Detected)

「検出されず」の意味。JIS規格の方法により測定を行った場合に、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。

MPN (Most Probable Number)

「最確数」の意味。環境基準に設定されている大腸菌群数の測定方法として定められている最確法を行う際に用いられる。この方法を用いて測定した大腸菌群数については、MPN / 100mlと表記する。

加えて所定の条件で培養し、増殖または所定の反応がみられた試験管数から試料中の細菌数を算出する際の基準となる。

オキシダント (光化学オキシダント)

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こして発生する二次汚染物質で、オゾン、アルデヒド、PAN (パーオキシアセチルナイトレート) 等の酸化性物質の総称である。このオキシダントが原因で起こるいわゆる光化学スモッグは、日差しの強い夏季に多く発生し、目をチカチカさせたりすることがある。

オゾン (O₃)

空気中では放電、紫外線の照射等により生じる臭気のある気体である。3 ppm以上の濃度に数時間の暴露で気管支を刺激し、二酸化窒素の場合に似た毒性肺水腫を起こすおそれがある。

オゾンの大部分は成層圏に分布しており、特にオゾンが集まった層をオゾン層という。太陽光線に含まれている有害な紫外線を吸収する役目を果たしている。

オゾン層の破壊

フッ素化合物 (総称フロン) は冷蔵庫、エアコンの冷媒、電子部品製造時の洗浄剤、スプレーの噴射剤に使用されている。使用後に大気中に放出されると、対流圏では分解されず、成層圏に達し、太陽光により分解されるが、その際に発生する塩素原子がオゾン層を破壊することが明らかにされている。フロンと同様にオゾン層を破壊するものに消化剤用ハロン、洗浄用トリクロロエタン、四塩化炭素などがある。

汚濁源

上水道、工業用水道、水産資源等への被害や公共用水域の自浄機能の低下など水質に関する公害を直接又は間接に引き起こす原因となるものをいい、工場・事業場排水、生活排水、廃棄物、農薬などが挙げられる。

汚濁負荷量

大気や水などの環境に排出される硫黄酸化物などの汚濁物質の1日当たりの量で表され、これは都市下水や工場排水など汚濁源から排出される排出量などとその汚濁物質の濃度の積で示される。

汚泥

工場排水などを処理した後に残る水分を多量に含んだ泥状の物をいい、下水処理場などの排水処理から発生する腐りやすい有機物を含むものや、水道浄水場から発生する主として粘土などを含む無機物が主体となるものなどがある。

温室効果ガス

赤外線を吸収し「温室効果」をもたらす気体で、二酸化炭素（CO₂）、メタン、一酸化二窒素、フロン、代替フロンなどがある。

【か】

化学的酸素要求量（COD）

海域や湖沼の汚れの度合いを示す数値で、水中の有機物などの汚染源となる物質を、通常過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量をmg/lで表したものである。この数値が高いほど水中の汚染物質の量が多いことを示している。

加重等価平均感覚騒音レベル（WECPNL）

ある場所における1日当たりの航空機騒音の大きさを表す単位で1機ごとの騒音レベルだけでなく、飛来時間や機数をも考慮したものである。まず、1日単位で飛来した航空機の騒音レベルをすべてdB平均し、さらに時間帯別機数について、同じ大きさの騒音でも昼と夜とでは、夜の方がうるさく感じられるので、夕方に飛来した機数を3倍、夜に飛来した機数を10倍にして計算する。

カドミウム（Cd）

カドミウムによる環境汚染は、従来、亜鉛精錬所、メッキ工場や電気機器工場などの周辺でみられ、大量のカドミウムが長期間にわたって体内に入ると慢性中毒となり、腎臓障害を起こし、カルシウム不足となり骨軟症を起こす。「イタイイタイ病」の原因物質は上流の鉱山の排水及び残さに含まれていたカドミウムといわれている。

環境影響評価

開発事業の実施により公害の発生、自然環境の破壊など環境保全に重大な支障をもたら

すことのないように、当該開発事業が環境に及ぼす影響を事前に調査、予測及び評価を行うことをいう。一般に、環境アセスメントと呼ばれている。

環境基準

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準を行政上の目標値として定めたものであり、環境基本法第16条に規定されている。

環境公共

農林水産業を支える公共事業。

本県では、「農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる」との観点から、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置付けて推進している。

環境放射線

人間の生活環境にあるすべての放射線をいう。宇宙線及び大地・大気・動植物等に含まれる自然放射性核種からの放射線である自然放射線が最も多く、次いで極微量であるが、レントゲン撮影などに使用されるX線や過去の核実験及び原子力施設から環境に放出された人工放射性物質からの放射線である人工放射線がある。

環境放射線等モニタリング

原子力施設周辺地域にモニタリング地点を設け、環境放射線を測定したり、環境試料中の放射能を分析、測定することをいう。本県では、この結果は青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議において評価・確認され、一般に公表されている。

環境ホルモン

動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性内分泌かく乱化学物質のことをいう。現在、ビスフェノールA、フタル酸エステル類等約70種類の化学物質が、生殖機能阻害、悪性腫瘍等を引き起こす可能性があると考えられている。

環境マネジメントシステム

企業等の事業組織が法令等の規制基準を遵守することにとどまらず、自主的・積極的に環境保全のためにとる行動を計画・実行・評価することをいう。そのため、環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、これを実行、記録し、その実行状況を点検して方針等を見直す一連の手続を「環境マネジメントシステム」という。また、こうした一連のシステム点検作業が「環境監査」と呼ばれている。なお、このシステムの国際規格（ISO14001）が1996年9月1日に正式に発行され、それを受け、我が国でも同年10月20日にJIS化された。

観測井

地盤変動の状況及び地下水位の状態がどのようになっているかを観測するための井戸をいう。

規制基準

法律又は地方公共団体の条例に基づいて設定された公害の原因となる行為の規制に関する基準であって、事業者等に直接の遵守義務が課せられるものをいう。

青森県公害防止条例では18条、33条、46条、56条、57条にそれぞれ規定されている。

さらに具体的な規制項目及び基準値については、青森県公害防止条例施行規則に規定されている。

逆転層

大気中では通常、高度が高くなるほど気温が下がるが、逆に高度の高いところに地表よりも温度の高い層ができることがあり、これを逆転層という。逆転層ができると大気にフタをしたような状態になり、逆転層の内側の大気の状態を安定させるため、地上から出たばい煙が逆転層の内側に閉じ込められた状態になり、大気の汚染がひどくなる。

嗅覚測定法

悪臭の測定方法は、嗅覚測定法と機器分析法とに大別される。機器分析法が臭気成分の分析を主目的とするのに対し、嗅覚測定法は人間の嗅覚によって臭気の種類とその強さを測定することを目的として行われるものであり、三点比較式臭袋法がよく用いられる。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質等だけでなく「環境」の視点を重視し、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に購入すること。グリーン購入は、環境保全型商品の市場を生み出し、製造者側に環境保全型商品の開発・供給のインセンティブを与えることになり、持続可能な社会経済システムにおいて極めて重要な鍵を握っている。平成8年4月には、グリーン購入に率先して取り組む企業、行政機関、民間団体等による「グリーン購入ネットワーク」が設立され、必要な情報の収集・提供、ガイドラインづくり、意識啓発等が行われている。

平成12年5月にはグリーン購入の促進を目的に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」、いわゆるグリーン購入法が制定され、国についてはグリーン購入の義務づけ、地方公共団体に対しては努力義務が課せられた。また、事業者や国民に対してもグリーン購入を求めている。

グレイ (Gy)

大気中の放射線量を表す単位で、ある物質が放射線のエネルギーをどの程度吸収したかを表す単位。

クローズド・システム

工場の生産工程等から出る排出物を有効に再利用し、有害物質の排出防止のための処理工程を組み込んで、使えるものはできるだけ再利用し、最後は完全に無害化して外部へ排出するシステムをいう。

K値（規制）

施設ごとに煙突の高さに応じた硫黄酸化物の排出許容量を求める際に使用する大気汚染防止法で定められた定数である。K値は地域ごとに定められており、施設が集合して設置される地域ほど規則が厳しく、その値も小さい。

健康項目

公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境基準で、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として設定された項目をいい、次の26項目がある。

カドミウム、全シアン、鉛、クロム（六価）、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2 - ジクロロエタン、1, 1 - ジクロロエチレン、シス - 1, 2 - ジクロロエチレン、1, 1, 1 - トリクロロエタン、1, 1, 2 - トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 3 - ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素

建設副産物

建設工事に伴い副次的に得られるすべての物品であり、その種類としては、工事現場外に搬出される建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、紙くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず又はこれらのものが混合した建設混合廃棄物などがある。

公害防止管理者

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に定められた特定工場において、公害の防止に関する業務のうち技術的事項を管理する者をいう。特定事業者はばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、粉じん発生施設及び振動発生施設の区分ごとに、それぞれ異なる種類の公害防止管理者を選任しなければならない。

公害防止協定

地方公共団体と企業、住民団体と企業などの間で、公害防止のために必要な措置を取り決める協定のことをいう。公害規制法の不備を補い、地域の特殊性に応じた有効な公害規制を弾力的に実施するのに適するため、法律や条例の規制と並ぶ有力な公害防止対策上の手段として広く利用されている。

降下ばいじん

大気中の汚染物質のうち雨水とともに、あるいは単独の形で地上に降下する物質の総称。

公共用水域

水質汚濁防止法で「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路」をいう。ただし、「下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの、また、この流域下水道に接続している公共下水道は除く。」とされている。

コージェネレーション

発電と同時に発生した排熱も利用して、給湯・暖房などを行うエネルギー供給システム。従来の発電システムでのエネルギー利用効率は40%程度で、残りは排熱として失われるが、コージェネレーションシステムでは最大80%まで高められる。これまでは紙パルプ、石油化学産業などで導入されていたが、最近ではオフィスビルや病院、ホテル、スポーツ施設などでも導入されつつある。

【さ】

最終処分

廃棄物を自然環境に還元することをいう。これには埋立処分、海洋投入処分があり、法令により一定の処理基準が定められている。また、最終処分場とは、一般廃棄物及び産業廃棄物を処分するために必要な場所及び施設・設備の総体をいう。産業廃棄物処分場には、安定型（廃プラスチック等）、管理型（汚泥等）、しゃ断型（有害物質を埋立基準以上に含む廃棄物）がある。

酸性雨

工場、事業場から排出されるばい煙、自動車の排出ガス中に含まれている硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質が大気中で化学変化を起こし酸性物質となったものが、雲や降水に取り込まれることによって生ずるpH5.6以下の雨をいう。

自然圧密

堆積年代の新しい沖積層や盛土部分で生じる沈下現象。土自体の重さにより、地盤が自然に沈降すること。

自然環境保全地域

高山性植物、すぐれた天然林などの中で、自然的社会的諸条件からみて、その自然環境を保全することが特に必要な地域を自然環境保全法又は県自然環境保全条例に基づき指定する地域をいう。

浄化槽

し尿及び生活雑排水を沈でん分離あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方

法によって処理し、それを消毒し、放流する施設をいう。

振動レベル

振動の加速度を d B（デシベル）で表した公害用振動レベル計に人間の振動感覚に似せた回路を使って測った値をいう。単位はデシベル（d B）を用いる。

水質基準

一般に水質を保全するための基準としては、公共用水域自体の水質が人の健康の保護及び生活環境保全のために維持されることが望ましい基準として定められる環境基準と、工場又は事業場などから公共用水域に排出される水の水質許容限度として定められる排水基準の二つがある。水質基準としては、まず、水域自体の利用目的等による環境基準が定められ、この基準を達成するためのものとして排水基準が定められる。

水準点

土地の標高を表す標石で、水準測量の基準として用いられている。地盤の変動状況を測定する場合には、これを用いる。

3 R（スリーアール）

リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の3つの頭文字Rをとったもので、1980年代中頃にアメリカで使用されたのが始まりとされている。このほか、この3Rに、リカバー（Recover：回収）を加えた4R、リフューズ（Refuse：ごみになるものを受け取らない、発生源を絶つ）を加えた4R、リペア（Repair：修理、修繕）を加えた4Rを主張する考え方もある。循環型社会形成推進基本法では、3Rを基本としている。

生活環境項目

水質汚濁物質の中で、生活環境に悪影響を及ぼすおそれのあるものとして定められた項目をいい、pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数などについて定められている。

排水基準については、項目別に定められているが、環境基準については、河川、湖沼、海域別に、水道、水産、農業用水、工業用水、水浴などの利用目的に適応した類型によって基準が定められている。

生活雑排水

各家庭から排出される排水（生活排水）には、台所、洗濯、風呂などからの排水と、便所からの排水とがあり、このうち便所からの排水を除いた排水を生活雑排水という。生活雑排水は、下水道や浄化槽に接続している家庭では、し尿を含んだ水とともに処理されるが、そのほかの家庭では大部分が未処理のまま流されており、河川等の公共用水域の汚濁要因の一つとなっている。

生物化学的酸素要求量（BOD）

生活環境項目の一つであり、河川水や工場排水、下水などの汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれる有機物質が一定時間、一定温度のもとで微生物によって生物化学的に分解されるときに消費される酸素の量をいい、単位はmg/lで表示される。BOD値の高い水は生物的に分解されやすい有機物が多く含まれていることを示している。

ゼロ・エミッション

廃棄物や熱の自然界への排出（エミッション）をゼロにすること。具体的には、一産業・社会部門における廃棄物・熱を極力その中で再利用するとともに、他部門での活用を含め、全体として廃棄物等をなくすことをいう。

国連大学や国際機関が中心となり提唱・研究されており、完全循環型社会の構築を目指している。

騒音レベル

騒音計で測定した騒音の指示値を騒音レベルといい、単位はホンを用いていたが、平成5年11月からデシベルに変更された。

総水銀（T-Hg）

水銀による汚染状況を示す測定値の名称。水銀は、神経系を侵し、手足のふるえを起こしたり、言語障害、食欲不振、聴力や視力の減退をもたらす。水銀化合物のメチル水銀が「水俣病」の原因物質であることが知られている。

総量規制

一定の地域内の汚染（濁）物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染（濁）物質許容排出量を割り当てて、この量をもって規制する方法をいう。個々の発生源に対する従来の規制のみでは、地域全体として、健全な生活環境を維持することが困難な場合に、その解決手段として総量規制の方式がとられている。

【た】

炭化水素（HC）

塗装・印刷工場・重油等の貯蔵タンク・自動車等から主に発生し、窒素酸化物とともに光化学オキシダントの原因物質の一つである。

ダイオキシン類

有機塩素化合物であるポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン（PCDD、75種類）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF、135種類）の総称で、主として物の燃焼に伴い非意図的に生成される。

平成11年7月16日に公布されたダイオキシン類対策特別措置法ではPCDD及びPCDFにダイオキシン類と同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）と呼ばれる物質群を含めて、「ダイオキシン類」と定義された。

窒素酸化物 (NO_x)

NO、NO₂、N₂O、N₂O₃、N₂O₅などがある。主として、重油、ガソリン、石油などの燃焼により発生するほか、化学工場などからも発生する。大気汚染物質として問題となるのはNO、NO₂である。燃焼によって直接発生するのはNOで、大気中でNOが酸化されることによってNO₂になる。

NO_xは光化学スモッグの発生原因となるほか、人体の中枢神経系へ影響を及ぼし、呼吸気道、肺等に障害を与える。

中央値

統計学用語で、中位数ともいう。多数個の測定値の中央値とは、その数値を大きい順に並べた場合の中央に位置する数値をいう。

中間処理

廃棄物の最終処分（埋立、海洋投入処分）に先立って行われる人為的な操作等をいう。主な方法として、焼却、中和、溶融、圧縮等がある。

鳥獣保護区

野生鳥獣の保護、繁殖を図るために必要があると認めるとき、環境大臣又は都道府県知事が設定した区域をいう。この区域ではすべての鳥獣の捕獲が禁止され、鳥獣の生息及び繁殖のために必要な保護施設等を設けている。特に鳥獣の保護繁殖を図る必要がある地域を特別保護地区に指定して、開発行為や工作物の設置など鳥獣の生息に影響を及ぼす行為を規制している。

低公害車

電気自動車など、その運行に伴って排出ガスを排出しない自動車、又は排出ガスの排出量が相当程度少ないと認められる自動車、その他の環境への負荷の少ない自動車のことをいう。

具体的には、電気・メタノール・天然ガス・ハイブリッド自動車等がある。

デポジットゲージ

ガラス等の円筒容器に降下ばいじんを捕集する装置で、ばいじん量、重金属濃度、陰イオン濃度等の測定に用いる。

デポジット制度

飲料等を販売する際に、預かり金（デポジット）を料金に上乗せし、消費者が小売店等にビールびん等の商品容器を返却した場合に預かり金を払い戻す制度。消費者に経済負担を負わせることによって、空き缶や空き瓶の散乱を防止し、ごみの減量とリサイクルを進めることを目的としている。

テレメータ

無線又は有線回線を用いて遠隔地の測定局と中央監視局を結び、測定局のデータを中央監視局で一元的に収集処理するもので、コンピュータと通信回線を組み合わせてシステム化されている。大気汚染や水質汚濁の状況、環境放射線の監視などに用いられる。

等価騒音レベル (L A e q)

一定時間に発生した騒音レベルを騒音のエネルギー値に換算して時間平均したもの。国際的にも騒音の評価値として広く使われ、騒音の発生頻度や継続時間を含めた評価が可能であり、平成11年4月施行の騒音に係る新しい環境基準に採用されている。単位は、d b (デシベル) が用いられる。

特定事業場

水質汚濁防止法では、生産施設等のうち汚水又は廃液を排出する施設を特定施設として定めているが、この特定施設を設置する工場、事業場を特定事業場という。

特定ハロン

ハロンとは炭素、ふっ素、臭素等の化合物であり、化学的に安定、無色透明、不燃性、毒性がない等の性質を有する。特定ハロンとは、ハロン1211、1301、2402の3種類のハロンを指し、既に生産が全廃されている。

特定フロン

1985年3月に、「オゾン層の保護に関するウィーン条約」が採択され、同条約に基づいて「モントリオール議定書」が1987年9月に採択された。この議定書で規制の対象となったフロン11、フロン12、フロン113、フロン114、フロン115を特定フロンといい、1995年末に生産が全廃された。

トリクロロエチレン

有機塩素系化合物で、クロロホルム臭のある無色透明の液体で揮発性を有し、不燃性である。水に溶けにくく、エーテル、エタノール等の有機溶剤に溶ける。金属、機械部品等の脱脂・洗浄剤、一般溶剤として用いられ、目、鼻、のどを刺激し、繰り返し皮膚に接触すると皮膚炎を起こす。

また、蒸気を吸入すると、めまい、頭痛、吐き気、貧血、肝臓障害等を起こす。

【な】

鉛 (P b)

鉛による中毒症状としては、骨髄神経を害し、貧血、血液変化、神経障害、胃腸障害、身体の衰弱等を起こし、強度の中毒では死亡する。金属鉛は常温では蒸発しないが、粉じんとして吸入し、あるいは経口的に摂取するおそれがある。

75 % 値

n個の日間平均値を小さい方から並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目(小数点以下切上げ)にくる数値で、BOD、CODの環境基準達成の判定に用いる。

二次的自然環境

二次林、二次草原、農耕地など、人と自然の長期にわたる関わりの中で形成されてきた自然環境。原生的自然に人為等が加わって生じた二次的なものの意。

二次林

伐採後再生した森林など、過去に伐採等の人為が加えられ、その影響を受けている森林又は、現在も下草刈りなど継続的に人為が加えられていることにより成立している森林をいう。二次林は代償植生である森林のことで、スギ、ヒノキなど植林地の樹林は含まれない。

日平均値の2%除外値

年間にわたる日平均値の高い方から2%の範囲にあるものを除いた次の日の平均値である。

例：有効測定日数365日の2% = 7.3日 7日間を除外し、8番目に高い日平均値を2%除外値とする。同様に98%値とは、年間にわたる日平均値(n個)のうち低い方から $0.98 \times n$ 番目にくる数値を示す。

ノルマル立方メートル毎時 (m³N/h)

温度が零度、圧力が1気圧の状態に換算した時間当たりの気体の排出量などを表わす単位である。

【は】**ばい煙**

大気汚染防止法等において、次のとおり定められている。

ア 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物

イ 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん

ウ 物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する物のうち、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、ふっ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素、鉛及びその化合物並びに窒素酸化物(これらを総合して有害物質という。)

廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になったもの」をいい、放射性物質及びこれによって汚染された物並びに気体状の排出物を除くすべての汚物が含まれる。

なお、「特別管理一般(産業)廃棄物」とは、一般(産業)廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものをいう。

排出基準

大気汚染防止法において、工場などに設置されるばい煙発生施設で発生し、排出口から大気中に排出されるばい煙の量の許容限度をいう。現在、排出基準の設定されている大気汚染物質として硫黄酸化物、ばいじん及び政令で指定されている有害物質（窒素酸化物、カドミウム及び化合物、塩素及び塩化水素、ふっ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素並びに鉛及びその化合物）がある。

ばいじん

石炭や石油系の燃料の燃焼に伴い発生するすす等の未燃焼物をいい、このうち大気中に排出されたあと、重くて地上に降りてくるものを降下ばいじんという。

PRTR制度

化学物質の管理システム。PRTR (Pollutant Release and Transfer Register) とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、どのような発生源からどれくらい環境中へ排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外へ運び出されたかというデータを事業者自らが把握し、届け出たものを集計して公表・開示する仕組み。

光害

光害は、ネオンや街灯の光によって、夜間、星がよく見えなくなるなどの影響が出ることであり、大気汚染や水質汚濁といった典型7公害とは異なり、人の健康に影響が出たり、必ずしも不快感をもたらすものではない。

しかし、夜間の人工光は道路・航路などの安全確保や都市機能を維持する上で不可欠であるが、必要以上の照明はエネルギーを浪費するだけでなく、天体観測を困難にするものであり、また、夜間の過剰な照明による動植物の生態系の変化などの影響が懸念される。

ビオトープ (Bio Top)

ドイツ語でBio (生物)、Top (場所) を意味する。学術上、生物圏の地域的な基本単位を指し、動植物の生息地、生育地といった意味で用いられる。

ヒ素 (As)

鶏冠石、石黄等に硫化物として含まれている。砒酸鉛、三酸化砒素などは殺虫剤として農薬に用いられている。

非メタン炭化水素 (NMHC)

各種の炭化水素のうち、光化学反応性に乏しいメタンを除いたものをいい、光化学反応により光化学スモッグを引き起こす。非メタン炭化水素の発生源は、自動車排ガス、塗装・洗浄工場からの放出、石油タンクやガソリンスタンドからの揮発である。

富栄養化

富栄養化とは、水の出入りの少ない湖沼、内海等に植物が生育する上で必要とする栄養

物質（代表的なものとして窒素、りん）が流入し、プランクトンや藻類が異常に増加し、水質が悪化する現象をいう。その結果として、特に湖沼においては、アオコの発生、海においては赤潮の発生などの現象が起こり、棲息動物がへい死したり、飲料水として使用するためには多額の経費を必要とするなど、障害となる場合がある。

ふっ素（F）

腐食性に富み、極めて有毒である。低濃度でも植物被害が現われる。アルミニウム製造業、鉄鋼業、りん酸肥料製造業の工場から発生する。

浮遊物質（SS）

水に溶けない懸濁性の物質をいい、単位はmg/ℓで表示される。水の濁りの原因となるもので魚類のエラをふさいでへい死させたり、日光の透過を妨げることによって水生植物の光合成作用を妨害するなどの有害作用がある。また、有機性浮遊物質の場合は河床に堆積して腐敗するため、底質を悪化させる。

浮遊粉じん（Dust又はSP）

大気中に浮遊している極めて微細な粒子で、物の破碎、選別、土砂の巻上げ、燃料の燃焼過程等で発生する。このうち粒径10μm以下のものを浮遊粒子状物質（SPM）と呼び、環境基準に定められている。

フロンガス

フロンガスとは、フッ化炭化水素化合物の日本での通称である。無色・無臭の気体又は液体で、化学的・熱的に安定し腐食性・毒性も低く引火性がなく、冷蔵庫・クーラーなどの冷媒や断熱材の発泡に用いられている。しかし、塩素を含むフロンは、大気中に放出されることによりオゾン層の破壊を引き起こすとして、1987年のモントリオール議定書により生産・消費量の規制と段階的削減が決定された。

閉鎖性水域

湖沼や内湾のように水の滞留時間が比較的長く、水の交換が行われにくい水域をいう。汚濁物質が蓄積しやすいため、水質汚濁が進行しやすく、また、その回復が容易でないという特徴がある。

ベクレル（Bq）

放射能の強さを表す単位で、単位時間（1秒間）内に原子核が崩壊する数を表す。

【ま】

マニフェストシステム

産業廃棄物の不適正処理や不法投棄を防ぐため、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する場合、種類や数量を明記した「管理票」を添付し、処理の委託を受けた業者が廃棄物の適正処理と報告を行うことを義務づけた制度である。平成2年3月に導入され、平成9

年6月の廃棄物処理法改正に伴い、平成10年12月からすべての産業廃棄物について添付が義務化されている。

面的評価

平成10年9月に騒音に係る環境基準が改正され、騒音レベルの指標が等価騒音レベルに変更されるとともに、道路に面する地域の環境基準達成状況の評価方法は、当該地域内のすべての住居等のうち環境基準の基準値を超過する戸数及び割合を把握することにより評価する、いわゆる「面的」な評価へと変更になっている。

木質バイオマス

「バイオマス」とは、生物資源 (bio) の量 (mass) を表し、化石燃料を除く再生可能な生物由来の有機性資源をいう。その中で、木材からなるバイオマスを「木質バイオマス」と呼ぶ。

木質バイオマスには、主に樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する端材やおが屑などのほか、街路樹の剪定枝や住宅の解体材などの種類がある。

【や】

ユビキタスネットワーク

ユビキタスは、「いたるところに存在する」を意味し、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」つなげることができるネットワークのことをいう。

溶液導電率法

大気中の汚染物質が水に溶けると電気を通しやすくなる性質を利用し、汚染物質、特に二酸化硫黄の環境濃度の自動測定に用いる。

溶存酸素量(DO)

水中に溶けている酸素量のことをいい、溶存酸素は水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠のものである。溶解量を左右するのは水温、気圧、塩分などで、汚染度の高い水中では消費される酸素の量が多いので溶存する酸素量は少なくなる。きれいな水ほど酸素は多く含まれ、水温が急激に上昇したり、藻類が著しく繁殖するときには過飽和の状態となる。

横出し規制

国の公害関係法により規制対象となっている工場もしくは事業場又は項目以外の工場もしくは事業場又は項目について地方公共団体が条例により規制を行うことをいう。

【ら】

ライフサイクルアセスメント(LCA)

製品の環境負荷を、原料調達段階から生産・消費・使用・廃棄に至る各段階ごとに分析

し、評価する方法である。製品が環境に与える負荷の改善を目的とする。

硫酸ミスト

亜硫酸ガス（ SO_2 ）が空気中の水分に溶けると亜硫酸になるが、大気中にオキシダントがあると酸化されて硫酸になる。これが大気中で霧状に存在するものを硫酸ミストという。

類型指定

水質汚濁及び騒音の環境基準については、国において類型別に基準値が示されている。

これに基づき、都道府県において、水質汚濁に関しては現状水質等、騒音に関しては都市計画区域等を勘案し、具体的な地域を当てはめ、指定することをいう。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息状況を解説した資料集である。

1966年にIUCN（国際自然保護連合）が刊行したのが最初であり、わが国では、当時の環境庁が「日本の絶滅のおそれのある野生生物」を刊行し、近年は各地方自治体においても作成されてきている。

ローカルアジェンダ

地球規模の環境問題の原因やその解決策の多くは、地域における社会経済活動や一人ひとりの生活に深く関わっており、地域レベルでの取組を推進する必要がある。このため、本県においても、平成8年度に「あおもりアジェンダ21」を策定し、行政、事業者、県民が一体となって、地球環境保全に向けて取り組むべき基本的方向や具体的行動を示している。

BOD (Biochemical Oxygen Demand)

生物化学的酸素要求量

COD (Chemical Oxygen Demand)

化学的酸素要求量

シーリー (Combat Employment Readiness Exercise)

作戦態勢運用演習

DO (Dissolved Oxygen)

溶存酸素量

EC (Electric Conductivity)

導電率（単位： $\mu\text{S}/\text{cm}$ ）

N L P (Night Landing Practice)

夜間離陸着陸訓練

pg-TEQ

pg (ピコグラム) は1兆分の1グラム (10^{-12} g) を表す単位。TEQ (毒性等量) は、毒性の強さが異なるダイオキシン類の毒性の強さを表す方法として、濃度に毒性等価係数 (TEF) を乗じて換算した数値。

ppm (parts per million)

百万分の一という意味の濃度を表わす単位で、亜硫酸ガス 1 ppmとは、1 m³の空気中に亜硫酸ガスが1 cm³混入している状態をいう。

R P L D (Radiophotoluminescence Glass Dosimeter)

蛍光ガラス線量計。一定期間の環境放射線の積算量を測定するのに用いる。

SS (Suspended Solid)

浮遊物質

WECPNL (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level)

加重等価平均感覚騒音レベル

*

環 境 白 書 (平成20年版)

平成20年12月発行

編集・発行 青森県環境生活部環境政策課

〒030 - 8570 青森市長島一丁目1番1号

T E L (代表) 017 - 722 - 1111

(直通) 017 - 734 - 9241
